

第Ⅲ章 世界の通商秩序を巡る動向

第1節 世界の通商政策の最新動向

(1) 2025年以降の通商環境の変化と主要課題

■貿易政策の不確実性の常態化と紛争に伴う混乱

第2次トランプ政権が誕生して以降、世界の通商秩序はかつてないほどの不確実性に直面した。トランプ大統領が2025年4月にいわゆる相互関税を発表して以降、米国の貿易政策への関心が高まった。米国の通商政策の不確実性を測るデータとして知られる「貿易政策不確実性指数(TPU)」は、2024年の平均値は132ポイントだったところ、2025年4月に1,151ポイントを記録した¹(第I章第1節参照)。しかし、その後のTPUの推移を見ると、2026年4月に198ポイントまで低下した。通商秩序は落ち着きを取り戻したようにも見える。

経済産業研究所(RIETI)が発表している日本の政策不確実性指数(通商政策)²も、2024年平均で136ポイントだったところ、2025年4月に1,604ポイントと記録的な高水準に達したが、1年を経た2026年4月に165ポイントまで低下した。2025年は米国の相互関税以外にも、日本企業に多大な影響を及ぼす様々な政策が発表されたが、各指数等を参照する限り「貿易政策の不確実性」は沈静化したと言えるかもしれない。あるいは、企業関係者も見通しのつかない通商環境に慣れてしまい、ある意味で常態化した側面もあるだろう。

他方で、2026年2月末から米国とイスラエルがイランに対して大規模な攻撃を行い、翌月からイランがホルムズ海峡を封鎖した。こうした中東情勢の悪化に伴って、石油関連製品の調達に滞るなど、日本企業のビジネスにも大きな影響を与えている。RIETIが作成した「新聞報道を基にした紛争関連の不確実性指数」を参照すると、2026年4月に515ポイントと、ウクライナ紛争が本格化した2022年3月(534ポイント)、同時多発テロが起こった2001年9月(527ポイント)に次いで高水準となった。エネルギー・燃料、ナフサ、シンナーなどのサプライチェーンが混乱し、日本のみならず日本企業の生産拠点

が集積する東南アジアやインドにおいても操業に影響が生じている。中東にエネルギーを依存しているアジア諸国においては、エネルギー安全保障の脆弱(ぜいじゃく)性が浮き彫りとなっている。

■貿易・投資阻害措置の導入が加速

スイスの非営利団体、ザンクトガレン貿易繁栄基金が運営し、世界貿易や投資に影響を及ぼす政策介入措置を監視・報告する「グローバルトレードアラート(GTA)」のデータベースによれば、2025年に世界全体で導入された通商面での新たな政策介入のうち、貿易や投資に悪影響を与える阻害措置(Harmful measures)³の件数は前年比7.7%増の3,822件に上った(図表Ⅲ-1)⁴。2024年に高止まりの気配を見せたが、2025年は件数の増加率が上昇する加速傾向が見られた。

2025年に導入された阻害措置の内訳では、補助金(輸出補助金除く)が1,781件と全体の半数弱を占めて最多であったが、同措置の実施は前年に比べて減少傾向にある。次いで、輸出関連措置(輸出制限や輸出補助金などを含む)が523件だった。2025年の特徴的な傾向は、関税措置が前年比2.3倍(353件)、資本管理措置が77.4%増(275件)、条件付きで発動される貿易保護措置が2.4倍(200件)と、いずれも前年から大幅に増えたことだ。関税措置は、前述のとおり米国での発動が増えており、米国での関税措置の発動件数は2024年の13件から2025年に153件に増えた。資本管理措置(制裁等による投資・商業取引の規制、資金引き揚げの規制が含まれる)は、米国(2024年:72件⇒2025年:105件)、EU27カ国(24件⇒50件)、英国(13件⇒36件)などで導入が増えた。条件付(Contingent)貿易保護措置(アンチダンピング措置、補助金相殺措置、セーフガード措置が含まれている)⁵は、米国(32件⇒55件)、EU27カ国(9件⇒30件)、インド(17件⇒20件)で増加した。

2025年中に阻害措置を導入した国・地域のうち、件数(延べ件数⁶)の上位10カ国は、米国(552件)、中国(352件)、インド(343件)、ドイツ(287件)、ブラジル(264件)、英国(247件)、イタリア(245件)、フランス(226

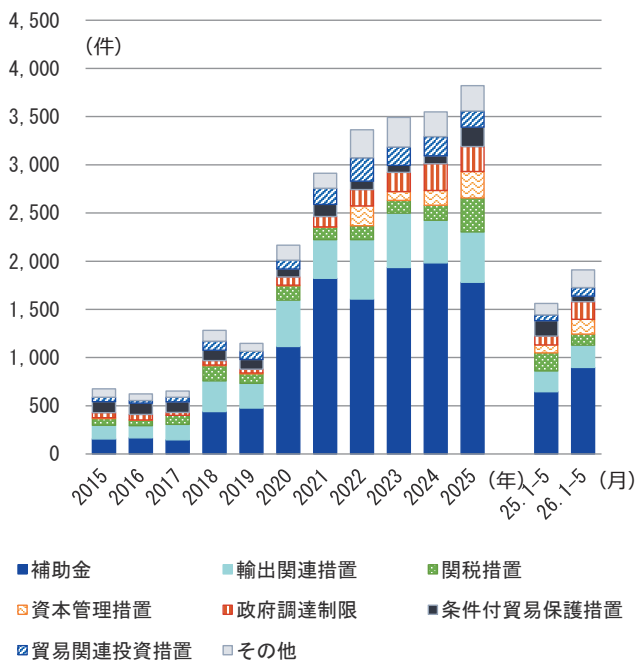
1 Economic Policy Uncertainty “Trade Policy Uncertainty (Caldara, Iacoviello, Moligo, Prestipino and Raffo)” (2026年6月2日閲覧)

2 経済産業研究所(RIETI)「日本の政策不確実性指数」(2026年6月2日閲覧)

3 阻害措置とは、政府・政策担当者が導入する措置のうち、輸入規制や輸出管理など、国境を越えた商品やサービス、資本の流れを妨げ、相手国に悪影響を及ぼす措置。

4 2026年6月3日時点での登録データに基づく。

図表Ⅲ－１ 貿易・投資を阻害する新たな政策介入の件数



〔注〕 1. 国境を越えた商品やサービス、資本の流れを妨げ、相手国に悪影響を及ぼす阻害措置 (Harmful measures) の件数。2. 輸出補助金は、補助金の項目には含まれず、輸出関連措置に含まれている。3. 2025年1～5月、2026年1～5月については、カットオフデータを5月31日に設定している (暦年は12月31日)。4. 2026年6月3日時点の情報に基づく。

〔出所〕 グローバルトレードアラートから作成

件)、スペイン (212件)、カナダ (190件) の順であった。意外なことに、米国が実施した措置は前年比24.2%減と抑制された。前述の関税措置は増加したのだが、2025年では補助金 (367件⇒116件)、政府調達制限 (187件⇒81件) の発動が少なかった。他方で中国 (28.0%増) やインド (44.1%増)、英国 (39.5%増) で増加した。なお、阻害措置の影響を被った上位10カ国は、中国 (1,285件)、ドイツ (1,063件)、米国 (1,061件)、イタリア (944件)、フランス (924件)、オランダ (903件)、日本 (870件)、韓国 (870件)、スペイン (861件)、英国 (849件) の順であった。

2026年1～5月に導入された世界全体の阻害措置を見ると、前年同期比22.4%増の1,910件と、件数増のペースはさらに加速している。関税措置は前年同期よりも減少傾向にあるのだが、補助金、輸出関連措置、資本管理措置、政府調達制限などで増加が見られた。引き続き、政策介入の多発が見込まれるため、日本企業においては

新たな規制導入の前に情報をキャッチし、必要に応じてパブリックコメントを提出するといった渉外活動を強化したり、規制導入による自社の事業活動への影響を試算したり、サプライチェーンに影響を及ぼすようであれば代替ルートを策定するといった取り組みが重要となる。

■米中間の措置の応酬、2026年11月がポイントに

2025年には米国と中国の2つの超大国により、貿易・投資を阻害する措置の発動が相次いだ。米国による阻害措置によって影響を被った国・地域の中で、最も件数が多かったのは中国である。また、反対に、中国が発動した阻害措置について、最も被害件数が多かったのは米国だった。トランプ政権では、相互関税にみられるように、敵対国か友好国を問わず関税を課するという方針がみられたものの、世界の通商政策の中で最大の焦点となるのは米中関係であり、日本企業にとって最大の地政学リスクも米中対立であるといえよう。ジェットロが2025年度に実施した本社アンケートでは、地政学リスクの影響を被った (懸念がある) 2,400社に対して「事業影響が懸念されるリスク」を聞いたところ、68.3%が「米中関係、米中対立」と回答し、リスク項目として1位となった⁷。

米中対立については本章第1節 (2) 主要国の通商政策において詳述するので、ここでは大きな流れのみ確認を行う。第1次トランプ政権、バイデン政権を経ても、米国は中国に対する措置を緩和する動きは少なく、ほぼ増大の一途をたどった (図表Ⅲ－2)。第2次トランプ政権が発足して以降、米国側は貿易赤字の解消や合成麻薬フェンタニルの流入対策などを理由に、追加関税措置を続々と発動し、とりわけ中国に対しては厳しい対応を採った。

一方の中国は対抗措置として、2025年2月にタンゲステンなどレアメタルの輸出管理を強化し、同年4月にサマリウム、ジスプロシウムなど7種の中・重希土類 (レアアース) に係る輸出管理を強化した。その結果、2025年5月には米国の自動車工場などで生産停止に追い込まれる事案が出るなど、米国側ではサプライチェーン上の悪影響が顕在化するようになった。2025年6月のロンドンでの貿易協議、同年7月のストックホルムでの貿易協議を通じて、両国は重要鉱物や先端技術の輸出管理を緩和する方向で調整すること、同年11月まで関税措置の適用停止期限を延期することなどで合意に至った。

同年9月のマドリードでの協議では、TikTok規制にかかる問題解決や投資障壁の削減などで枠組み合意がな

5 貿易救済措置にかかる動向分析は、本章第2節を参照。

6 措置1件につき複数国・地域に影響を及ぼすもの、複数国・地域によって実施されるものがあるため、国・地域別の措置数の合計は、前述の全体件数と一致しない。特定国による阻害措置の導入が、複数の相手国に影響を及ぼすケースが多く、延べ件数では被害件数が導入件数を上回る傾向にある。

7 本章第1節 (3) も参照。

された。同月末に米
国商務省産業安全保
障局（BIS）が輸出
管理規則（EAR）
の適用範囲を拡大す
る「関連事業体（ア
フィリエイト）ルー
ル」が公表された。
一方、中国商務部は
翌10月にレアアース
輸出管理の関連規制
を強化し、中国原産
のレアアースが
0.1%以上含まれる
（価値の割合）品目
について、中国商務
部からの輸出許可の
取得を義務付けた。
加えて、人工ダイヤ
モンド関連品目やレ
アアースの生産・加
工設備、インテルビ
ウムなどレアアース
関連品目の輸出規制
も矢継ぎ早に発表し
た。また、米国は同
月から中国企業や個

人が所有・運航する船舶等に対する入港料の徴収を開始したが、中国交通運輸部も対抗する形で米国企業・個人の船舶に対して入港料徴収を始めた。特に米国の関連事業体ルールと中国の0.1%ルールは域外適用が含まれるため、米中以外の第三国にも広範囲に影響を及ぼしかねない懸念があった。

2025年10月にも経済貿易協議（クアラルンプール）と、第2次トランプ政権が発足して以降で初めての米中首脳会談が釜山で行われた。その結果、米国の関連事業体ルールや中国の10月9日の輸出管理強化については、2026年11月10日まで適用が見送られることとなった。

2026年に入り、3月のパリの協議を経て、2026年5月に米中首脳会談が北京で行われた。両国の発表によれば、「建設的な戦略的安定関係の構築」に合意した。中国商務部によれば、前述した11月10日まで適用が見送られている取り決めについて、期限の延長が推進されている⁸。同会談について、日本企業からは関税や輸出管理に関する改善を期待する向きもあったが、想定以上の進展はなく、引き続き今後の米中交渉を注視する構えだ⁹。

図表Ⅲ－2 米中間での輸出管理措置等の応酬

年	米国側の動き	中国側の動き
2020年 まで	18年10月～20年12月：JHICC（DRAM）、ファーウェイ、SMIC（ロジック半導体）等をエンティティ・リスト（EL）へ追加、外国直接産品ルール（FDPR）を実施	15年5月：「中国製造2025」を発表 20年9月：「信頼できない主体リスト」の公布・施行 20年12月：「中国輸出管理法」の公布・施行
2021年 ～ 2024年	21年3月：情報通信技術サプライチェーン保護規則施行 22年10月～12月：半導体製造装置等の対中輸出管理措置、YMTG（NAND）、PXW（ロジック半導体）のELへの追加 24年9月～12月：対中輸入関税の引き上げを承認、重要・新興技術の輸出管理案公表、半導体・AI・量子分野での対中投資規制、半導体製造装置・AI用メモリの対中輸出規制強化を公表	23年8月～12月：ガリウム、ゲルマニウム、一部のドローン、黒鉛などの輸出管理措置 24年9月～12月：輸出管理措置（アンチモン、超硬材料、ドローン関連品目）、対米輸出管理措置強化（軍事用途デュアルユース貨物の輸出禁止、ガリウム／ゲルマニウム／アンチモン等の米国輸出の原則不許可、黒鉛関連のデュアルユース品目の米国向け輸出審査厳格化）
2025年 1～6月	1月～4月：バイオテクノロジー関連機器の輸出管理、大量機微個人データ保護、コネクテッドカー関連規制、全世界向けGPU輸出規制案、中国からの輸入品に追加関税、相互関税 5月：対中関税を引き下げ（30%）	2月：タングステンやモリブデン等レアメタル5種の輸出管理措置 3～4月：レアアース7種の輸出管理措置、対米追加関税、信頼できないエンティティ・リストや両用品目の輸出禁止リストに米国企業を追加 5月：対米関税を引き下げ（10%）
6月：米中経済貿易協議（ロンドン）		
2025年 7～8月	NVIDIAが中国向けAI半導体H20の販売再開を発表	7月：米中経済貿易協議（ストックホルム） 8月：米中両政府による関税措置の再延長発表（11月10日まで追加関税の一部を停止し、貿易協議継続）
2025年 9～10月	中国企業23社を含む32社をELに追加	・米国アナログ半導体に対するアンチダンピング調査 ・中国製半導体に対する差別的措置への調査の開始
	・50%以上子会社へのEL拡大の公表 ・トランプ大統領がSNS上において、11月より中国からの輸入物品に追加関税100%課すと発表 ・中国船舶への入港料の徴収を開始	・輸出管理規制強化を発表（超硬質材料、レアアース関連設備、中・重希土類、リチウム電池・人工イオン黒鉛を用いた負極材等の関連品目） ・海外におけるレアアース関連品目・技術に対する輸出管理実施決定 ・米国船舶に対する入港料徴収を開始 ・韓国造船企業ハンファの米関連企業5社への制裁発表
	10月：米中経済貿易協議、米中首脳会談（クアラルンプール、釜山）	
2025年 10～12月	11月：対中関税100%発動見送り、EL子会社50%ルールの1年延期等	11月：前月発表したレアアース輸出管理等の一連の措置の1年延期
2026年 1～3月	1月：NVIDIA製AI半導体「H200」などの対中輸出管理を緩和 2月：最高裁判決による相互関税や対中10%関税等の停止 相互関税の代替となる世界一律10%関税を発動	3月：産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する国務院規定を施行
3月：米中経済貿易協議（パリ）		
2026年 4～5月		4月：反外国不当域外管轄条例を施行
5月：米中首脳会談（北京）		

〔出所〕 ジェトロ、経済産業省などの資料から作成

■ 超大国以外が75%を占める世界貿易、集团的リーダーシップによる通商秩序の擁護に期待

過去に世界の通商秩序構築を主導していた米国が最恵国待遇などのWTOルールに基づく貿易を否定し、貿易戦争をエスカレートする中、カナダのマーク・カーニー首相は2026年1月の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）において「大国が、経済統合を武器として、関税を交渉材料として、金融インフラを強制手段として、サプライチェーンを弱点として、利用し始めている」と警鐘を鳴らした。「大国間の競争が激化する世界において、間に挟まれた国々は選択を迫られる。互いに優位性を競い合うか、あるいは連携して影響力を持つ第三の道を切り開くかだ」と述べた¹⁰。各国は戦略的自律性の確

- 安全保障貿易情報センター（CISTEC）「米中首脳会談の概要（2026年5月14日～15日）（再改訂版）」（2026年5月21日）
- 2026年6月12日に、日本企業10社へのヒアリングで得た情報に基づく。
- 世界経済フォーラム「Davos 2026: Special address by Mark Carney, Prime Minister of Canada」（2026年1月20日）

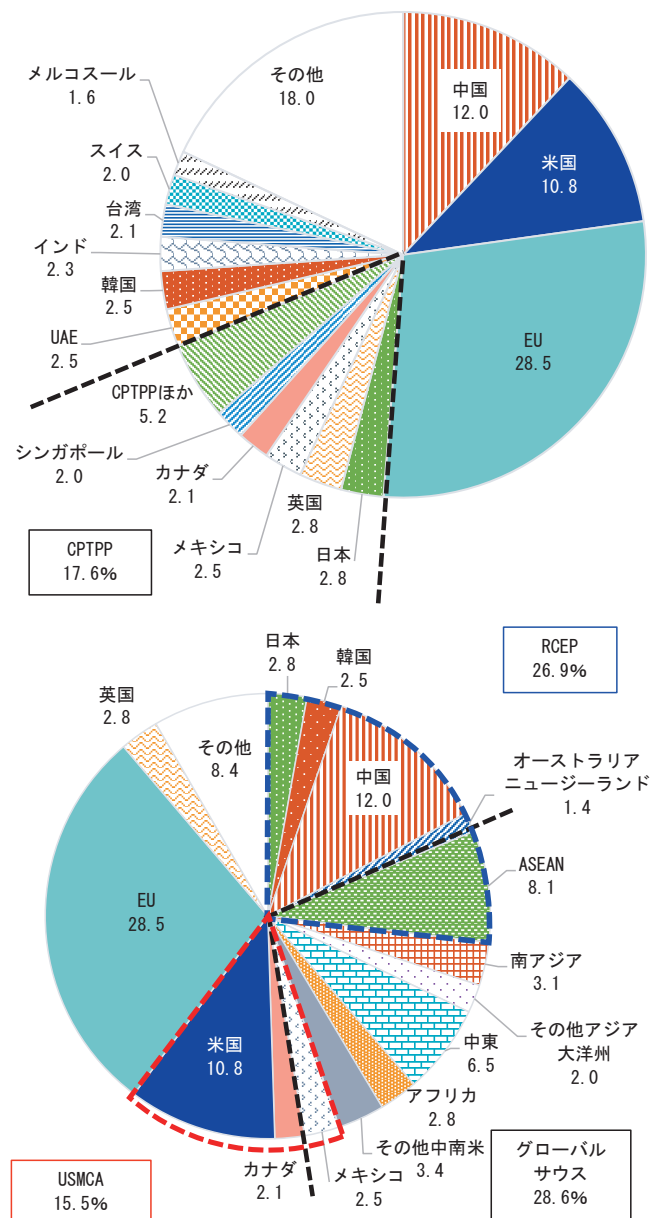
立に動いているが、全ての国が戦略的物資を国内調達可能とするには、相応の投資とコストが必要となる。同首相は「強靱（きょうじん）性への集団投資は、各国それぞれが『要塞（ようさい）』を築くよりも安価で済む。共通の基準は分断を抑制し、相互補完性はプラスサム（ポジティブサム）となる」と大国以外の国々が連携するメリットを説いた。カナダは、グローバルな課題解決のため、共通の価値観と利益に基づき、課題ごとに異なる連合を形成する取り組みを進める方針だ。同首相は「これはナイーブな多国間主義でもなければ、既存の機関に依存することでもない。課題ごとに、共に行動できる共通基盤を持つパートナーと協力し、実効性のある連携を構築することだ」と強調した。

スイス・国際経営開発研究所（IMD）のリチャード・ボールドウィン教授は「米国と中国を合わせても、世界貿易の約4分の1に過ぎない」「両国の動向はニュースの見出しを独占するが、世界の通商秩序の行方は、残り75%を占める国々の手に委ねられている」と著書で繰り返し述べている¹¹。2025年の貿易総額のシェアを見ると、中国が12.0%、米国が10.8%となっており、合計では22.8%となっている（図表Ⅲ－3）。

同教授は「なぜ他国はトランプ氏の関税政策を模倣しなかったのか？」という論説において、75%の国々は貿易を好み、貿易によって繁栄してきたため、（1）措置に対抗せず、ルールをできる限り遵守することでルールに基づくシステムを守る、（2）強制的政策に対する脆弱性を軽減するための防御構造を構築する、（3）新たな貿易協定を締結したり、既存協定を改定したり、強制力を持たないパートナーとの関係を開放したりする、といった対応をしたと説明する¹²。また、同教授は「世界貿易の秩序におけるリーダーシップは、より緩やかで、形式ばらないものになっていくだろう。必要なときに意欲のある国々が手を挙げ、実務的に連携するような形である」「従来型のリーダーシップではなく、『集団的リーダーシップ』と考えてほしい」と述べている¹³。この考えは、カーニー首相が説いた内容と一致している。

同教授は、米国が自由貿易の旗手の座から下りる中、世界貿易の秩序をリードし得る存在として、EUや中国のほか、CPTPPを挙げる。確かにCPTPPには世界貿易

図表Ⅲ－3 世界貿易に占める構成比（2025年）



〔注〕 財の輸出総額と輸入総額の合計。2026年6月1日にデータ取得。
〔出所〕 UNCTADから作成

の2%以上を占める中堅国が5カ国含まれ、世界貿易の17.6%を占めるなど存在感は大きい。また、世界貿易において一定のシェアを有する点で、アラブ首長国連邦（UAE）、韓国、インド、スイス、メルコスールなども今後の世界貿易をリードする存在と言えよう。こうしたパートナーと、どのような連携・協力関係を構築していくかが、ルールに基づいた世界通商秩序の行方を見る上でのポイントとなりそうだ。

連携による集団的リーダーシップについて、特に注目されているのはEUとCPTPPの連携だ（本章第3節（1）参照）。2025年11月、CPTPP締約国とEUはメルボルンにおいて、第1回CPTPP・EU貿易投資対話（対話）を開催した。共同声明では、WTOを中核とする、ルー

11 Baldwin, R. “World War Trade: Conflict, Containment, and the Emergent World Trading Order”, CEPR Press 2025, 69pp
12 Baldwin, R. “Why Didn’t Other Countries Copy Trump’s Tariffs?” (2026年5月8日)
13 Baldwin, R. “The Great Trade Hack: How Trump’s Trade War Fails and the World Moves on”, CEPR Press 2025（伊藤元重監訳「トランプの貿易戦争はなぜ失敗するのか」日本経済新聞出版（2025年）、182-186pp）

ルに基づく多角的貿易体制の強化に向けたコミットメントが記載された。また、日本の民間団体である国際経済交流財団は、2026年5月に自由貿易の維持・強化に向けた提言案をまとめており、CPTPPとEUの各加盟国が連携し、WTOを補完する枠組みをつくるよう訴えている¹⁴。

■米中除く国際通商は非現実的

世界の通商秩序を考える上で、EUやCPTPPなどが協力を深めるべきという意見がある一方、実際の貿易ブロックや日本企業の事業活動の観点からは、米中を抜いたグローバルビジネス、サプライチェーンの議論は意味をなさないかもしれない。米国と中国は、日本の貿易パートナーとしてトップ2であり¹⁵、日本の企業拠点数が最も多い2カ国¹⁶だからだ。世界貿易の構成比（図表Ⅲ－3）についても、見方を変えてみると、アジアには中国

が組み込まれたRCEPがあり（世界シェア：26.9%）、北米には米国が中心となる米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）がある（15.5%）というように見ることもできる。それぞれの枠組みには、グローバルサウス諸国の中心的な存在となっているASEANやメキシコが入っている。

アジア経済研究所の猪俣哲史上席主任調査研究員の著書¹⁷によれば、貿易の総額ではなく、付加価値のフローで見た場合、米中の存在・影響は際立って大きいことが分かる（図表Ⅲ－4）。RCEPは中国が加盟国であるため、その経済力が成長エンジンとなり得るが、一方の米国が抜けたあとのCPTPP内での付加価値は少ない。本章第3節（1）で詳述するとおり、日本企業が2025年中に最も活用したFTAは、2022年に発効したRCEP協定であり、主に中国や韓国との貿易で活用されているのである。貿易が武器化する環境下において、調達先の多元化、

図表Ⅲ－4 付加価値貿易（TiVA）の世界フローと地域貿易協定・国際連携の枠組み

（金額が500億ドル超は■■■■、400億ドル超は■■■、300億ドル超は■■、200億ドル超は■、それ以下は無印）

	ロシア	インド	台湾	香港	中国	韓国	インドネシア	フィリピン	タイ	ブルネイ	マレーシア	シンガポール	ベトナム	日本	オーストラリア	ニュージーランド	チリ	ペルー	英国	カナダ	メキシコ	米国	ブラジル	EU27	サウジアラビア	アラブ首長国連邦
ロシア		I			IIII																	III		IIII		
インド					III																	IIII		IIII		
台湾					IIII									I								IIII		II		
香港					IIII																					
中国	IIII	IIII	III	I		IIII	IIII	I	III		I	I	IIII	IIII	IIII		I		IIII	IIII	IIII	IIII	IIII	IIII	II	II
韓国					IIII									I								IIII		IIII		
インドネシア		I			IIII									I								II		I		
フィリピン					IIII																					
タイ					II																		II			
ブルネイ																										
マレーシア					II																	I				
シンガポール		I			IIII									I								III		II		
ベトナム					II																	IIII		I		
日本			I		IIII	II																IIII	IIII			
オーストラリア		I			IIII	I								IIII								II		II		
ニュージーランド																										
チリ					I																					
ペルー																										
英国					III																	IIII		IIII		
カナダ					II																	IIII		III		
メキシコ																						IIII				
米国	I	IIII	II		IIII	IIII						I		IIII	II					IIII	IIII	IIII	IIII	II	I	I
ブラジル					IIII																	IIII				
EU27	IIII	IIII	II		IIII	IIII	I		I					IIII	III					IIII	IIII	IIII	IIII	IIII	IIII	II
サウジアラビア		II			IIII									II								II		IIII	IIII	II
アラブ首長国連邦		II			IIII									II								I		II		

〔注〕2022年時点。上側の国・地域名は最終需要地を指し、左側の国・地域名から各需要地に流れている付加価値額を示す。

〔出所〕猪俣（2023）を参考に、OECD「Trade in Value Added (TiVA) 2025 edition: Origin of value added in final demand」から作成

14 日本経済新聞「自由貿易の維持・強化へ『TPP・EUが連携を』民間財団が提言案」（2026年5月9日付）

15 財務省「貿易統計2025年（年分）」

16 外務省「海外進出日系企業拠点数調査」（各年版）

17 猪俣哲史「グローバル・バリューチェーンの地政学」日本経済新聞出版（2023年）、61-66pp

販売先の多角化については重要な取り組みではあるものの、米国や中国を含めた国際通商環境で、どのように事業活動を行っていくかも、それ以上に重要な論点である。米中両国を、調達先や販売先から除く形で検討していくのは实际的でないだろう。

■世界的に高止まりする地政学リスク

2025年は、さまざまな地政学的イベントで世界の不確実性が大きく高まる1年となった。2025～2026年の主要な出来事を図表にまとめたものが図表Ⅲ－5に整理した。地政学的リスクや不確実性は紛争が発生した中東やウクライナのみならず全世界的に広がっていることが確認できる。2025年には、5月上旬にインド・パキスタン間で衝突が発生し、同月下旬にはタイ・カンボジア国境で武力衝突が起きた。

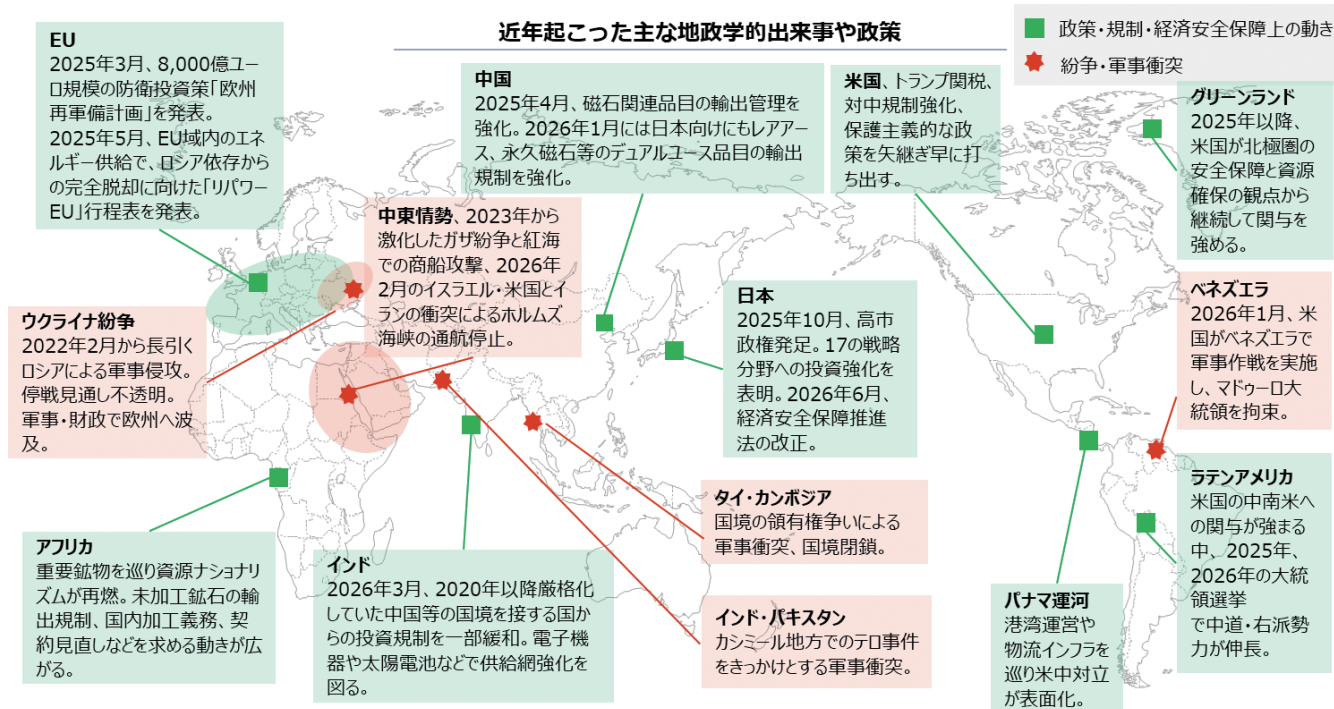
中東では、紅海での船舶攻撃を背景に、アジアと欧州を結ぶ主要航路であるスエズ運河を避け、喜望峯経由に迂回する動きが続いた。UNCTADは、2025年5月時点でもスエズ運河の船舶トン数通過量が2023年平均を70%下回ったと指摘している¹⁸。

さらに6月には、中東情勢が悪化するなど、地域紛争

や安全保障上の緊張が相次いで顕在化した。イラン・イスラエル間の緊張の高まりを受け、ホルムズ海峡など海上チョークポイントへの懸念も浮上した。

2026年に入ってから、地政学的緊張は続く。1月には、米軍がベネズエラのニコラス・マドゥーロ大統領を拘束した。2月下旬に中東では米国とイスラエルがイランを空爆し、3月から4月にかけて攻撃と交渉が並行して進み4月には停戦が発表された。その後も散発的な攻撃は続いたが、6月には米国、イランの間で停戦合意に向けた動きが報じられている。ロシアによるウクライナ侵攻も長期化しており、こうした地域紛争に加え、米中対立を背景とした先端技術・重要鉱物を巡る輸出管理や、アフリカや中南米においても資源ナショナリズムや右派勢力の台頭といった不確実性が存在する。こうした世界情勢の変化は、地政学リスクを定量的に把握する指標でも観測できる。米国連邦準備制度理事会（FRB）のエコノミストによって開発された地政学リスク指数（Geopolitical Risk Index: 以下、GPR 指数）¹⁹は、主要新聞において戦争・テロの脅威について言及した記事の数を集計し、全体の記事数に占める割合を指数化したものだ²⁰。GPR指数は中東情勢の悪化を踏まえ、2025年

図表Ⅲ－5 近年起こった主な地政学的出来事と政策動向



〔注〕出来事については全てを網羅したものではない。年の表記がないものは原則2025年の出来事。

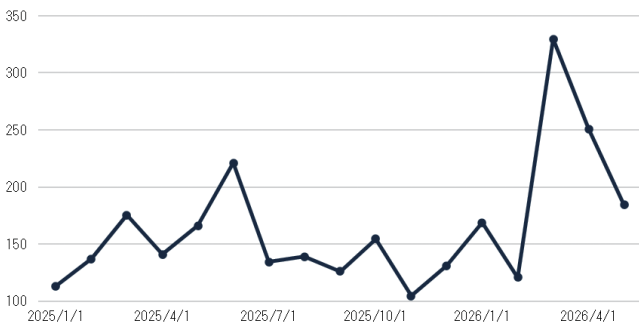
〔出所〕各種報道等から作成

18 UNCTAD“Global maritime transport: Staying the course in turbulent waters”（2026年）

19 Matteo Iacoviello “Geopolitical Risk Index”（2026年6月16日閲覧）

20 英米系の新聞がベースとなっていることに留意が必要。

図表Ⅲ－6 地政学リスク指数の推移



〔注〕 1. GPR指数は、主要新聞における戦争、テロ、国際的緊張などに関する記事の頻度を基に作成された指数。報道量や地域的な注目度に左右されるため、地政学リスクそのものの絶対水準を示すものではない。2. 1985～2019年平均を100として指数化。
〔出所〕 GPR indexから作成（2026年6月取得）

6月に一度上昇し、2026年3月にも大きく急伸した（図表Ⅲ－6）。2026年5月時点でも1985～2019年の平均である100を大きく上回っており、地政学リスクに対する国際的な報道上の関心は高い水準にあるといえよう。

■イラン情勢を契機に高まるエネルギー・物流リスク

2025年6月13日にイラン・イスラエル間の軍事衝突が始まり、断続的な両国間の攻撃の応酬へと発展した。その後、両国は、米トランプ政権が提示した停戦案に速やかに合意したものの、2026年2月に米・イスラエルによるイランへの前例のない大規模な攻撃を機に再び情勢が悪化した。これに対抗する動きとしてイランの革命防衛隊はホルムズ海峡の封鎖を宣言し、世界のエネルギー市場や物流に大きな影響をもたらした。中でも石油関連製品のナフサは、混乱する原油需給を背景に供給の変化がみられた。韓国では2026年3月にロシア産ナフサの輸入再開が報じられた²¹ほか、UAEのアブダビ国営石油（ADNOC）は2026年5月にホルムズ海峡を避けオマーンのソハール港を経由する代替ルートでアジア向けナフサ輸出を再開したと報じられた²²。海峡の混乱は、タンカーだけではなく湾岸域内のコンテナ物流にも影響し、紛争前に1日100隻程度あった同海峡の船舶通航数は、6月末時点では1桁台へ落ち込んでいる²³。今後の見通しについて米外交専門誌²⁴は、イラン戦争については核開発やイランの体制等の根本問題を残した不安定な妥協に向かう可能性を論じており、ホルムズ海峡を含む地域の安定に向け見通しは引き続き不透明とみられる。

- 21 聯合ニュース“LG Chem secures 27,000 tons of Russian naphtha”（2026年3月30日付）
 22 ロイター“ADNOC resumes naphtha exports via alternative Oman route, traders say”（2026年6月2日付）
 23 IMF Port Watch（2026年6月30日閲覧）
 24 Foreign Affairs“Iran as Vietnam, Ukraine as Korea Similar Wars End in Similar Ways”（2026年5月20日）

■エネルギー需給ひっ迫とロシアのエネルギー外交

2022年に始まったウクライナ紛争は長期化し、対ロ制裁も継続している。一方、イラン情勢の緊迫化によりエネルギー供給への懸念が高まる中、一部の対ロ制裁では、石油関連製品の供給確保を目的とした限定的・時限的な例外措置も導入された（図表Ⅲ－7）。米国は2026年3月12日、ロシア産原油に関する一部制裁の緩和措置を発表し、同措置は延長を経て6月17日に失効した²⁵。英国は、ロシア産原油を第三国で精製した石油製品の禁輸措置を5月20日に導入したが、ジェット燃料とディーゼル燃料を対象に2027年1月1日まで発動を猶予した²⁶。こうした中、ロシアは中国・インドに加え、ASEANなど新たなグローバルサウスの需要国への原油供給を通じたエネルギー外交を強めている。インドネシアでは、プラボウォ・スビアント大統領が2026年4月にロシアを訪れてプーチン大統領と会談しており、インドネシア国営通信は、同国がロシア産原油1億5,000万バレルを2026年末まで段階的に輸入する方針を確認した²⁷と伝えている。

■制裁と地政学リスクが促すユーラシア物流ルートの再編

対ロ制裁や中東情勢の悪化を背景に、南北国際輸送回廊（INSTC）²⁸の一部を構成するカスピ海ルート的重要性がロシアにとって高まっている。ホルムズ海峡の緊張を受け、イランが貨物をカスピ海側に迂回させる動きが報じられており²⁹、2025年7月～2026年2月のイランのロシア産穀物輸入は約600万トンと、前年同期比で倍増した³⁰。イラン、インド、中央アジア・コーカサス諸国との連携強化と過度な「中国依存」脱却からロシアにとってINSTCは大きな重要性を持つとされている³¹。一方、欧州・中国・中央アジア側では、従来のロシアを通過する「北部回廊」の代替として、中央アジア、カスピ海、南コーカサス、黒海、トルコを結ぶ「中央回廊」へ

- 25 米財務省外国資産管理局“Cuba Designations and Designations Updates; Issuance of Russia-related General License”（2026年5月18日）
 26 英国政府“General Trade Licence for sanctioned processed oil products”（2026年6月12日）
 27 インドネシア国営通信“Indonesia to Import 150M barrels of Russian oil in phases until 2026”（2026年4月24日付）
 28 ロシアとインドおよびイランを中央アジア・コーカサス経由でつなぐ輸送回廊の構想。
 29 BBN“Caspian Sea Cargo Volumes Surge as Iran Reroutes Trade From Blockaded Hormuz”（2026年5月12日付）
 30 ロイター“Russia resumes grain exports to Iran via Caspian Sea, sources say”（2026年3月11日付）
 31 中馬瑞貴「ウクライナ侵攻で変容するロシアの対外関係—INSTCの発展と対インド貿易に見る「南」との連携—」『NPI Commentary』中曽根康弘世界平和研究所（2025年8月20日）

図表Ⅲ－７ 主要国・地域によるロシア産エネルギー関連品目への主な制裁・緩和措置（2025年以降）

国・地域名	内容
日本	○ロシア産原油取引の上限価格を、1バレル当たり60ドルから47.6ドルに引き下げ（2025年9月12日）
米国	○大手石油会社のロスネフチとルクオイルの2社と両社の子会社34社を、金融制裁対象の「特別指定国民（SDN）」に指定（2025年10月22日）
EU	○ロシア産原油を取り引する際の上限価格を、1バレル当たり60ドルから47.6ドルに引き下げ（2025年7月18日） ○EU理事会が第19次対ロ制裁パッケージを採択。ロシア産液化天然ガス（LNG）の段階的な輸入禁止。国有石油大手ロスネフチと、ガス最大手ガスプロム傘下の石油子会社ガスプロム・ネフチとの取引禁止。第三国の金融機関・石油取引事業者8社と取引禁止（2025年10月23日） ○EU理事会が第20次対ロ制裁パッケージを採択。シャドーフリート（注2）に対する措置の大幅な拡大を含む。（2026年4月23日）
英国	○ルクオイルとロスネフチを制裁対象に指定（2025年10月15日） ○ロシア産ウラン輸入禁止（2026年5月20日） ○ロシア産原油から第三国で精製された石油製品の輸入禁止措置を導入。一方、ディーゼルおよびジェット燃料については一般貿易ライセンスに基づく時限的な例外を設定（2026年5月20日）

〔注〕 1. 石油、石油製品、LNG、原子力関連品目など、エネルギー関連の主な措置を整理したものであり、全ての対ロ制裁措置を網羅するものではない。一部には、制裁措置の段階的導入に伴う時限的な例外許可を含む。2. 制裁対象品を密輸するために隠蔽手段を用いる船団。

〔出所〕 ジェトロ資料、各国政府発表資料から作成

の関心が高まっている。世界銀行は、同回廊について、中国・欧州間のコンテナ輸送における地政学リスクの分散化やサプライチェーンの強靱化に資するとしている³²。

（２）主要国・地域の通商政策

米国の通商政策

自由貿易体制を揺るがす米国第一の通商政策

2025年1月に第2次トランプ政権が発足して以来、世界の通商環境および貿易体制は大きく様変わりした。政権は貿易赤字の是正を最優先課題に据えた「米国第一の通商政策（アメリカ・ファースト）」³³を掲げ、国際緊急経済権限法（IEEPA）を根拠に全世界に対して10%の相互関税を導入したほか、特に貿易赤字を抱える69カ国・地域に対する追加関税、合成麻薬フェンタニル流入阻止などを目的としたメキシコ・カナダ・中国への関税、1962年通商拡大法232条による品目別関税など、さまざまな関税措置を矢継ぎ早に発動した。とりわけ、最大の貿易赤字相手国である中国との間では関税の応酬がエスカレートし、その税率は一時125%に達するなど、前例のない水準にまで上昇した³⁴（図表Ⅲ－８）。

こうした関税政策は、同盟国と懸念国を区別せず、自国利益を最優先とする姿勢の下で展開され、世界のサプライチェーンに大きな混乱をもたらした。米国は、従来の自由貿易と多国間協調を基軸とする体制から、国家利益を優先する保護主義および二国間交渉を重視した体制への移行を加速させている。

1962年通商拡大法232条は、ある製品の輸入が国家安全保障に及ぼす影響を理由に、大統領に当該製品の輸入制限措置を発動する権限を認める規定である。政権発足以降、同条に基づき、自動車および同部品には25%の関税が課され、米国を主要な販売先とする日本企業に大きな打撃を与えた。さらに、鉄鋼（25%）・アルミニウム（10%）関税については例外措置の撤廃に加え、税率が段階的に引き上げられるとともに対象品目も拡大

し、銅製品も追加された。また、含有金属の取引価格に基づく課税方式の導入により関税算出が複雑化し、企業負担が増大した。その後、2026年4月に対象品目の縮小や軽減税率の導入、課税方式の見直しが実施された。現在、トランプ政権は民間航空機・同部品、ポリシリコン、無人航空機システム（UAS）、風力タービン・同部品などの品目に対し、追加関税の導入に向けて232条に基づく調査を実施している。

日米間の枠組み合意の成立と対米投資プロジェクト

米国は一方的に発動した追加関税を交渉手段として活用し、各国・地域に対して関税低減を条件に、米国産品の市場開放や大規模な対米投資の確約を引き出した。2026年6月時点で、日本を含む19カ国・地域がこうしたディールを締結している³⁵。日本に対しては、2025年7月22日に成立した日米間の枠組み合意において、大豆やトウモロコシなどの米国産農産品の輸入拡大や5,500億ドル規模の対米投資などを条件に、相互関税³⁶および自動車・同部品関税が25%から15%に引き下げられた。また、木材・製材および木材製品や医薬品にも軽減税率が適用された。

32 世界銀行 “Middle Corridor through Central Asia, Caucasus Can Boost Trade, Connectivity and Supply Chain Resilience, Says New Report”（2023年11月27日）

33 ホワイトハウス “America First Trade Policy”（2025年1月20日）

34 両国協議を経て5月14日以降は当初の34%に引き下げつつ、うち10%のみ適用。残り24%は2026年11月10日まで適用停止期間を再延長

35 EU、英国、スイス、リヒテンシュタイン、バングラデシュ、タイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、韓国、日本、台湾、ベトナム、エクアドル、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、インド、北マケドニア

36 MFN税率が15%以上の場合は、MFN税率が適用され、MFN税率が15%を下回る場合は、15%が上限となる

図表Ⅲ－８ トランプ第２次政権による対中関税措置の推移

時期	IEEPA（フェンタニル）	IEEPA（相互関税）	301条関税
2025年 2 月	10%のIEEPA関税発動	-	中国が実施している技術移転策に対する制裁措置として、2018年 7 月より301条関税を発動中。米国関税分類番号（HTSコード）8桁ベースで、全品目の9割以上の品目を対象に、7.5～100%の追加関税率を設定 ※電子機器や医療機器、太陽電池製造装置など178品目に対しては適用除外措置が設定
2025年 3 月	20%にIEEPA関税を引き上げ	-	
2025年 4 月	-	84%の相互関税賦課を表明 相互関税を125%に引き上げ表明	
2025年 5 月	-	相互関税を34%に引き下げ（うち、8月12日までの90日間、10%の相互関税のみの適用を表明）	
2025年 8 月	-	2025年11月10日まで同上措置の延長を表明	
2025年11月	10%にIEEPA関税を引き下げ	2026年11月10日まで同上措置の延長を表明	
	-	-	
2026年 1 月	-	-	
2026年 2 月	IEEPA違憲判決により無効 1972年通商拡大法122条による10%の関税発動	IEEPA違憲判決により無効	
2026年 5 月	-	-	
			適用除外措置の期限を2025年11月29日から2026年11月10日に延長すると発表 フェースマスク(50%)や医療用手袋(100%)への追加関税率を引き上げ 関税措置の2度目の見直しを行うことを官報で公示

〔出所〕各種報道により作成

対米投資プロジェクトは、重要鉱物、エネルギー、半導体、人工知能（AI）といった経済安全保障上重要な戦略分野において、日米間が協力して強靱なサプライチェーンを構築することを目的とし、米側主導の選定プロセスを経て実施される。利益は一定期間日米企業で折半された後、貢献度に応じて配分される仕組みとなる。対米投資スキームの履行期日は、トランプ大統領の任期終了（2029年1月20日）までとなり、投資拒否やプロジェクト遂行の遅れは、関税率の引き上げリスクを伴う。ただし、投資プロジェクトに必要な機器やサービスは日本企業が発注先となるため、日本企業にとっても事業拡大が見込まれる。2026年6月時点、対米投資プロジェクトの第1弾（2月18日）として3件、第2弾（3月19日）として3件が発表された³⁷。

IEEPA関税を巡っては、2026年2月に連邦最高裁判所が、大統領には同法に基づく関税賦課は認められないとして、違憲判決を下した。この判決を通じて、関税に関する権限は議会に帰属するという憲法原則が再確認されるとともに、三権分立に基づくチェック・アンド・バランスが機能していることが示された。判決を受けて、国際貿易裁判所（CIT）は税関・国境警備局（CBP）に対しIEEPAに基づき徴収された関税の還付を命じ、4月よ

り統合通関管理・処理システム（CAPE）を使った段階的な関税還付が開始された。

一方、トランプ大統領はIEEPA違憲判決と同日に、「大規模かつ深刻な米国の国際収支赤字」を理由として1974年通商法122条を根拠に、全世界に対し10%の課徴金を課すことを発表³⁸。さらに、同条の適用期限である7月24日以降、301条

による追加措置を視野に、16カ国・地域に対し過剰生産能力や過剰生産の実態、60カ国に対し強制労働産品の輸入禁止措置の実施状況に係る調査を実施³⁹している。

■ 2026年も米国第一を軸とした通商政策の継続

IEEPA違憲判決などの逆風下にあっても、2026年の米国の通商政策は引き続き、「米国第一の通商政策」を基軸として展開されるとみられる。米国通商代表部（USTR）は3月、「2026年の通商政策課題と2025年の年次報告」⁴⁰および2026年版「外国貿易障壁報告書（以下、NTE）」⁴¹を発表した。「2026年の通商政策課題と2025年の年次報告」では、米国第一の通商政策の下、輸入元の多様化や対中輸入依存の低減、相互貿易協定（ART）の推進による財・サービス輸出の拡大といった成果を強調した。その上で、2026年も米国第一の通商政策を推進するため、（1）ARTの継続、（2）通商協定および米国通商法の厳格な執行、（3）重要鉱物・重要分野のサプライチェーン確保、（4）USMCAの見直し、（5）対中貿易の管理、（6）国際フォーラムでの米国利益の促進、といった6つの分野に重点を置く方針を示した。

37 第1弾は、（1）人工ダイヤモンド製造プロジェクト（総額見込み：約6億ドル）、（2）米国産原油の輸出インフラ・プロジェクト（約21億ドル）、（3）AIデータセンターなどに電力を供給するガス火力プロジェクト（約333億ドル）、第2弾は、（1）GEベルノバ日立によるテネシー州およびアラバマ州における小型モジュール原子炉（SMR）の建設（推定額：最大400億ドル）、（2）ペンシルベニア州における天然ガス発電施設の建設（最大170億ドル）、（3）テキサス州における天然ガス発電施設の建設（最大160億ドル）

38 150日間の時限的な関税措置。対日関税は10%に低下するが、日米合意で約束された対米投資スキームはそのままとなる。

39 強制労働産品の輸入禁止措置の実施に関する調査は2026年6月2日に完了し、調査対象であった60カ国・地域に対し10～12.5%の301条関税が提案された。パブリックコメントと公聴会を経て正式決定される。

40 USTR “2026 Trade Policy Agenda and 2025 Annual Report”（2026年3月2日）

41 USTR “2026 National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS of the President of the United States on the Trade Agreements Program”（2026年3月31日）

NTEは、米国企業の輸出や投資に対して障壁となる外国の貿易慣行などについて、主要な国・地域別に示した報告書で、1985年以降毎年公表されている。2026年版のNTEでは、対象国・地域が前年の59から63に拡大したほか、非市場的政策および慣行（NMPPs）が新たに貿易障壁の主要分野として追加された。NMPPsとは、国有企業などへの優遇措置や特定産業保護のための過剰な補助金、過剰生産能力の創出・維持、第三国の非市場的な政策や慣行への措置の欠如など、自由な市場競争をゆがめる可能性のある政策や慣行のことを指す。

日本については、こうしたNMPPsに対処する条項を含むARTを締結していないことが指摘された。また、301条調査の対象にもなっている強制労働製品の輸入規制が存在しない点も指摘され、これにより日本の商品やサービスの価格は人為的に低く抑制され、優位性が保たれているとした（図表Ⅲ－9）。

一方、中国は前年から引き続き最大の焦点となり、同報告書の中で最も分量が割かれた。まず、国家産業戦略「中国製造2025」に基づく過剰な国家介入と自国企業優遇措置、半導体や造船など特定産業分野における貿易依存関係の武器化、巨額の補助金による特定産業の保護などが、強く非難された。そのほか、鉄鋼・アルミ・太陽光・半導体・造船分野における過剰生産能力、新疆ウイグル自治区における強制労働や重要鉱物分野における輸出管理措置などの非市場的政策についても懸念が示された。米国と中国は、第1次トランプ政権下の2020年1月に、中国が知的財産の保護や金融市場の開放、為替操作の禁止、米国からの輸入拡大などを約束する「米国と中国の経済貿易協定」（第1段階の経済・貿易協定）に署名している。同報告書では、この協定に反して、中国による不正な政策や慣行は続いており、場合によっては悪化していると結論付けた。

■全会一致主義の多国間協定からの脱却

第2次トランプ政権は引き続き、WTOに批判的な姿勢を維持している。2025年3月にUSTRが発表した

図表Ⅲ－9 外国貿易障壁報告書（NTE）（日本・中国）

国	主な障壁	具体的な指摘内容
日本	高関税	・化学製品、魚介類、木材製品、宝飾品、コメおよび同製品、特定の乳製品、飲料水、チョコレートやその他の菓子類を含む加工食品、ブドウ、イチゴ、冷凍ブルーベリー、生かんきつ類、砂糖、ペットフード、皮革、履物、旅行用品などへの高関税が参入障壁
	輸入割当（TRQ）	・魚介類、皮革製履物に対するTRQ適用と米国産品の市場アクセス阻害
	基準認証	・自動車関連の独自基準／試験、短距離車載通信システム周波数帯域の割当などによる参入阻害
	国内制度	・薬価制度の透明性不足と米国企業の価格形成への悪影響
中国	非市場的政策および慣行（NMPPs）	・非市場的政策・慣行（NMPPs）に対処する条項を含む相互貿易協定（ART）を締結していない ・ロシアで漁獲され日本に輸出されるスケトウダラ、サケなどの水産物に対する政策措置の欠如 ・強制労働産品の輸入禁止措置の不備
	産業政策・補助金	・国家産業戦略「中国製造2025」による過剰な国家介入と自国企業優遇措置 ・国家主導での半導体分野における支配的地域の確立と依存関係の武器化 ・巨額の補助金による農業分野など特定産業の保護
	過剰生産能力	・鉄鋼・アルミ、太陽光・造船・半導体分野における過剰生産と市場価格の下押しリスク
	市場アクセス制限	・サービス・農業・採掘分野における外資投資規制 ・サービス分野における外資企業の参入制限
	技術・知財問題	・強制技術移転、知的財産（IP）侵害や模倣被害
	デジタルデータ規制	・データローカライゼーション（国内保存義務）の強化、データの越境移転制限
	非市場的政策および慣行（NMPPs）	・新疆ウイグル自治区における強制労働 ・重要鉱物や工業用原材料の輸出管理措置 ・WTO貿易救済措置（アンチダンピングや相殺関税措置など）の恣意的な利用

〔出所〕米国通商代表部（USTR）発表資料から作成

「2025年の通商政策課題と2024年の年次報告」⁴²の中で、「設立30周年を迎えるWTOと米国の利益」と題されたセクションが追加された。現状のWTOルール下での問題点として、上級委員会の権限逸脱行為⁴³、中国など非市場経済が実施する過剰な補助金政策や国有企業問題への対応不足、全会一致原則によるルール形成の停滞などが指摘された。ジェミソン・グリアUSTR代表は8月、「ニューヨーク・タイムズ」紙への寄稿⁴⁴の中で、既存の多国間体制に代わる枠組みとして、米国主導の二国間交渉を基軸とする「ターンベリー体制⁴⁵」を提唱した。同体制は、高関税を交渉手段として活用し、国益の最大化と短期間の迅速な成果を目指すものとなるが、国際貿易秩序の分断や長期的安定性への影響も懸念される。

42 USTR “2025 Trade Policy Agenda and 2024 Annual Report”（2025年3月3日）

43 米国は、上級委員会はWTO協定で与えられた権限を逸脱し、法解釈を通じて加盟国の合意を超えた新しいルールを制定しているなどと批判し、裁判官にあたる上級委員の選任・再任を阻止している。結果、上級委員会は、2019年末以降、機能停止の状態になっている。

44 ニューヨーク・タイムズ紙 “Why We Remade the Global Order”（2025年8月7日付）

45 2025年7月、トランプ氏が所有するスコットランドのリゾート「ターンベリー（Turnberry）」で成立した米欧合意が、新しい通商秩序の出発点と位置付けられたため、こう名付けられたとされる。

また、2026年3月にカメルーンで開催されたWTO第14回閣僚会議(MC14)に先立ちUSTRが発表した「WTO改革レポート」⁴⁶では、(1) WTO加盟国による通報義務の履行強化とそのためのインセンティブ確保、(2) 経済的に自立した加盟国が「特別かつ差別された待遇(S&DT)」を受けないためのS&DT適用基準の見直し、(3) 多国間協定に代わる一定期間の暫定的な「複数国間(プルリ)協定」の活用などが提案された。閣僚会議に出席したグリアUSTR代表は、米国が2025年11月に提案した電子商取引モラトリウムの恒久化が一部の加盟国からの反発を受けて実現しなかったことに触れ、WTOが世界貿易政策において限定的な役割しか果たしていないことを強く非難した。また、地域間や二国間などの貿易協定を通じて「米国は独自の道を歩んでいる」と発言し、WTO体制から距離を置くことを示唆した。ただし、WTOへの資金拠出の再開にみられるように、米国は今後もWTOとの関係は引き続き維持するとみられる。

■暗礁に乗り上げるUSMCA共同見直し

2020年7月の第1次トランプ政権時に発効されたUSMCAは、発効から6年後に共同見直しを行うことが規定されている。2026年7月の共同見直しで合意に至れば有効期限は16年間、2042年まで延長されるが、不成立の場合は2036年まで毎年見直しが続く。米国では2025年9～11月、見直しに関するパブリックコメントが募集され、業界やシンクタンクから1,500件を超えるコメントが提出された。同年12月に開催された公聴会では、業界団体や労働組合、研究機関が協定の運用上の課題などを証言したが、参加者はおおむね現状の協定内容を支持し、見直しは最小限にとどめるよう求めた。

他方、12月のグリアUSTR代表による議会報告⁴⁷では、米国からカナダ、メキシコへの財・サービス輸出が2020年比で56%増加したことや「事業所特定の迅速な労働問題対応メカニズム(RRM)」によりメキシコの労働賃金が倍増したことに触れ、「USMCAは一定程度成功している」との見方を示した。一方で「(USMCAの)欠陥はあまりにも甚だしく、同協定を無批判に承認することは国益にかなわない」とした。これら欠陥(図表III-10)が解決可能な場合にのみ更新を勧告するとの見

解を示した。

今回の見直しにおいて米国は、メキシコ経由での中国製品の流入阻止や米国への製造業回帰を狙う。中国製品を排除するための原産地規則の強化とUSMCA域内原産割合(RVC)の引き上げ、第三国資本による投資に関する監視強化、米国の製造と雇用を守るための労働付加価値割合(LVC)の引き上げなどが主要な争点になる見込みだ。

2026年5月には、米国とメキシコ間で見直しに向けた初の会合が開催された。会合後のUSTRからの発表によると、自動車の原産地規則、鉄鋼・アルミ、経済安全保障について協議され、医療機器、医薬品、化粧品分野における規制の互換性向上に向けた協力の推進で一致した。他方、USMCAを延長するためには、3カ国での合意が必要になるが、6月初旬時点で米国とカナダは協議を開始するめどが立っていない。米国の自動車関連7業界団体は5月、USTRに対し書簡を提出し、USMCAを撤廃して個別の貿易協定に切り分けることは、既存のサプライチェーンを損なう恐れがあると警告した。

■緩和と強化を繰り返す輸出管理措置

バイデン前政権とトランプ政権の対中戦略は、いずれも中国を最大の戦略的競争相手と位置付け、経済的依存度の低減を目指す点で共通している。ただし、その手法は明確に異なる。バイデン政権は、同盟国との連携やルールに基づき、AIや半導体など先端技術分野に限定して中国との競争管理(デリスキング)を図った。これに対し、トランプ政権は自国利益を最優先とした広範な関税措置(図表III-8)や戦略的分野における輸出管理措置などの経済的圧力を戦略的に活用し、それを交渉材料として中国から譲歩を引き出すアプローチを採る。

2025年は特に、米中間で輸出管理措置が活発に行使され、技術覇権争いが表面化した。第1次トランプ政権は、2015年に中国政府が発表した「軍民融合」政策(民生技術を軍事目的に転用するための国家戦略⁴⁸)を重大な安全保障リスクと位置付けた。2018年には輸出管理改革法(ECRA)を制定し、輸出管理規則(EAR)に基づく輸出制限を強化した。この方針はバイデン前政権でも踏襲されたが、特に軍事転用リスクが高い先端半導体やスーパーコンピューターを対象が絞られ、対中輸出管理はより精緻(せいち)化された。

第2次トランプ政権はどうか。就任初日に発表された「米国第一の通商政策」においても、輸出管理を通じて

46 USTR “Further Perspectives of WTO Reform Communication from the United States” (2026年3月23日)

47 グリアUSTR代表による議会報告 “Opening Statement for House Ways and Means and Senate Finance Committees Ambassador Jamieson Greer, United States Trade Representative” (2025年12月16日、17日)

48 米国側発表に基づく(中国側で2015年に明示的な軍民融合政策が発表されたという事実関係は確認できない)。

図表Ⅲ－10 USMCA共同見直しで米国が解決を求める課題

	内容
カナダ に対する 課題	・米国産乳製品の市場アクセス ・オンラインストリーミング法およびオンラインニュース法が米国のデジタルサービス・プロバイダーに与える影響 ・各州政府が実施する米国産アルコール飲料の流通禁止措置 ・オンタリオ州、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州における差別的な調達措置 ・米国製品の輸入に係る複雑な通関手続き ・アルバータ州による米国モンタナ州の電力供給事業者に対する不当な扱い
メキシコ に対する 課題	・第三国で生産された部材・原材料の使用を促し、USMCAの特恵を使って米国のサプライチェーンを侵食する政策 ・労働法執行の改善（連邦調停労働登録センターへの制裁権限の付与を含む） ・環境法執行の改善（漁業管理、違法漁業、違法野生生物の取引を含む） ・メキシコのエネルギー政策・慣行 ・米国生産者の市場アクセスを脅かすEU産食肉およびチーズの地理的表示（GI）保護の承認 ・（不当に高額な）メキシコが適用する年間周波数使用料とその算定方法 ・米国電子決済サービス・プロバイダーに対しメキシコ国内の決済取引において独自ネットワークの使用を認めないなど不平等な扱い ・メキシコの通関業務や通関業者（カスタム・ブローカー）に関する制限措置 ・メキシコ産の季節農産物の輸入が米国生産者に与える影響
両国共通 の課題	・非自動車工業製品の原産地規則の強化 ・関税、輸出管理、投資審査に関する経済安全保障政策での連携強化 ・規制やその他の価格差（裁定取引）の結果として生じる、米国からメキシコやカナダへの生産拠点の移転（オフショアリング）を処罰・抑制するための仕組み構築 ・域内における重要鉱物・派生製品の採掘・加工・リサイクル・再利用・製造を促進するための「重要鉱物マーケットプレイス」の構築 ・強制労働製品の輸入禁止措置の実施改善

〔出所〕 グリアUSTR代表による2025年12月の議会報告の冒頭証言

米国の技術的優位性を維持・強化することや輸出管理の抜け穴を特定・排除する基本方針は変化がなかった。しかし、その運用は柔軟性を強めており、輸出規制は安全保障のみならず、経済的利益や対外交渉の手段として、強化と緩和が使い分けられている（図表Ⅲ－11）。実際に、商務省産業安全保障局（BIS）は2025年3月、中国やイランなど6カ国の事業体をエンティティ・リスト（EL）に追加・修正し、翌月にはエヌビディア（NVIDIA）のAI向け半導体「H20」、アドバンスト・マイクロ・デバイセス（AMD）の半導体「MI308」をBISへのライセンス申請対象に追加するなど強化措置を講じた。一方、米国企業のイノベーション阻害と過度な規制負担をもたらすとして、バイデン前政権が導入した「AI拡散規則（AI Diffusion Rule）」⁴⁹の撤回方針を示すなど、規制の見直しも同時に行われた。

また、対中摩擦が激化した2025年9月には、ELや軍事エンドユーザー（MEU）リスト掲載事業体が50%以上所有する事業体にもEARの適用範囲を拡大する「関連事業体ルール」を発表した。しかし、同ルールによる影響が広範にわたることに加え、中国政府も報復措置としてレアアースなど重要鉱物の輸出制限を表明したため、2026年11月10日まで当該ルールの適用延期を決定した。2026年5月に北京で開催された米中首脳会談では、建設的な戦略的安定を図ることが強調されたものの、

双方の輸出管理措置について具体的な方針は示されなかった。

米国は、重要鉱物分野における対中依存の低下とサプライチェーンの強じん化を重要課題と位置付け、国際的な協力枠組みの構築を進めている。マルコ・ルビオ国務長官は、2026年2月に開催された重要鉱物閣僚会合において、「資源の戦略地政学的関与に関するフォーラム（FORGE）」の設立を発表し、多国間での資源協力を推進する方針を示した。FORGEには、55カ国・地域が参加する見込みだ。さらに、2025年12月には、日本、韓国、オーストラリアらと共に、AI半導体や重要鉱物に係るサプライチェーンの安定化と強化を目的とした新たな国際枠組みである「パックス・シリカ（Pax Silica）」を発足させた。同枠組みは、

半導体製造に係る資源獲得から製造、流通までのサプライチェーン全般において、同盟国間の協力を深めることを目的とする。また、国務省は同年3月、同枠組みを後押しするための「パックス・シリカ基金」設立を表明し、対外援助資金として2億5,000万ドルを拠出する方針を示した。

■西半球での覇権確保へ強硬な政策を展開

2025年12月に発表された「国家安全保障戦略（NSS）」では、従来のグローバリズムと自由貿易路線を「破壊的な誤り」と批判し、その結果として米国の経済的・軍事的優位性の基盤である中産階級と産業基盤が空洞化したと評価した。その上で、外交の目的を国家の中核的利益の防衛とし、「モンロー主義⁵⁰」を再主張することで、西半球における優位性の回復と戦略的地域へのアクセス確保を掲げた。こうした方針の下、トランプ大統領は、ベネズエラへの軍事介入、デンマーク自治領グリーンランドの領有権の主張、イランの核施設攻撃など、強硬な対外政策を次々と展開した。特にイランへの軍事攻撃は、同国によるホルムズ海峡閉鎖を招き、エネルギー供給や物流に甚大な被害をもたらしたほか、原油価格の高騰やインフレ圧力を引き起こす結果となった。2026年6月時点で、米国とイラン間で戦闘終結に向けた覚書に合意したものの、協議は難航しており情勢は不透明である。

49 先端AIモデルの開発に不可欠とされる先端コンピューティング集積回路（IC）を規制対象とするなどの強化措置。

50 第5代大統領ジェームズ・モンローが宣言した「欧米両大陸における相互不干渉」という米国の外交原則。

図表Ⅲ－11 第2次トランプ政権の米中輸出管理の動向

時期	内容	方向性
3月	商務省、中国などの80の事業体をエンティティ・リスト（EL）に追加	強化
4月	商務省、エヌビディアのAI向け半導体「H20」、AMDの半導体「MI308」を商務省産業安全保障局（BIS）へのライセンス申請を要する対象に追加	強化
5月	商務省、ファウウェイ製半導体の使用リスク、米国製AI半導体が中国のAIモデルの開発や推論に利用されるリスク、半導体転用リスクに関するガイダンスを発表	強化
5月	商務省、バイデン前政権下で制定されたAI向け半導体への輸出管理を強化する「AI拡散規則（AI Diffusion Rule）」の撤回および代替規則を発表する意向を表明	緩和
5月	商務省が中国に対する航空機部品および半導体技術の輸出許可を一時停止	強化
8月	商務省、インテル、サムスン電子、SKハイニックスの中国拠点向けの半導体製造装置・関連技術の輸出管理を強化する最終規則を発表	強化
8月	エヌビディアとAMDに対し輸出ライセンスの発給を開始。両社は販売収益の15%の米政府への納付で合意	緩和
9月	商務省、ELなどに掲載される事業体が50%以上所有する事業体も輸出管理の対象とする「関連事業体ルール」を発表	強化
9月	商務省、バイデン前政権で導入された非軍事用の銃器、弾薬、関連部品に関する輸出規制を撤廃する最終規則を発表	緩和
10月	中国などの32の事業体をELに追加	強化
11月	「関連事業体ルール」の2026年11月9日までの停止を発表	緩和
12月	USTRが2027年6月より、シリコン、ディスク・ウェハーなどの形態の化学元素、ダイオード、トランジスタ、光電性半導体デバイス、集積回路など、米国関税分類番号（HTSコード）8桁ベースで18品目に対し追加関税を課すことを表明	強化
2025年		
1月	商務省、エヌビディアの「H200」やAMDの「MI325X」など特定の米国製半導体の中国・マカオへの輸出管理を緩和	緩和
26年	商務省、特定国向け商用ドローンの輸出管理を緩和する暫定最終規則を発表	緩和

〔出所〕各種報道を基に作成

こうした対外政策は、同年11月に予定されている中間選挙の結果を左右する要因にもなり得る。仮に中間選挙で共和党優位の構図が覆されれば、トランプ大統領の今後の政権運営に大きな影響を及ぼす可能性は否めない。

EUの通商政策

■米中への対応を通じて変化するEUの通商政策

EUを中心とした欧州諸国では米国に対する不信感がかつてないほどに高まっている。2025年の相次ぐ関税政策に加え、グリーンランドの領有に関心を示す米政権の言動が拍車をかけた。グリーンランドを巡っては特に2026年1月に米大統領が「強硬的な方法」を含む措置を選択肢に挙げたことで一時的に米EU間の緊張が高まった。同月にはグリーンランド問題および対米関係を議題とする欧州理事会（EU首脳会議）を緊急開催し、アントニオ・コスタ常任議長が「いかなる威圧に対しても持てる手段を行使しEUや加盟国の利益を引き続き擁護する」とし、米国を牽制した。

関税面では、EU・米国は2025年7月に米国がEU製品への関税の大部分を一律15%とすることで大枠合意し、翌8月に合意内容の詳細を発表した。合意に際して欧州委員会は、自動車・同部品を含め15%を超える追加関税が適用されない合意条件について「現在得られる最善の成果」と述べた。EU側は米国工業製品に対する関税撤廃などの関連法案の審議に入ったものの、欧州議会は、グリーンランド問題での米大統領の発言や、2026年2月のIEEPAに基づく関税賦課の停止と1974年

通商法122条に基づく10%の課徴金賦課の発表を受け、審議を延期してきた。EUの法案審議の遅れを受けて、米国は2026年5月、関税引き上げもちらつかせ法案早期採択を要求、同年6月、欧州議会とEU理事会（閣僚理事会）の両機関が関連法案を正式採択した。米国は同年7月4日までの引き下げ履行を求めている。一方米国は、同5月に1974年通商法301条に基づく調査を開始。EUで上記の法案が成立した後であっても、新たな関税措置を導入する余地を残している。そのため法案の成立の有無にかかわらず、米EU間の通商環境は予見性が低い状態が続くと見込まれる。2026年6月に米USTRが示した通商法301条に基づく強制労働製品に関する調査結果ではEUは10%の追加関税を課す対象の案

に含まれたが、EU米双方は両者の合意に基づく一律15%の適用に影響を及ぼさないことを確認した模様。

なお欧州中央銀行（ECB）は2026年3月、米国関税に伴う追加コストの約95%を輸出元企業ではなく、米国内の輸入業者や消費者が負担しているとの分析結果を発表している（米関税に伴う価格転嫁については第I章第1節（3）を参照）。

一方、対中政策においては、デリスキングという従来からの方針を維持している。EU・中国を巡る通商上の争点として中国製バッテリーEV（BEV）への相殺関税措置と、EU外国補助金規則の2点を取り上げる。

まず中国製BEVに対して欧州委は、2024年10月30日の相殺関税措置発動以降も、中国政府との協議や、価格約束に関するメーカーとの交渉を継続してきた。2026年1月には中国製BEV輸出事業者向けに最低価格約束に係る指針を発表。これを受けて2026年2月、欧州委はフォルクスワーゲンの中国合弁会社大衆安徽との間の価格約束や年間輸入台数の制限などを受け入れ、対象車種の相殺措置適用免除を決定した。中国政府は当初、欧州委が個別の企業と協議したことを批判したが、その後受け入れに転じる姿勢を示した。

外国補助金規則（FSR）は2023年7月に適用開始され、2024年以降、EUの入札案件における中国企業への調査が相次いだ。欧州委は2026年1月にFSRのガイドラインを新たに発表するなど経済安全保障政策の一環でFSRを「最大限活用」する方針を打ち出した。2026年4月には、ポルトガルの地下鉄入札でFSR適用により

車両サプライヤーを中国系からEU企業に変更することを条件化している。これに対し中国司法部は2026年5月、FSRに基づき欧州委が実施した安全検査装置の製造・サービス企業、同方威視への調査について反外国不当域外管轄条例に定める不当な域外管轄措置であると認定、両者の措置の応酬が続いている。

2つの争点から、EUが中国との間で、BEVでみられるように域内産業の要請を踏まえて現実的な対処をしつつ、FSRはじめ経済安全保障並びに競争力均衡の観点で引き続き中国に対し、厳しい姿勢をとるというケースバイケースの対応を維持していることが確認できる。

複雑化する米国および中国との通商関係を踏まえ、欧州委は2026年1月、WTOルールの基本原則である最恵国待遇(MFN)原則の見直しに言及した。マロシュ・シェフチョビッチ通商担当委員はフィナンシャル・タイムズへの寄稿文⁵¹で、「MFNステータスと相互主義との連関について、加盟国の実際の市場開放性、公正な競争と透明性へのコミットメント、そして当該国の世界貿易に占める比重の高まりを考慮した、率直な議論が求められる」と述べた。EUは従来、WTOルールを中心とした通商秩序の擁護者を自認してきた。今回の動きはルールに基づく秩序を基礎としつつ、既存ルールを所与のものとし、ない姿勢へと、EUの軌道修正を示した象徴的なメッセージだと受け止められる。

■「競争力強化」の下、保護主義的傾向を強めるEU

2024年12月に発足した第2次ウルズラ・フォン・デア・ライエン委員長体制下ではEU内の産業競争力強化を最優先課題に、各種政策を打ち出してきた(図表Ⅲ-12)。2025年1月発表の政策文書「競争力コンパス」を指針に、同2月に第1次体制下の「欧州グリーン・ディール」に基づく気候中立目標を維持しつつも域内産業支援を重視する基本計画「クリーン産業ディール」をはじめとする政策が矢継ぎ早に発表された(2025年版『ジェトロ世界貿易投資報告』113ページ参照)。

2025年下半年以降も、この方針は継続されている。主な政策ではまず同10月、クリーン産業ディールの対外戦略として気候・エネルギーに関するEUグローバルビジョンを発表。EUのクリーン技術への輸出保証支援の、大型旗艦プロジェクトへの資金調達と実施支援など、クリーン技術における中国の優位性に対処すべく、輸出・投資機会を創出する支援策を示した。

2026年3月には欧州委はクリーン産業のEU域内製造

を促す産業加速法案(IAA)を提案した。同法案の支援策やEUの公共調達において「域内原産」であることを要件に含める内容となっている。法案は今後、欧州議会とEU理事会(閣僚理事会)で審議される。

2026年5月には欧州理事会にて競争力強化に向けた立法策をまとめた行程表「1つの欧州、1つの市場」に合意した。行程表では5つの柱を示した中でとりわけ、EU単一市場の統合深化を図るものとして、物品・サービス・人・資本の自由移動というEU域内市場の原則の再強化を重視する。

こうした政策から読み取れる方向性として1点目は、中国を念頭に置いた保護主義の強まりである。例えば産業加速法案では「域内原産」の要件を設けた上、EV向け支援の対象をさらに厳格化してEU内生産を後押しする。2点目として、域内市場統合の重視への回帰が挙げられる。EU域内でのビジネス障壁を低減し、内需拡大を図る。いずれの点も、域内保護、囲い込みの色合いが強く、その傾向は後述のとおり、2026年3月以降のエネルギー価格高騰によって加速している。

図表Ⅲ-12 2025年以降の産業競争力に関する主なEU政策

政策の通称	発表時期	概要
競争力コンパス	2025年1月	(1) 米中とのイノベーション格差の是正、(2) 脱炭素化と競争力強化の両立、(3) 過剰な域外依存の軽減と安全保障の強化の3領域における規制の簡略化や産業支援を掲げる。
クリーン産業ディール	2025年2月	(1) 手頃なエネルギー、(2) クリーン市場の創出、(3) 資金調達、(4) 循環型経済・重要原材料へのアクセス、(5) グローバル市場とパートナーシップ、(6) 人的資本の6つの柱で、技術中立の原則に基づきエネルギー多消費産業とクリーンテックを支援。
気候・エネルギーに関するEUグローバルビジョン	2025年10月	クリーン産業ディールの対外戦略の位置付け。新たに「欧州対外クリーン移行ビジネス評議会」を立ち上げ、パートナー国における投資の優先順位付けや調整を行う。
リソースEU	2025年12月	一次および二次重要原材料の域内生産の拡大と、サプライチェーンの強靱化や多角化を目指す。レアアース磁石、バッテリー原材料、防衛関連原材料のバリューチェーン強化を主な支援対象とする。
産業加速法(案)	2026年3月	鋼材、コンクリート、アルミニウム、ネットゼロ技術、電気自動車を対象に、公共調達や財政支援に「EU域内産」や「低炭素」の一定比率要件を提案。特定分野の外国投資にも一定条件を課す。
行程表「1つの欧州、1つの市場」	2026年5月	(1) 規制の簡素化、(2) 単一市場の統合深化、(3) 強靱性の高い貿易の推進、(4) エネルギー価格の低減と脱炭素化、(5) デジタル化とAIによる変革を柱に、立法・政策の野心的な行程表を示す。

〔出所〕欧州委員会、欧州理事会資料から作成

51 Maroš Šefčovič “The WTO needs an overhaul”, Financial Times (2026年1月21日付)

■方向性を共有する国・地域とのFTAを加速

保護主義的政策を強める一方でEUはこの一年、大型FTAを立て続けに合意にこぎつけた（図表Ⅲ－13）。

EUメルコスール間では交渉開始から25年を経て2026年5月、暫定貿易協定の適用を開始した。同FTAはEUの農業や市民団体、ブラジルの自動車業界の反発やメルコスール内での政策不統一で協議が長期化したのが、2023年のブラジルのルーラ大統領就任や、2025年の米国政権交代で、FTA合意の政治的モメンタムが加速した。

EUとインドネシアは2025年9月に包括的経済連携協定の交渉妥結を発表した。EU側では重要鉱物の安定的で予測可能な供給に資する意義を重要視した。

EUとインドも2026年1月、FTA交渉の妥結を発表。交渉開始は2007年で、2012年以降事実上停止が続いた後、2022年に再開し、足掛け20年弱での妥結となった。人口と経済規模がともに世界の2割を超える、両者の経済圏として「最大の協定」となる。

EUとオーストラリアも2026年3月、FTA交渉が、安全保障・防衛パートナーシップと併せて妥結したと発表した。交渉は2018年開始の後、2023年にいったん決裂していたが急展開の妥結となり、EUはインドネシア、インドに続くインド太平洋戦略の一環と説明した。

EUメキシコFTAは2000年に発効しており、2016年

にサービスやサステナビリティ条項を含む現代化交渉を開始し、両者は2026年5月に新協定に署名した。

いずれの協定においても、地政学的緊張が高まる中で開かれたルールに基づく貿易を実現する成果であるとEUは強調している。米中に対しては保護主義を強める一方、ルールに基づく秩序の維持が可能と判断する相手とは、それを強化する方向性を明確にした。EUにとって輸出ポテンシャルが高い相手国を優先しており、実利をベースにした関係性という側面も大きい。

なお対外関係では、今後、EUの新規加盟交渉の行方も注目される。ウクライナおよびモルドバは2026年6月、ハンガリーが政権交代により従来の反対を撤回し、分野別の交渉を正式に開始した。新規加盟では、比較的先行するモンテネグロをはじめ西バルカン諸国との交渉が長期化している。西バルカン諸国の加盟実現も、今後のウクライナの加盟進展に影響するとみられる。

■エネルギー安保を重視し、グリーンからクリーンへ

EUの経済安全保障戦略は2023年6月に打ち出した戦略に基づきつつ、2025年12月にそれを補強する政策リストを発表。外国補助金規則の最大限の活用、アンチダンピングなどの通商防衛措置や対内直接投資審査規則の運用見直し、公共調達指令や半導体法の改正など、あらゆる措置を活用し先手を打つ方針を明確にした。

同方針に基づき、戦略分野のモノやサービスにおける依存関係の削減とサプライチェーン強靱化を図る施策として、重要原材料の安定供給に向けた行動計画「リソースEU」を同年12月に発表。中国依存の低減を念頭に、当面はレアアース磁石、バッテリー原材料、防衛関連原材料のバリューチェーン強化や域内生産能力の拡大を主な支援対象とする。重要原材料バリューチェーンへの投資、備蓄、共同購入の指揮を執る機関として日本のエネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）を参考に「欧州重要原材料センター」を設置するとした。

中東情勢を踏まえ、EUではエネルギー価格対策という課題があらためて浮き彫りになっている。欧州委は2026年4月、高騰するエネルギー価格に対応する方針「アクセレレートEU」を発表。ジェット燃料など一部を除き、短期的には域内のエネルギーの安定供給に問題は生じていないとし、内容は既存の規制枠組みの活用やその微調整にとどまる。EUとしては、2022年にガス価格高騰から電力価格高騰を招いたエネルギー危機の再現は回避したい意向だ。

一方EUは2025年12月、ロシア産ガスの域内への輸入完全禁止で政治合意した。以前からのロシア産化石エネルギーとの決別方針を一層鮮明にしたかたちだが、目

図表Ⅲ－13 2025年以降の主なEUのFTA動向

FTA	ステータス 時期	特徴
EU・メルコスール	暫定適用 2026年5月	双方の貿易額の9割以上に対する関税を段階的に撤廃。主要な農産品について関税割当数量枠を設け、セーフガード条項を導入。EU側で350件以上、メルコスール側で220件の地理的表示を保護。アニマルウェルフェアなど、EU市場への流通に関する規制が適用される。
EU・インドネシア	交渉妥結 2025年9月	タリフラインベースで双方98%の関税を撤廃、EU側は90.4%を即時撤廃。デジタル貿易章や国有企業章、ビジネス目的による双方の国・地域への一時的な入国許可（専門家の移動円滑化）などに特徴。
EU・インド	交渉妥結 2026年1月	インドはEUに対し輸出額の97.5%（品目ベースで92.1%）、EUはインドに対し同99.5%（97%）において優遇アクセス。鉄鋼について、EUは2026年7月以降のセーフガード後継措置における関税割当てでインドをFTA交渉合意国として同国産品を優遇する方針。
EU・オーストラリア	交渉妥結 2026年3月	EUの輸出品に課される関税の99%、オーストラリアの輸出品の98%が無関税となる。オーストラリア産重要原材料の関税引き下げに加え輸入独占や輸入税その他の制限措置が禁止され、投資機会や将来的な共同投資事業の機会確保。オーストラリア産農畜産物への関税割当てを拡大。
EU・メキシコ	現代化協定 署名 2026年5月	農産品など関税削減対象品目を拡大、電子商取引ほかサービス貿易に関するルール、腐敗防止やサステナビリティへの配慮、地方政府レベルへの政府調達開放。EUの対外インフラ支援戦略「グローバル・ゲートウェイ」の推進。

〔出所〕欧州委員会、ジェットロビジネス短信から作成

下の情勢を受け、厳しいかじ取りを迫られている。

高騰するエネルギー価格の根本的な解決には、再生可能エネルギー（再エネ）や原子力などのクリーンエネルギーへの移行が不可欠であるとの従来の立場を「アクセレレートEU」でもあらためて強調している。2019～2024年期の第1次フォン・デア・ライエン体制下の欧州グリーン・ディール政策で中核においた「脱炭素」から、原子力を含めたクリーンエネルギー推進によるエネルギー安全保障重視への転換が進む。

競争力重視の文脈では、EUが推進してきたサステナビリティ関連政策、例えば炭素国境調整メカニズム（CBAM）や、企業持続可能性報告指令（CSRD）などの「簡素化」が進む（本章第3節（3）参照）。簡素化の取り組みには対応コストの低減につながるとして一定の評価がある一方で、企業からはEU政策の予見性、信頼性が損なわれ、ビジネスが難しくなっているとの声も上がる。

■ デジタルルールの軌道修正とアップデート進む

デジタルルールにおいても米中を意識して、既存ツールを活用しつつ、簡素化、見直しの流れがみられる（図表Ⅲ－14）。2025年11月にはAI規則の実施時期後ろ倒しなどを含む「デジタルオムニバス法案」を発表し、翌年5月に政治合意に達している。

欧州委は2026年6月に技術主権政策パッケージを発表。EUが主要なデジタル製品、サービス、インフラや知的財産の80%以上を域外企業に依存しており、是正を目指すべく、欧州半導体法の改正などを提案した。

図表Ⅲ－14 2025年下半年期以降の主なEUデジタル政策

政策の通称	発表時期	概要
デジタルオムニバス・パッケージ	2025年11月	AI、サイバーセキュリティ、データに関するルールの簡素化を進める規制枠組みの調整を提案。同時に、高リスクAIシステムに関する規則の適用時期を、2027年12月まで最長で16カ月延期する方針を発表。
サイバーセキュリティ法改正（案）	2026年1月	情報通信技術（ICT）サプライチェーン上の脆弱性に対応、サイバーセキュリティ認証枠組みの簡素化と効率性向上、欧州サイバーセキュリティ庁（ENISA）の権限強化など。
デジタル・ネットワーク法：DNA（案）	2026年1月	AIソリューションや量子コンピューティングなどの競争力強化を目的に、域内の通信ネットワークのコネクティビティ向上、光ファイバー網の正義、行政手続きの簡素化など。
デジタル技術主権政策パッケージ	2026年6月	欧州半導体法改正（Chips Act 2.0）案のほか、クラウド・AI開発法案、オープンソース戦略、エネルギーにおけるデジタル化とAIの戦略的ロードマップ策定からなり、テック主権の確保を図る。

〔出所〕欧州委員会資料から作成

中国の通商政策

■ 安全保障と一体化する通商政策運営へ

2026年の中国の通商政策は、多国間主義を堅持し、高水準の対外開放を維持しつつ、経済安全保障の観点から通商政策を国内経済政策と一体的に運用する方向を一段と強めている。具体的には、「内需主導による強大な国内市場の整備」と「ハイレベルの対外開放の拡大」を両立させながら、経済発展と国家安全に関する政策を一体的に進めることで、国際的な経済・貿易摩擦への対応力を高める構図が、いっそう明確になった。米中対立を背景とした輸出管理の強化や、周辺国・地域を中心とする既存の経済連携枠組みの運用強化・高度化も、その一環として位置付けられる。

2026年の経済運営の方向性を決定する中央経済工作会议（2025年12月開催）では、「内需主導を堅持し、強大な国内市場を建設する」ことを最重点課題に位置付けた⁵²。また、同会議は、国内経済運営と国際経済貿易闘争をいっそう一体的に計画・実施することを全体方針として明記しており、通商政策を対外部門に限定せず、国内経済政策と一体で実施する方針を明確にした。

2026年3月の全国人民代表大会（全人代）で採択された政府の年間の政策方針（政府活動報告）では、この方向性をさらに具体化した。重点業務の1つとして「ハイレベルの対外開放をさらに拡大する」ことを掲げ、付加価値通信、バイオテクノロジー、外資系独資病院などの分野で試験的開放を拡大する方針を明記した。加えて、越境サービス貿易ネガティブリストの縮小、デジタル分野の秩序ある開放、デジタル経済パートナーシップ協定（DEPA）およびCPTPPへの加入交渉の推進も盛り込まれた。これらは、従来の「外資安定化」「貿易安定化」から一歩進み、サービス、デジタル、グリーン分野などの重点分野を軸にした選択的な制度型開放の具体化を示すものといえる。

一方で、同報告は2026年の最優先課題として、引き続き「強大な国内市場の整備」を掲げた。具体策として、所得向上、消費環境の改善、消費財買い替え支援、投資拡大などにより内需を底上げするとともに、「全国统一大市场」の建設を通じて国内循環の制度的基盤を強化する方針を示している。このため、対外開放や通商政策も、国内需要の拡大、「新質生産力」の育成、産業高度化の促進と一体で設計・実施される方向である。

こうした政策運営の背景には、第14次5カ年規画（2021～2025年）期以来、中国の対外経済政策の基礎

52 新華社「中央经济工作会议在北京举行 习近平发表重要讲话」（2025年12月11日付）

概念となってきた「双循環」の考え方がある。すなわち、対外開放を後退させるのではなく、国内大循環を主体としつつ、国内・国際双循環を相互に促進する新たな発展構造を構築することで、外部環境の変化に対する耐性を高めようとする発想である。2026年の通商政策は、この双循環の考え方を、内需拡大、供給網強化、選択的開放、ルール形成への関与という具体的な政策群として再構成したものと整理できる。

この点を理解する上で重要なのが、2020年10月に雑誌「求是」に掲載された習近平国家主席の論文「国家中长期经济社会发展战略上のいくつかの重大問題」である⁵³。同論文は、改革開放、とりわけWTO加盟以降の中国が、市場と資源の「両頭在外（調達と販売の両面で対外依存）」を前提とした「世界の工場」型の発展モデルを推進してきたと整理する一方、近年の脱グローバル化や外部環境の悪化を踏まえ、今後は内需拡大を戦略基点とし、国内市場への依拠を高める必要があると論じている。さらに同論文は、国内循環が円滑になるほど、かえって世界の資源・生産要素を引きつけやすくなり、対外開放とも矛盾しないとの考え方を示しており、現在の「内需主導」と「高水準の対外開放」の両立方針の思想的原点とみることができる。

同論文はまた、産業チェーン・サプライチェーンは「大国経済が備えるべき重要な特性」であり、重要な局面で途切れてはならないとした上で、国家安全に関わる分野では、自主可控（自国で自律的に制御可能）で安全・信頼性の高い国内生産供給体系を構築する必要があることを強調している。加えて、中国が国際的に優位性をもつ産業については国際産業チェーンの中国への依存度を高め、外部からの人為的な供給遮断に対する対抗・抑止力を形成するとの考え方も示しており、近年の中国が進める供給網強化、重要分野の国産化、輸出管理強化を含む安全保障志向の政策運営の重要な論拠となっている。中国政府は「戦略的自律性」や「戦略的不可欠性」という表現こそ用いてはいないが、「自立自強」「自主可控」などの概念で示される外部依存の低減と、国際供給網における中国の不可欠性の維持・強化という方向性そのものは、同論文の問題意識と整合的である。

強大な国内市場の整備の制度的な受け皿として位置付けられているのが、「全国統一大市場」の建設である。これは、地方保護主義や市場分断を是正し、制度・ルール・市場インフラの全国的な統一を進めることで、商品や生産要素の自由な流通と公平な競争を実現し、強大か

つ効率的な国内市場を形成することを目指す政策である。政府はこれを「新発展構造（双循環）の基礎的支柱」と位置付けており、2025年12月開催の中央経済工作会议でも重点課題として再確認した。

以上を踏まえると、2026年の中国の通商政策は、従来の「高水準の対外開放の拡大」と「対外貿易・外資の安定化」という基本方針を継承しつつ、その運用を国内市場強化、産業高度化、安全保障能力の向上、対外ルール形成への関与と結び付ける方向へ進めていると整理できる。すなわち、開放政策は維持されるものの、その性格は従来よりも選択的かつ戦略的であり、同時に安全保障色を帯びた通商政策へと移行しつつある。

■ 両用品目輸出管理と一般貿易法体系の接続が進展

通商政策の安全保障面では輸出管理の関連法令の整備が進んだ。中国の輸出管理は、2025年以降、「輸出管理法」および「両用品目輸出管理条例」などに基づく安全保障貿易管理と、「対外貿易法」「貨物輸出入管理条例」「技術輸出入管理条例」などに基づく一般貿易管理の二本立てで強化が進んだ。2024年12月1日に「両用品目輸出管理条例」が施行され、2025年はこれを実務に落とし込む年であったと言える。また同時に、一般貿易の法体系でも技術・製品の輸出管理が戦略産業分野へ広がった。

安全保障貿易管理の制度面では、2025年1月1日に2025年度「両用品目・技術輸出入許可証管理目録」が施行され、両用品目輸出管理の年間運用基盤が整備された。これは、「輸出管理法」「両用品目輸出管理条例」「両用品目輸出管理リスト」を踏まえ、企業が許可申請や該非判定に用いる品名・輸出管理コード・HSコードの参照枠組みを示したものといえる⁵⁴。

2025年には、戦略鉱物・希土類関連品目の両用品目輸出管理リストへの追加が相次いだ。2月4日には、タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウムに関連品目が輸出管理対象に追加され、4月4日には、サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウムなど7種類の中・重希土類の関連品目が追加された。

運用面では、2025年3月28日に商務部が「両用品目輸出許可申請填报指南」を公表し、輸出許可申請における該否判定の考え方や申請書類に記載すべき事項などを明確化した。

さらに、2025年6月16日の海関総署公告2025年第

53 求是「国家中长期经济社会发展战略若干重大问题」（2020年10月31日）

54 HSコードが示されていない品目も存在する。なお、商務部の説明によると掲載されているHSコードはあくまで参考との位置付けである。

123号により、税関による「両用品目輸出管制海関質疑」制度が制度化された。通関申告された貨物位について税関が両用品目として輸出管理対象となる可能性を認めた場合には、契約書、技術資料、用途説明、検査報告などの提出を求め、質疑または鑑別の期間中は貨物の通関を許可しないとする仕組みである。これにより、税関における両用品目検査に関する根拠が整ったことになり、税関での検査強化につながる基礎となった。

同時に、一般貿易に関する法体系でも管理範囲の拡大が進んだ。2025年7月15日には、「中国禁止輸出・輸出制限技術目録」が改正され、電池正極材料製造技術やリチウム抽出・製造関連技術が制限輸出技術に追加された。これにより、技術輸出は「禁止」「制限（許可制）」の既存枠組みの下で、電池関連分野にも管理が及ぶ形となった。また、2025年9月26日には、商務部など4部門が、純電動乗用車への輸出許可証管理導入を決定し、2026年1月1日から施行した。戦略産業である新エネルギー車が一般貿易法体系上の許可証管理に取り込まれたことは、資源・素材にとどまらない管理強化の拡大を示唆している。

2025年末から2026年初にかけては、一般貿易制度と両用品制度の接続関係が明文化された。2026年版「輸出許可証管理貨物目録」では、一般貿易に関する目録掲載貨物でも、それが両用品目輸出管理リストに該当する場合や臨時管制品目に該当する場合は、両用品目・技術輸出許可証の取得が必要であり、逆に両用品許可証を取得していれば一般の輸出許可証は免除されると整理された。加えて、2025年12月には一部鉄鋼製品も一般貿易の輸出許可証管理対象に追加された。

■米中は主要措置を暫定停止

2025年2月以降、米国の対中追加関税と中国の対抗関税が応酬され、4月には急速に激化した。米国は対中追加関税を大幅に引き上げ、中国も米国原産の全輸入品への追加関税（最大125%）で対抗した。その後、5月12日のジュネーブ会談を受け、中国は対米追加関税のうち91%分を取り消し、34%のうち24%を90日間停止して10%を維持した。以後、協議を経て停止措置は延長され、税委会公告2025年第10号により、24%分の停止は11月10日から1年間延長された。

他方、米国の「フェンタニル関税」への対抗として2025年2月と3月に導入した一部品目向け追加関税のうち、税委会公告2025年第2号分は11月10日に停止された。一方、第1号公告分については、確認できた公式公告の範囲では停止が示されていない。このため、2025年以降の中国の対米追加関税は、全輸入品に対す

る追加10%を基本に、第1号公告対象品目には追加10%または15%が一部併存する構造とみられる。

中国の対米非関税措置としては、2月4日に米国アパレル企業のPVHとバイオ企業のイルミナを「信頼できないエンティティ・リスト」に掲載し、グーグルへの独禁法調査にも踏み切った（図表Ⅲ-15）。3月4日には、米企業10社を同リストに、15社を「輸出管理コントロールリスト」に追加し、対抗措置の制度化を進めた。

転機となったのは4月4日である。中国はサマリウム、ジスプロシウムなど7種の中・重希土類関連品目を輸出管理対象に追加した。この対象は米国企業に限らないことから後述のとおり日本企業にも大きな影響をもたらした。同時に米企業11社を「信頼できないエンティティ・リスト」、16社を「輸出管理コントロールリスト」に掲載したほか、検疫措置、アンチダンピング調査、デュポン中国への独禁法調査も打ち出した。さらに4月10日には米企業12社を輸出管理コントロールリストに、6社を信頼できないエンティティ・リストに追加し、リスト形式の措置を積み増した。これにより、中国の非関税措置は、輸出管理を軸に、企業規制、検疫、競争法、貿易救済を組み合わせるいわばパッケージ型となった。

5月のジュネーブ協議を受け、中国は4月2日以降の対米非関税措置の一部を停止し、4月4日および9日公表分の企業リスト措置を90日間停止、その後8月にはさらに90日延長した。一方、4月4日付の7種レアアースの輸出管理は継続し、交渉下でも中核的なレバレッジを維持した。加えて7月には台湾の8社・団体を「輸出管理コントロールリスト」に追加し、9月には米企業3社を同リストに別の米企業3社を信頼できないエンティティ・リストに追加した。

10月9日には、追加のレアアース関連品目、関連設備、技術、再輸出などを含む包括的な輸出管理措置が公表されたが、10月末の米中協議を受けて、これらは2026年11月10日まで暫定停止された。ただし、4月4日のレアアース規制は停止対象外であり、年末には反外国制裁法に基づく米企業20社・個人10人への制裁も発動された。2025年の中国の非関税措置は、停止と再開を織り込んだ交渉カードとして運用されたといえる。また、他国が中国市場に大きく依存しているという戦略的不可欠性を利用したレアアースなどの希少資源・品目の武器化が一層進んだ。加えて、台湾問題などとも関連した安全保障政策としての性格を強めたといえる。

■米中は「建設的な戦略的安定」枠組みで対立管理を目指す

2026年5月14日、米国のトランプ大統領は北京で習

図表Ⅲ－15 中国が実施した関税以外の主な措置

施行日	項目	内容
2月4日	輸出管理	タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウムの関連品目を輸出管理の対象に追加。
	信頼できないエンティティ・リスト	カルバン・クラインなどを運営する米アパレル大手PVHをリストに追加。 米パイオ企業イルミナをリストに追加。
	独占禁止法	米グーグルに対し、中国の独占禁止法違反の疑いで調査開始。
	WTO	WTOに提訴。
3月4日	輸出管理	米国企業15社を「輸出管理コントロールリスト」に掲載し、これら企業への両用品目の輸出を禁止すると発表。(※米中合意により2025年11月10日から1年間同措置を停止)
	検疫措置等	米国産原木から害虫を検出したとして米国産原木の輸入を停止すると発表。 米国産大豆からの麦角菌等の検出を理由に、米農協CHSなど3社からの大豆輸入停止を発表。
	信頼できないエンティティ・リスト	10社の米国企業を同リストに追加。米イルミナについて、中国向けのゲノムシーケンサーの輸出を禁止。(※米中合意により措置を停止)
	貿易救済措置	米国の原産地とする一部の光ファイバー製品に対する「反規制回避調査」を行うと発表。 米国産大豆から、基準値を超えるカビを検出したとして米国C&D社からの輸入停止を発表。
4月4日	輸出管理	サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム等のレアアース7種の関連品目を輸出管理の対象品目に追加。 米国企業16社を「輸出管理コントロールリスト」に掲載し、これら企業への両用品目の輸出を禁止すると発表。(※米中合意により2025年11月10日から1年間同措置を停止)
	検疫措置等	米国産ソルガムから、基準値を超えるカビを検出したとして米国C&D社からの輸入停止を発表。 米国産鶏骨粉からサルモネラ菌を検出したとして、米国3社からの輸入停止を発表。
	信頼できないエンティティ・リスト	11社の米国企業を同リストに追加。中国との貿易活動および中国への新規投資を禁止。 ※米中合意により2025年11月10日から1年間同措置を停止。
	独占禁止法	米化学大手デュポンの中国現法に対し、独占禁止法違反の疑いで調査開始。
4月10日	貿易救済措置	米国・インド原産の医療用CT装置用X線管・管芯に対するアンチダンピング調査を開始したと発表。
	輸出管理	米国企業12社を「輸出管理コントロールリスト」に掲載し、これらの企業への両用品目の輸出を禁止。 ※米中合意により2025年8月12日から同措置を停止。
7月9日	信頼できないエンティティ・リスト	6社の米国企業を同リストに追加。中国との貿易活動および中国への新規投資を禁止。
7月9日	輸出管理コントロールリスト	同リストに台湾の8社・団体を新たに掲載し、これらへの両用品目の輸出を禁止。
9月25日	信頼できないエンティティ・リスト	同リストに米国企業3社を新たに掲載。中国関連の輸出入や中国境内への新規投資を禁止。
10月9日	信頼できないエンティティ・リスト	米国企業およびカナダ企業計14社を掲載。中国関連の輸出入、中国への新規投資、中国国内の組織・個人との取引・協力を禁止。
10月9日	輸出管理	10月9日に以下の措置を公布。米中会談の合意（10月30日）により翌年11月10日まで措置を暫定停止。 ・一部のレアアース品目、関連技術についての中国国外における再輸出規制措置（一部は公布日同日施行、12月1日施行） ・レアアース関連技術の輸出規制（10月9日施行） ・超硬材料関連品目に対する輸出規制（11月8日施行） ・レアアース関連設備および原材料、補助材料に対する輸出規制（11月8日施行） ・一部の中・重希土関連品目に対する輸出規制（11月8日施行） ・リチウム電池関連品目・技術、人造黒鉛負極材料関連品目・技術に対する輸出規制（11月8日施行）
12月26日	反制裁リスト	米国企業20社と個人10人に反外国制裁法を適用。対象企業20社には中国国内資産の凍結と、中国国内での取引・協力などを禁止。対象個人10人には同様の資産凍結と取引・協力禁止に加え、ビザ発給停止および香港・マカオを含む中国への入境などを禁止。

〔注〕年月日は施行日。ただし、10月9日公布の輸出管理措置のみは公布日を記載。

〔出所〕中国商務部、税関総署、国家市場監督管理総局、外交部ウェブサイトから作成

近平国家主席と会談し、両国が「建設的な戦略的安定」を新たな関係の枠組みとすることで一致した。両国がそれぞれ発表した合意内容^{55 56 57}を見ると、中国による米国産品の購入拡大などに相違があるなど細部が異なる一方で、両国関係を「建設的な戦略的安定」と位置付ける

明（ディアオ・ダーミン）教授は「最も重要な台湾問題を適切に処理できなければ、米中関係は極めて危険な状況に追い込まれる」としており⁵⁸、今後も「建設的な戦略的安定」を巡る米中間の認識差や台湾問題が両国関係の不安定化要因となり得ることが示唆される。さらに、貿易や産業政策などの構造問題が未解決である以上、今回の会談の成果は対立解消というよりも、「競争を管理する枠組みの再確認」にとどまったと評価されている。

点では一致している。

経済・通商分野では、米側が貿易理事会および投資理事会の設置、レアアース・重要鉱物、航空機、農産品などでの成果を列挙したのに対し、中国商務部が2026年5月20日に公表した米州・大洋州司（美大司）責任者のコメントでは、両理事会の創設を中米経済・貿易協議の「協議メカニズムによる管理」に向けた基盤と位置付けた。

加えて同責任者は、2025年10月のクアラルンプール協議で2026年11月10日まで停止された関税、輸出管理、海事・物流・造船分野の301条措置などについて、延長に向けた協議継続の方針を示した。

台湾問題については、中国側が「中米関係の中で最も重要な問題」と位置付けたのに対し、米側公表文では明示されていないといった大きな相違点がみられた。中国人民大学国際関係学院の刁大明

55 ホワイトハウス“Fact Sheet: President Donald J. Trump Secures Historic Deals with China, Delivering for American Workers, Farmers, and Industry”（2026年5月17日）

56 中国外交部「习近平同美国总统特朗普会谈」（2026年5月14日）

57 中国商務部「商务部新闻发言人就中美经贸磋商初步成果答记者问」（2026年5月16日）

58 中国新聞網「事关“最重要的问题”，专家解读中美元首会晤涉台表述」（2026年5月14日付）

■追加関税の影響は限定的、レアアースなどの輸出管理強化で日本企業に大きな影響

中国でビジネスを展開する日系企業では、2018年後からの米中対立をきっかけにサプライチェーン断絶のリスク低減のため中国と米国の間での直接貿易の比率を下げる動きが目立っていた。ジェトロの2025年度日系企業調査によると、中国進出日系企業（製造業）による対米輸出について「直接」または「第三国・地域または取引先経由」の輸出を含む輸出があると回答した企業は30.8%だった。韓国進出日系企業（75.6%）、ベトナム進出日系企業（58.2%）、タイ進出日系企業（53.9%）などと比べてアジア圏の日系企業としては比較的低い比率となっている⁵⁹。ジェトロによる中国進出日系企業へのヒアリングにおいても、直接対米輸出を行っているケースは少なく、米中摩擦の影響については、国内景気の悪化や取引先となる現地企業からの受注減など間接的な影響を懸念する企業が多かった⁶⁰。一方で、米国の追加関税措置よりも、それと同時期に断続的に実施された中国によるレアアースやレアメタルの輸出管理強化による影響が大きいとの声が聞かれる⁶¹。特に2025年4月4日に施行されたレアアース7種に対する輸出管理の強化については、日系企業が構築してきた磁石関連サプライチェーンに対し、供給制約と取引コストの上昇という二重の影響をもたらした。とりわけ、サマリウム、ジスプロシウム、テルビウムを用いた永久磁石は、自動車、産業機械、電子機器などの広範な製造分野において基幹部材として位置付けられており、中国から日本向けの輸出停滞は、個社の調達計画のみならず関連サプライチェーンの生産活動全体に波及する構造となっていた。

また、輸出の許認可手続には長期間を要する事例が多く、企業実務における予見可能性が低い状態が続いている。とりわけ、申請から許可取得まで3カ月以上を要する場合があること、ならびに審査基準や進捗に関する透明性が十分でないことは、在庫確保、納期遵守、顧客対応等の観点から大きな問題となっている。

日系企業に共通する課題としては、第1に、組み込み品を含む自社製品が輸出管理の対象に該当するかなどの該非判定の難しさが挙げられる。第2に、許認可運用の不確実性と審査期間の長期化、第3に、税関対応の非統一性に起因する検査遅延や保管費増大、第4に、申請過

程で海外サプライチェーンや製品組成等の機微情報の提出を求められることによる営業秘密保護上の懸念である。

これらレアアースなどの輸出管理の強化について、中国政府は直接的な対米対抗措置であるとは公式には説明していない。米中の交渉枠組みにおいてその措置自体が廃止される可能性について引き続き注視する必要がある。

なお、2026年に入ってから、中国は日本に対する両用品目の輸出管理をさらに強化（1月6日施行）したほか、一部の日本企業・組織を輸出管理コントロールリストや注視リストに掲載するといった措置（2月24日施行）をとっている。中国政府は、日本に対し「新型軍国主義」や「再軍事化」といったナラティブで批判を繰り返している。商務部の1月8日の定例記者会見で何重東報道官は、対日両用品目輸出管理強化の目的として「再軍事化と核武装の企図を阻止すること」にあり、完全に正当であり、合理的かつ合法である」との説明をしている。

従って、これらの輸出管理措置は、日本に対する「再軍事化」といったナラティブと一体化し今後も管理リスト掲載企業の拡大などのかたちで強化されることが懸念される。

■周辺国などとの経済貿易関係の強化と米国による関与の影響

2025年後半以降、中国の対外経済協力は、周辺国とのサプライチェーン協力の制度化と、国・地域間の高水準協定への接続強化を軸に具体化が進んだ。周辺国との外交の在り方などを決定する中央周辺工作会議（2025年4月）では、周辺を外交全体の最重要課題の1つに位置付けた上で、高水準の相互接続網の構築や産業チェーン・サプライチェーン協力の強化を打ち出した。

対ASEAN関係では、中国・ASEAN自由貿易協定（ACFTA）3.0で大きな進展があった。2025年5月、中国とASEANは3.0版交渉の全面妥結を公表し、同年10月28日にはクアラルンプールでアップグレード議定書に正式署名した。商務部によれば、新協定はデジタル経済、グリーン経済、サプライチェーン相互接続など9分野を対象とし、従来の関税・投資中心の協力から、ルール・規制や新興分野を含む制度的一体化へ踏み込む内容となっている。

二国間では、ベトナム、マレーシアとの協力が実務面で前進した。2025年4月の中越共同声明では、両国関係を周辺外交の優先事項と位置付け、2026年4月のベトナム共産党書記長訪中時には、越境経済合作区建設と産業チェーン・サプライチェーン協力の作業部会設置に関する覚書が締結された。マレーシアとの共同声明でも、デジタル、グリーン、AI分野での協力拡大と、サプラ

59 ジェトロ「2025年度 海外進出日系企業実態調査（アジア・オセアニア編）」（2025年11月26日）

60 中国北京市、上海市、広東省などにおける日系企業ヒアリング（2025年5月～9月実施）に基づく。

61 中国北京市、上海市、広東省などにおける日系企業ヒアリング（2025年5月実施）に基づく。

イチェーンの安定化が確認されている。

他方、高水準協定への接続では、DEPAでは交渉実務が継続し、CPTPPについても加入準備と対外調整の継続が示された。商務部は2025年6月、中国はCPTPP加入に向け「十分な準備」を整えたと表明した。DEPAについても、2026年4月に第10回首席交渉代表会合、同年5月に閣僚級会合が開催され、交渉加速と早期成果を目指す方針が確認された。中国は対外経済連携において、周辺国との供給網協力を深めつつ、ACFTA3.0、RCEP、CPTPP、DEPAを組み合わせる多層的に関与を強める動きを見せている。

なお、中国の経済貿易協定の実効性を検討するにあたっては、近年、米国が一部の通商枠組みに導入した、いわゆる「ポイズンピル」条項の含意を踏まえる必要がある。USMCA第32.10条は、締約国が「非市場経済国」と自由貿易協定の交渉・締結に進む場合に、他の締約国に協定終了の選択肢を付与する仕組みであり、ペカー研究所は、同条項が実質的に中国を念頭に置いたものであったと指摘している⁶²。2025年10月に公表された米国・マレーシア、米国・カンボジア間の相互貿易協定（ART）においても、第三国との協定が米国の本質的利益または経済・国家安全保障上の利益を害すると判断される場合に協定終了の余地を残す、より広範な規定が導入された。

もっとも、これらの条項が中国との経済貿易協定を直ちに無効化し、またはその締結自体を一律に阻止すると評価は、必ずしも支配的ではない。元ケイトー研究所のサイモン・レスター氏は、USMCA上の当該条項がもたらす制度上の制約は限定的であり、実際の制約要因としては、米中対立の激化に伴う政治的・経済的な副次的影響の方が大きい可能性を指摘している⁶³。さらに、グローバルトレードアラート（GTA）のサイモン・エヴネット氏は、ポイズンピル条項の実質的な効力は、条文そのものよりも、相手国の対米輸出依存度、代替市場の有無、協定終了後における米国の措置の厳格性といった国別事情に左右されると分析している⁶⁴。このため、当該条項は、厳格な法的障壁として理解するよりも、むしろ相手国の政策判断および企業行動に対して抑制的に

作用する仕組みとして把握することが適当と考えられる。

この点につき、ピーターソン国際経済研究所（PIIE）のメアリー・ラブリー氏は、2025～2026年に米国が締結したARTについて、単なる関税調整の枠組みを超え、中国企業・中国資本・中国技術の活動余地や、中国由来付加価値を含む第三国輸出を管理するための「法的アーキテクチャー」として位置付けている⁶⁵。すなわち、中国との協定が形式上維持される場合であっても、相手国企業が対米市場へのアクセス確保を優先し、中国由来部材の使用や中国企業との連携を抑制するならば、当該協定の商業的効果は相応に減殺され得ることになる。他方、ローウィー研究所のローランド・ラジャ氏は、東南アジア諸国には、なお貿易相手の多角化余地が残されており、米中両国との関係を一定程度並行して維持する余地も存在するとみている⁶⁶。

これらを総合すると、米国のポイズンピル条項は、中国の対外経済協定の締結自体を全面的に阻止する装置というよりも、相手国の政策裁量および企業行動に萎縮効果を及ぼし、協定の商業的実効性を低下させ得る要因として位置付けるのが適当である。従って、中国にとっては、関税優遇の確保にとどまらず、越境産業協力区の整備、サプライチェーン接続の強化、デジタル・グリーン分野における制度協力の深化などを通じて、相手国に対し、米国市場依存を相対的に低下させ得る実体経済上の利益を提示できるか否かが、今後の協定の実効性を左右する主要な論点になると考えられる。

相互貿易協定については、マレーシア投資貿易産業省（MITI）が2026年2月21日、米国連邦最高裁判所がIEEPAに基づく関税を違法とする判決を下したことを受け、その判決に留意するとの声明を発表した。米国法との関係において相互貿易協定がどのような扱いとなるのか、無効となった場合はどのような枠組みで新たな貿易交渉を進めていくのか、注視が必要である。なお相互貿易協定の成否の如何によらず、米国としては、ASEAN諸国との貿易協定においては先述のポイズンピル条項のような仕掛けにより同地域における中国との主導権争いを今後も繰り広げるものと考えられる。

ASEANの通商政策

■相互関税発動後も米国の対ASEAN輸入は拡大

米国のトランプ政権は2025年4月、IEEPAに基づく

62 Simon Lester “China’s Role in the USMCA Review”, Rice University’s Baker Institute for Public Policy. (2026年1月20日)

63 Simon Lester et al. “The Canada-China FTA in Peril Part I: The USMCA ‘Non-Market Country’ Provision”, Georgetown Journal of International Affairs. (2019年2月28日)

64 Simon J. Evenett “Can Trading Partners Still Hedge? U.S. Poison Pills and the Limits of Dual Engagement”, Global Trade Alert, Zeitgeist Series Briefing #77 (2025年10月31日)

65 Mary E. Lovely and Christine Y. Wan “US reciprocal trade deals built to push America’s trade partners away from China”, PIIE RealTime Economics (2026年6月4日)

66 Roland Rajah et al. “Navigating the storm: Southeast Asia and the global trade shocks”, Lowy Institute (2025年12月10日)

相互関税を発表し、ASEAN諸国にも10～49%の高関税を賦課するという内容が明らかにされた。米国の相互関税に係るASEANの対応を時系列で見ると、発表時点ではASEAN各国で関税率に差が見られたものの、交渉を経てASEAN主要国は20%前後に収れんしていった⁶⁷。相互関税率を引き下げる代わりに、ASEAN側は、

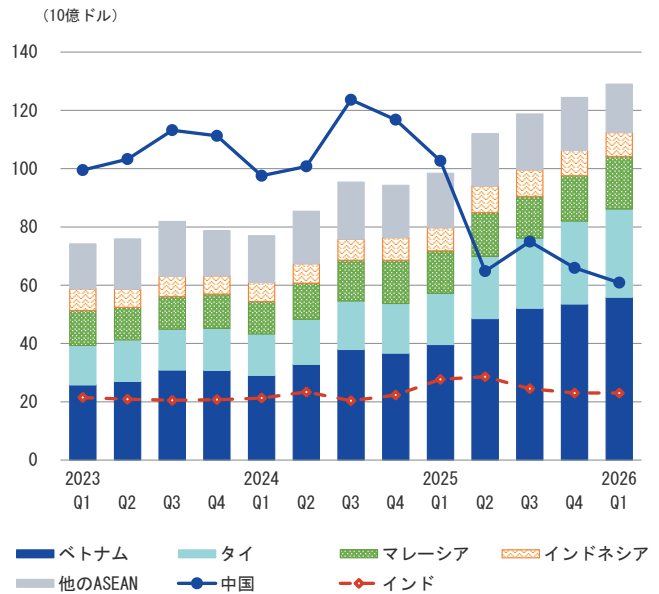
(1) 対米輸入の拡大(米国製品に対する市場アクセスの拡大、関税引き下げ、非関税障壁の削減)、(2) 迂回輸出の防止などの対応を約束することとなった。例えば、ベトナムは2025年7月の合意で相互関税率20%(第三国からの積み替え品は40%)への引き下げを取り付けたが、米国製品に対して関税で大幅に譲歩することで合意した。

その後、ASEAN各国は相互貿易協定(ART)の交渉、枠組み合意、署名を進めた(進捗は様でない)。インドネシアは2026年2月19日にARTに最終合意した。米国がインドネシア原産品に対する相互関税を原則19%に維持した上で、既存関税に上乗せして適用し、インドネシア側は米国からの輸入品について関税障壁の約99%を撤廃するというものだ。しかし、同年2月20日に米国最高裁がIEEPAに基づく関税を違法とする判決を下すと、ARTの批准見通しは不透明となった。2025年10月に米国とのARTに署名していたマレーシア政府は、米国側からART批准の通知を待っている状態だったが、「性急な対応はせず、国内経済への便益と影響を徹底的に検討する」という方針を示した。

米国との関係では、相互関税に加えて2026年3月には過剰生産能力や強制労働製品の輸入規制状況を巡り、USTRが301条調査を開始した。この対象国にはベトナム、カンボジア、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン⁶⁸といったASEANの主要国が含まれており、相互関税以外の通商措置にも対処する必要に迫られている。

ただし、実際の米国のASEAN10カ国からの輸入額の推移を見ると、相互関税の発動以降も拡大を続けているのが実情だ。米国の対ASEAN輸入は、2025年1～3月期で984億ドルであったが、右肩上がりに増加を続けており、2026年1～3月期では前年同期比31.1%増の1,290億ドルに拡大した⁶⁹。同期間中、米国の対中輸入が1,027億ドルから609億ドルに縮小したのと対照的な傾向を見せた(図表Ⅲ-16)。米国側での関税は不安定な状況ではあるものの、大きな潮流として米国の

図表Ⅲ-16 米国のASEANからの輸入推移(四半期毎)



[注] 他のASEANは、東ティモールを除く。

[出所] Global Trade Atlasから作成

ASEANからの輸入は拡大するかたちとなっている。

■ ATIGAやACFTA改正、DEFAの実質合意などの進展

第2次トランプ政権誕生以来、米国への対応に迫られたASEAN各国であったが、ASEANが基本理念とする「ASEANの一体性」や、大国に振り回されず、ASEANが地域枠組みの中心となって「ドライビング・シート(運転席)」の役割を担うという概念「ASEAN中心性」が問われた1年だった。2025年はマレーシアがASEAN議長国を担い、東ティモールの加盟、ASEAN物品貿易協定(ATIGA)の第2次改定議定書の署名開始、ASEAN中国FTAアップグレード議定書(ACFTA3.0)の署名、ASEANデジタル協定枠組み(DEFA)の実質的な合意など、ASEANが主導する経済アジェンダでも、多くの成果が達成された。

2026年のASEAN議長国はフィリピンが担うが、ASEAN域外の対話パートナーとの経済協力・連携では、同年6月にASEAN韓国FTA(AKFTA)アップグレード交渉を開始したほか、前年から続くASEANインド物品貿易協定(AITIGA)の見直し交渉やASEANカナダFTA(ACAFTA)交渉、CPTPPとの連携に向けた取り組みも継続する。他方、中東情勢の悪化により、目下のASEAN経済界の関心はエネルギー安全保障に向けられつつある。ASEAN経済界からは、ASEAN域外の対話パートナーとエネルギー協力・連携に向けた取り組みの加速が期待されており、日本の主導するアジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)への期待も高い。2026年4月のAZEC首脳会合では、高市早苗首相がアジア域内

67 シンガポールはベースライン関税10%のみが課された。

68 フィリピンは強制労働分野の60カ国・地域に含まれているが、過剰生産能力の16カ国・地域には含まれない。

69 東ティモールを除くASEAN10カ国。

のサプライチェーン強靱化を目的とした新たな協力枠組みである「アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ（パワー・アジア）」の立ち上げを発表した。

インドの通商政策

■見通しが不透明な米国との二国間貿易交渉

直近1年間のインドの対米通商関係について整理すると、米国が2025年4月に全世界的な相互関税を発動した後、インドがロシア産石油を購入していることを理由として、トランプ政権は同年8月6日に、相互関税25%に追加して、合計50%の追加関税をインドに賦課する大統領令を発表した。同大統領令は同月27日から発動した。この措置に対して、インド政府側は激しい反発を示した。

その後、インドと米国の両政府は交渉を続け、2026年2月7日に二国間貿易協定（BTA）の暫定的な枠組みに合意したとする共同声明を発表した。トランプ大統領は、上記のロシア産石油等の輸入に対する制裁としての追加関税25%を同日から撤廃した。BTAには、インドが米国産の全ての工業製品と、飼料やワイン・蒸留酒を含む食品・農産品に対する輸入関税の撤廃や引き下げを行い、米国はインドに課す相互関税率を現行の25%から18%に引き下げるほか、特定の航空機・同部品の対インド輸入関税を撤廃するなどの約束が盛り込まれた。

しかし、同月下旬に米最高裁によってIEEPAに基づく相互関税が違法という判断が下され、交渉の前提条件が大きく変化したため、最終合意がどうなるのかの見通しは不透明な状態だ。ピュシュ・ゴヤル商工相は2026年5月のインドのニュースサイトNews18のインタビューで「当初の枠組みには交渉の根拠となる『状況』が変化した場合、協定を修正できる条項が含まれていた」「状況が変化するたびに、協定を調整する必要がある」と述べている。グリアUSTR代表は2026年6月にインドに訪問し、ゴヤル商工相と貿易協定に関する協議を実施している。

なお、2026年3月にUSTRが発表した「外国貿易障壁報告書（NTE）」では、前年に引き続き、インド側の高関税やインド標準規格局（BIS）が義務付けている認証取得についての懸念が示されたが、NTE内でもBTAの最終合意に向けて取り組む姿勢が示されている。他方、同月にUSTRは過剰生産能力や強制労働製品の輸入規制に関連する政策や慣行について、1974年通商法301条に基づく調査を開始したと発表しており、この対象国にインドも含まれている。インド側は同調査にも反発している。

■FTAネットワークを拡充するインド

米国との貿易関係に不透明感が増す中で、インドは通商・対外経済関係の多角化を図り、FTA交渉を加速させている（本章第3節（1）参照）。2026年1月には、交渉停止を経て、約20年にわたるEUとのFTA交渉が妥結した。EU・インドFTAは世界GDP比で2割強を占め、双方にとって、これまで締結したFTAの中でも最大規模のFTAの1つとなる。インド側の発表では、EUはインドに対し品目ベースで97%（輸出額の99.5%を占める）について、EU市場への優遇アクセスを認める。特に70.4%の品目（輸出額の90.7%を占める）について関税を即時撤廃し、残る品目のうち20.3%は発効後3～5年で撤廃する。一方でインドはEUに対し品目ベースで92.1%（輸出額の97.5%）において、インド市場への優遇アクセスを認める。このうち49.6%の品目の関税を即時撤廃し、39.5%については発効後5～10年で段階的に撤廃する。

インドは2025年、欧州自由貿易連合（EFTA）とのFTAが発効したほか、英国とのFTAに署名した。さらには2026年にオマーンとのCEPAが発効し、ニュージーランドとのFTAに署名した。交渉が開始・再開されたFTAとしては、2025年ではモルディブ、イスラエル、ユーラシア経済連合（EAEU）とのFTAがあり、2026年に入ってから3月にカナダとのCEPA交渉再開が決まった。カナダとは2023年6月にシーク教指導者が同国内で射殺された事件によって、関係が冷え込んでいた。しかし、現在の世界情勢において両国の関係改善が必須との認識の下、段階的な関係修復を図っており、カナダ首相としては8年ぶりとなる訪印時にCEPA交渉が合意された。

また対外経済関係では、中印の経済関係が改善している。2020年6月の軍事衝突以降、関係が悪化していたが、中国の王毅外交部長（外相）が2025年8月に訪印し、改善の動きが見られた。同月末から開催されていた上海協力機構（SCO）の第25回首脳会議にはナレンドラ・モディ首相が出席し、多国間貿易体制への支持を表明。習近平国家主席との首脳会談では、両国はライバルではなく開発パートナーだという認識を再確認した。2026年3月には、中国など国境を接する国からの投資への規制を一部緩和した。インドは2020年4月の外国直接投資政策により、中国など国境を接する国の居住者・市民がインドに直接投資する場合、政府による事前許可制とされていた（第II章第1節（1）参照）。

■影響が大きいBIS認証規格に見直しの動きも

USTRが懸念を示しているBISが定める強制認証を義務付ける品質管理令（BIS認証）については、米国のみ

ならず、インド進出日系企業にとっても大きな問題になっている。ジェトロが2025年8～9月にかけて実施した日系企業調査では、BIS強制認証制度が事業に影響を与えている（見込み含む）と回答した在インド日系企業は、製造業で71.9%に上った⁷⁰。

一方、BIS認証を巡っては、コンプライアンス対応負担が大きいため、インド当局内でも見直しの動きが見られている。2025年11月に入ってから、BISに関連する取り消しや施行日延期の発表が相次いだ。2024年8月にインド重工業省から発出された「設備・電気機器安全規則（包括的技術規制）2024（オムニバス技術規制：OTR）」は、インド国内で流通する広範囲の設備・電気機器に関して、BIS認証取得などを求めるもので、2025年8月の施行予定であったところ、同年6月に1年延期、同年11月に当面延期が発表された。2026年1月には、同規則の全面的な撤回に至った。

新興国ブロック（BRICS・上海協力機構）の動向

■ポスト拡大期に入る新興国枠組みと金融協力の深化

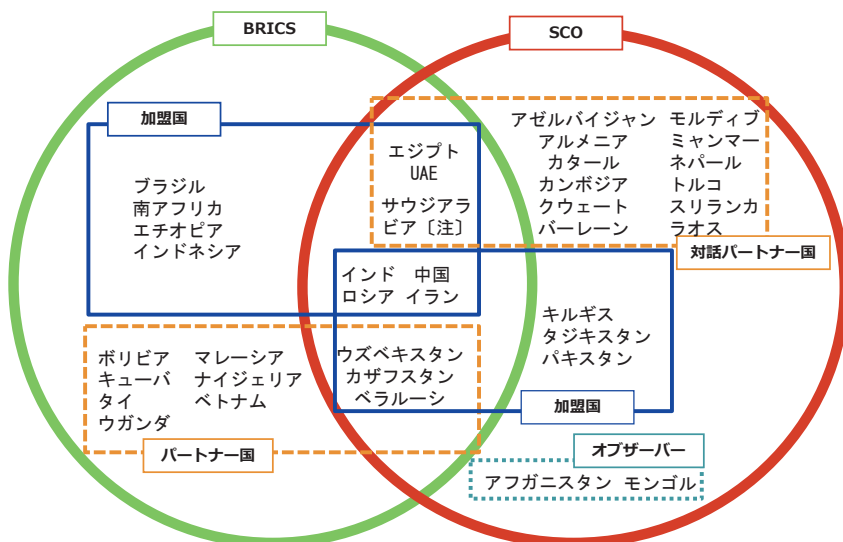
新興国による地域横断的な国際的連携の枠組み拡充が進んでいる。代表的な新興国ブロックとして、BRICSおよび上海協力機構（SCO）が存在する。2009年に設立したBRICS⁷¹は台頭する「グローバルサウス」を代表する枠組みとして、多極化する国際秩序の中で発言力強化と新たなルール形成を志向する動きを強めている。BRICSの協力枠組みは、当初は経済分野を中心として構築されたが、その後拡大し、現在では（1）政治・安全保障、（2）経済・金融、（3）文化・人的交流の3本柱を軸に体系化されている。一方、SCOは2001年に中国とロシアが主導して設立されたユーラシア地域の安全保障機構であるが、近年は経済協力も進展している⁷²。この結果、BRICSとSCOのアジェンダには重複が見られるようになっている。

構成国・地域を見ると、中国、ロシア、インド、イランはいずれもBRICSおよびSCOの加盟国である。エジプト、UAE、ウズベキスタン、カザフスタン、ベラルーシも、両枠組みにおいて加盟国またはパートナー国として関与している（図表Ⅲ－17）。両枠組みはいずれも構成国の拡大を通じて、国際的な存在感を高めてきたが、2025年以降は正式加盟の拡大の動きは一段落し、パートナー制度を通じた外縁拡大と制度整理に軸足を移している。

BRICSには、2025年1月のインドネシアの正式加盟に続き、同年1～6月にパートナー国として10カ国が参加した。SCOにおいても、2024年7月にベラルーシが正式加盟した。2025年8月31日～9月1日開催の天津サミットでは、ラオスの対話パートナー国参加を承認するとともに、オブザーバーと対話パートナーを統合し「SCOパートナー」とする方針が示された。このように、両枠組みは多様な立場の参加国が増加していることから、合意形成や地位整理が課題となっているとみられ、拡大後のガバナンス整理が進められている。

両枠組みに共通する点としては、いずれも米ドルに頼らない自国通貨の相互利用を推進する動きや、開発銀行

図表Ⅲ－17 BRICSと上海協力機構（SCO）の構成国・地域図



【注】サウジアラビアは、BRICS公式サイト上では加盟国扱いだが、正式加盟は未確定。
【出所】BRICS・SCO公式サイトおよび各種報道から作成

70 ジェトロ「BIS強制認証に直面するインド日系企業（1）製造業の7割に影響」『地域・分析レポート』（2026年2月19日付）

71 2006年にニューヨークで開催された国連総会の機会に、ブラジル・ロシア・インド・中国の第1回BRIC外相級会合を開催。2009年にロシアで第1回BRIC首脳会議を開催。2010年にニューヨークで開催されたBRIC外相会合において、南アフリカ共和国（南ア）を加えることでBRICSに拡大することが合意。2011年に南アが首脳会議に初参加し、BRICSとなった。

72 村上美智子「上海協力機構（SCO）の動向」『海外投融資』27（2）（2018年3月）

の設立などが挙げられる。金融面での協力としては、BRICSは2015年に新開発銀行（NDB）を設立し、加盟国におけるインフラ整備や開発プロジェクトへの資金提供を行っている⁷³。これに対し、SCOでは2005年に

73 New Development Bank“Investor Presentation”（2026年6月）

SCO銀行連合が設立され、加盟国の銀行間での協力や共同投資案件の資金調達を支援してきた。さらに、2025年9月の首脳会議において、中国の習近平国家主席がSCO開発銀行の早期設立を提唱しており、域内の金融協力の制度化に向けた動きが加速している。

■ BRICSが推進するデジタル分野での規範形成

BRICSは近年、デジタル、データ、AI分野の国際的な規範形成の議論において、グローバルサウスの立場を反映するアクターとして存在感を高めている。ただし、その取り組みは、EUの一般データ保護規則（GDPR）やAI法のような拘束力のある共通規制を形成するものではなく、各国の主権や発展段階の差異を前提とした、緩やかな原則共有や立場調整にとどまる。

BRICSのデジタル協力は、ICT安全保障、電子商取引（EC）、産業デジタル化、データ経済、AIガバナンスへと段階的に拡大してきた（図表Ⅲ－18）。2015年ロシアでのウファ宣言⁷⁴では、ICT利用の安全保障に関する情報共有や能力構築、サイバー犯罪対策、コンピューターセキュリティ緊急対応チーム（CSIRT／CERT）を活用した加盟国間協力が明記された。その後、2024年カザン宣言ではICTインシデント対応機関間の連絡窓口ディレクトリの設置・運用、2025年リオ宣言ではCERT間協力、当局間の捜査・司法などの法執行協力、共同研究開発、関連覚書交渉が歓迎され、実務協力の制度化が進みつつある。BRICSは同時に、全ての国連加盟国がサイバーセキュリティに関して議論する国連オープン・エンド作業部会（OEWG）や2024年に採択された国連サイバー犯罪防止条約を支持。ICT安全保障における国連中心の規範形成も重視している。

EC分野では、2015年ウファ宣言で「BRICS電子商

取引（EC）協力枠組み」が歓迎され、2017年にはEC作業部会の設置へと進展した。2018年には「包摂的なEC発展に関するBRICS協力枠組み」が示され、ECは市場拡大のみならず、中小企業の参加、オンライン紛争解決、包摂的成長を支える手段として位置付けられた。2022年にはEC作業部会がデジタル経済作業部会へ格上げされ、協力対象はECからデータ、デジタル技術、消費者保護、デジタル貿易へと拡大している。

産業デジタル化では、2018年のヨハネスブルク宣言で「新産業革命に向けたBRICSパートナーシップ（PartNIR）」が立ち上げられた。これはデジタル化、産業化、イノベーション、包摂性、投資を結びつける上位枠組みとして位置付けられ、サイエンスパーク、技術系インキュベーター、中小企業支援などを通じて第4次産業革命に対応する協力を進めるものとした。2024年カザン宣言では、PartNIRの下で中小企業や産業のデジタル転換などを含む7つの作業部会の設置が歓迎された。

2025年リオ首脳会議では、データおよびAI分野で新たな進展が見られた。リオ宣言では「BRICSデータ経済ガバナンス理解文書」を、BRICS内でデータ経済を活用するロードマップとして位置付け、安全な技術アクセス、個人・国家利益の保護、産業・サービスのデジタル化、BRICS域内貿易の拡大を目的に掲げた。また、「AIのグローバル・ガバナンスに関するBRICS首脳声明」では、AIを開発、イノベーション、生産性向上、持続可能な発展の機会として位置付ける一方、AIガバナンスは潜在的リスクの軽減だけでなく、包摂性、能力構築、デジタル格差是正を重視すべきだとした。特に、AIガバナンスにおける国連の中心性を明記しており、AIルール形成は国連を中核とする包摂的・代表性ある国際協力の下で進められるべきだという立場を示した。これは、G7、OECDなど先進国・地域主導の枠組みがAIルール形成で先行する中、グローバルサウスの意味のある参加、能力構築、技術への公平なアクセス、開発上のニーズが十分に反映されないことへの警戒感を背景にしたものと見られる。

以上のように、BRICSのデジタル分野での取り組みは、国連を中心とする多国間協議でグローバルサウスの発言力を高め、各国の政策余地、データ主権、技術的自律性を確保するための立場調整といえる。加盟国間の制度差は大きく、現時点では統一ルールの形成よりも、原則共有と国際議論における影響力確保が主眼とみられる。

■ 2026年BRICS首脳会議、利害調整が課題に

2026年の第18回BRICS首脳会議は、9月にインド・ニューデリーでの開催が予定されている。2025年のリ

図表Ⅲ－18 BRICSのデジタル・データ・AI関連の主要枠組み

年	名称	分野
2015	ICT安全保障・サイバー協力	ICT利用の安全保障
2015	BRICS電子商取引協力枠組み	電子商取引
2018	包摂的な電子商取引の発展に関するBRICS協力枠組み	電子商取引
2018	新産業革命に関するBRICSパートナーシップ（PartNIR）	産業デジタル化
2020	デジタル経済をBRICS経済協力戦略2025の柱に位置づけ	デジタル経済の協力促進
2024	ICTインシデント対応機関間の連絡窓口ディレクトリの設置・運用	ICT利用の安全保障
2024	PartNIR下で7つの作業部会設置	産業デジタル化
2025	BRICSデータ経済ガバナンス理解文書	データ経済ガバナンス
2025	AIのグローバル・ガバナンスに関するBRICS首脳声明	AIガバナンス

〔出所〕BRICS公式サイトおよび各種報道から作成

74 各宣言文書はBRICSウェブサイト参照。

オデジャネイロ首脳会議では、首脳宣言および「AIのグローバル・ガバナンスに関する声明」に加え、「気候資金に関する枠組み宣言」や「社会的に決定される疾病の撲滅に向けたBRICSパートナーシップ」などが採択された。焦点の1つとなった決済については、越境決済イニシアチブは技術報告書まで進み、財務相・中銀総裁レベルで検討継続となり、実装準備への橋渡し段階となった。開発金融については、NDBの現地通貨建て融資を支持し、BRICS多国間保証（BMG）構想をNDB内のパイロットとして進める方針が示された。サプライチェーン強靱化は中小企業・民間連携やデジタル基盤を軸に強靱化を掲げたが、具体化はこれからの段階にある。2026年の議長国であるインドは「レジリエンス、イノベーション、協力、持続可能性」をテーマに掲げている。2025年に示されたこれらの広範な政治的コミットメントを、具体的な実務協力で落とし込めるかが焦点となる見込みだ。特に、BRICS越境決済イニシアチブの進展、NDBにおける現地通貨建て融資の拡大や加盟国拡大、AIガバナンスの具体化、気候資金の実装、さらには構成国拡大後の制度運営などが主要な課題として残されている。2026年5月に開催されたBRICS外相会合においても、同様の分野における協力の継続が確認された。他方で、中東情勢を巡る加盟国間の立場の相違により、同会合では共同声明の採択には至らず、議長声明と成果文書の発出にとどまった⁷⁵。こうした動きは、拡大したBRICSが国際的な発言力を高める一方で、加盟国間の利害調整が一層困難になっていることを示した。

（3）経済安全保障のトレンドと企業の対応

■米中両国の輸出規制強化に加えて中東情勢などの地政学リスクが増大

本節で述べてきたとおり、第2次トランプ政権の誕生以降、米国の関税措置などに加えて、米国・中国双方による輸出管理の厳格化が発表され、経済安全保障に関連したリスクはますます増大している。2025年9月に米国商務省産業安全保障局（BIS）から発表された輸出管理規則（EAR）改正（関連事業体ルール）、そして同年10月に中国商務部から発表された中国原産レアアースの成分を含有する域外製品への再輸出規制は、影響が及ぶ範囲が大きいことから日本企業の経済安全保障担当者にも衝撃を与えた（本節（1）（2）参照）。これらの米中双方による規制強化は2025年10月の米中首脳会談により実施が延期されたものの、1年後の2026年11月の

施行を見据え、企業においては対応を検討しておく必要に迫られている。

2026年1月には、中国商務部が日本に対する両用（デュアルユース）品目の輸出管理を強化する旨を発表した。同年2月に計40の日本企業・組織を輸出管理コントロールリストと注視リストに掲載し、両用品目の輸出を禁止または審査を厳格化した。こうした米中による輸出管理強化への対応に加え、中東情勢の悪化により石油・同関連製品のサプライチェーンが寸断され、日本企業および海外現地法人では調達に係る諸問題が顕在化しており、地政学リスクの重大性があらためて認識されるようになった。リスクに係る日本企業の対応がますます重要になっている。予見性や対応力を高める上での情報収集などの企業インテリジェンス活動、サプライチェーンの強じん化といった対応が必要となっている。

■日本企業の7割超が地政学リスクの影響を懸念

ジェトロが2025年11月から12月にかけて実施した本社アンケート調査では、地政学リスクや経済安全保障に関する設問を設けた。国家間の緊張の高まりや対立・紛争、それらに伴う国際物流の混乱、資源・エネルギーコストの上昇、追加関税や輸出入制限といった保護主義的政策の導入など、さまざまな地政学リスクが顕在化する中、これらが企業活動にどの程度影響を及ぼしているかを聞いた。設問に回答した企業（3,352社）のうち、実際に影響が生じている企業である「すでに大きな影響が生じている」「やや影響が生じている」の回答割合は37.4%となった⁷⁶。この割合は、大企業では48.6%に対して中小企業が35.7%と差が見られる。しかし、「現在は事業に影響はないが、今後影響する懸念がある」という回答も含めた場合は、中小企業も7割を超え、事業規模に関わらず地政学リスクの影響が懸念されているといえよう。

具体的にどのようなリスクを懸念しているのか。「事業影響が懸念されるリスク」に関する質問への回答では、「米中関係、米中対立」が68.3%と最多になっている。続いて、「為替変動・金利変動・金融市場の不安定化」が64.3%、「物流に関するリスク」が61.9%、「世界経済や景況感の下振れ、不況リスク」が56.3%、「米国の追加関税」が51.5%となっており、これら上位5項目のリスクについては回答企業の半数超が懸念として挙げている。

なお、ジェトロが2026年2月に実施した経済安全保

75 AP通信 “BRICS ministers fail to issue a joint statement over differences on conflict in the Middle East” (2026年5月15日付)

76 本アンケート調査は2025年11～12月に実施したため、2026年以降に起きたイラン情勢の緊迫化や中国の対日輸出管理の厳格化などの地政学的イベントは反映されていない。

障セミナー参加者を対象にしたアンケートでは、輸出管理をリスクとして挙げる回答者が多かった。事業展開している国・地域で懸念する地政学リスクについての質問（有効回答数は485人）では、「輸出管理」が82.3%、「関税の引き上げ」が42.1%、「データ規制の拡大・強化」が20.0%、「戦争・武力衝突の発生」が19.4%、「投資規制の拡大」が11.5%という順だった。

■サプライチェーンの見直し・再編の機運が高まり、新規調達先には安定性を重視する傾向に

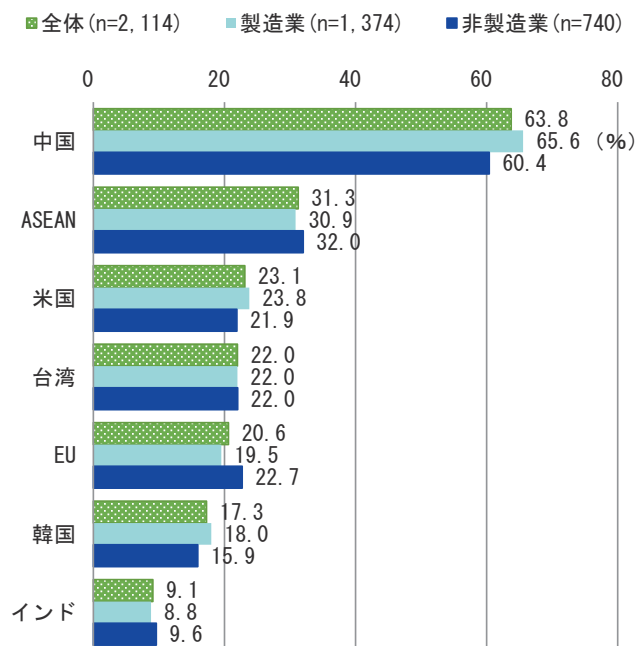
前述のジェトロの本社アンケートでは、地政学リスクや経済安全保障リスクの影響がある（懸念がある）と答えた企業に対して、どの事業活動に影響があるのかを聞いた。回答企業2,406社のうち、「調達（輸入）」という回答が最多で47.9%、次いで「販売（輸出）」が45.8%と高く、「物流（36.8%）」「生産（12.8%）」「技術開発（2.7%）」に比べて、調達・販売面での影響が圧倒的に大きいことが浮き彫りとなっている。

中国商務部によるレアアース関連品目の輸出管理強化は、日本企業の調達に大きな影響を与えている。中国商務部は2010年にもレアアースの対日輸出規制を強化し、当時も日本企業は必要材料の調達ができず、事業活動に影響が生じた。その際の教訓から、日本政府および日本企業は、調達先の多元化、代替技術の開発、国家備蓄の強化、リサイクルの促進といった取り組みを進めた⁷⁷。財務省によれば、日本のレアアースの輸入に占める中国への依存度は、2010年時点の89.8%から2024年時点で62.9%まで低下しているが、依然として高い割合を占めている⁷⁸。

しかし、中国への調達依存度が高いのは、レアアースだけではない。ジェトロの本社アンケートでは、海外調達している企業に対して、主要原材料・部品の海外調達先（金額ベースで最大の調達先）を聞いている。製造業・非製造業とも「中国」という回答が約6割に上った（図表Ⅲ-19）。この割合は、自動車／同部品／輸送機器で83.3%、繊維・織物／アパレルで81.5%、情報通信機械／電子部品で81.0%、化学で79.7%、電気機械で77.8%に上る。日本の基幹産業である、これらの業種において、中国の輸出管理によって影響を受けるリスクが高いと予測される。

こうした中で、今後1～2年間のサプライチェーンの

図表Ⅲ-19 日本企業の主要原材料・部品の海外調達先（金額ベースで最大の調達先）



〔注〕nは無回答および「主要原材料・部品の海外調達はしていない」を選んだ企業を除く。

〔出所〕ジェトロ本社アンケート（2026年3月）

見直し・再編状況について（有効回答：3,332社）は、「見直し・再編を実施する」が9.0%、「見直し・再編の実施に向けて検討する」が17.8%に上り、合わせて4分の1程度となった。この割合は、情報通信機械／電子部品で40.7%、自動車／同部品／輸送機器で39.6%と4割前後になっている。供給網の見直しニーズが高まる中、調達先を検討する上では、従来重視されてきた「品質」「価格」といった要素に加えて、リスク面での要素が重視される傾向にある。調査では新たな調達先を検討する際に重視する要素を聞いている（有効回答1,102社）。「品質の高さ」（65.5%）、「価格の安さ」（64.9%）に続き、「生産地／販売先との関係で地政学リスクが相対的に低い（安定性の高さ）」（52.1%）、「生産地・販売先への地理的近接性（輸送コストの低さ）」（48.6%）といった要素も、多くの企業が重視していることが分かった（図表Ⅲ-20）。

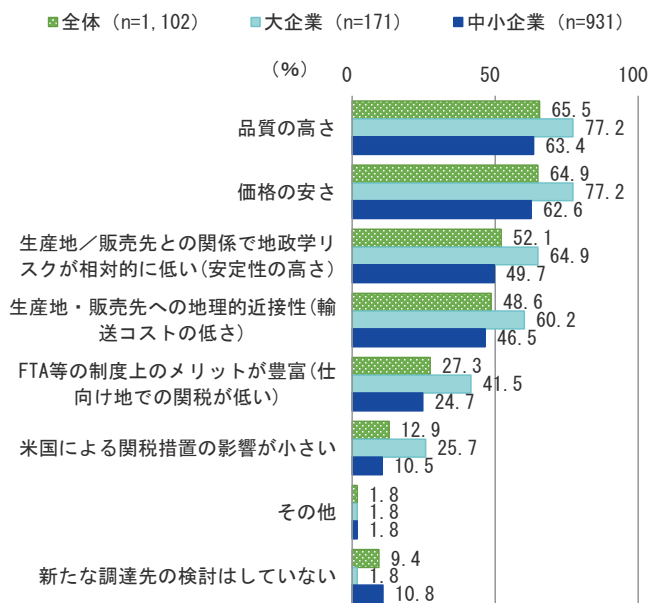
■経済安保業務の膨張とリソース不足

これまで述べてきたような地政学リスクや経済安全保障への対応状況について、「現状実施している取り組み」を聞いたところ、「情報収集の強化」と回答した企業が39.5%、「販売価格の見直し、価格転嫁」が37.4%と高かった。他方で、「今後、新たに実施したい」と希望する企業が多い事項としては「地政学リスク・経済安全保障に対応する体制整備」と「販売先の多角化」が37.7%

77 木内登英「中国が日本にレアアース輸出規制を導入した場合の経済損失」『&N 未来創発ラボ』野村総合研究所（2025年11月28日）

78 廣元末希「戦略物資としての側面を得た中国産レアアース」『ファイナンス』財務省（2025年10月）

図表Ⅲ－20 新たな調達先を検討するにあたり、重視する要素（複数回答）



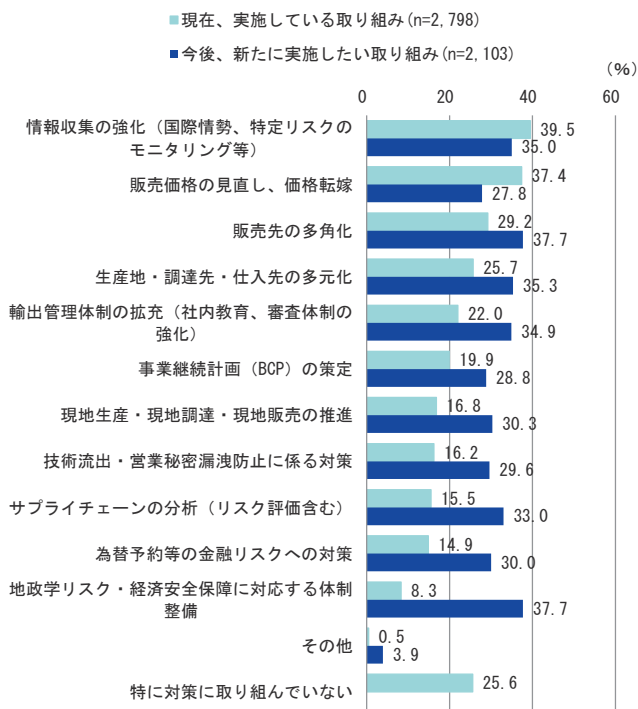
〔注〕nは無回答および「主要原材料・部品の海外調達はない」と選んだ企業を除く。

〔出所〕図表Ⅲ－19に同じ

と高く、「生産地・調達先・仕入先の多元化（35.3%）」「輸出管理体制の拡充（社内教育、審査体制の強化）（34.9%）」「サプライチェーンの分析（33.0%）」などの回答も高かった（図表Ⅲ－21）。

地政学リスクが懸念される中、最新情報を把握し、リスクを分析・評価した上で、具体的な行動・対応をとっていく必要がある。しかし、企業にとっての大きな課題は、それに至るまでの体制・人材に係るリソースが不足している点だ。また、地政学リスクや経済安全保障として取り扱う範囲が拡大する中で、「外縁が見えない」という声が聞かれる⁷⁹。これまで経済安全保障担当の役割は、米国や日本の輸出管理の延長線上に位置づけられるケースが多かった。しかし、現在はサプライチェーンのリスク対応を含め広範囲でのリスク情報収集・分析・評価なども、その役割に含まれることもある。世界のニュースを収集・整理し、事業のリスクシナリオや対応策の作成に動く企業もある。しかし、世界で新たな規制変更や地政学的イベントが発生するたび、「経済安全保障担当者」の情報収集の範囲や分析・評価といった業務が膨張していく傾向にある。経済安保の担当者からは「経営層からの明確な情報要求がなければ情報は集まらない」との声が上がっている。また、米国などのエンティティ・

図表Ⅲ－21 地政学リスクや経済安全保障への対応状況「現在、実施している取り組み」と「今後、新たに実施したい取り組み」（複数回答）



〔出所〕図表Ⅲ－19に同じ

リストは増大を続けており、販売先や調達先のスクリーニング・審査の業務も増える傾向にある。

■日本で経済安全保障推進法の見直しが進む

最後に、日本の経済安全保障の動向について要点のみ触れたい。2022年に成立した経済安全保障推進法だが、2026年6月に改正法が参院本会議で可決・成立した。同法には（1）重要物資の安定的な供給の確保、（2）基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、（3）先端的な重要技術の開発支援、（4）特許出願の非公開といった柱があり、3年程度での見直しが定められている。改正法では、（A）重要な海外事業の促進、（B）総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会が柱として新設される⁸⁰。Aでは、国際的な輸送網の強靱化のための施設、重要サービスの提供に用いられる施設、重要技術の海外展開のための施設の整備・運用事業などが特定海外事業とされ、国際協力銀行（JBIC）が支援を行う。Bでは、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を結集し、経済産業研究所（RIETI）に総合的な経済安全保障シンクタンク機能を創設する。また、民間企業等と政府が共通

79 ジェトロ地域・分析レポート「外縁見えぬ経済安保業務に情報要求の明確化を求める声（世界）」（2026年4月27日付）

80 内閣府「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」（2026年3月19日）

認識を醸成し、業種横断的な関係を構築すべく、情報共有や協議を行う官民協議会を組織する。

経済産業省からは、日本企業が経済安全保障上の課題に対応するに当たり、実践的な参考資料が発表されている。2026年1月に公開された「経済安全保障経営ガイドライン（第1版）」は、経済安全保障の取り組みを進める際の指針となるもので、企業経営層が自社における自律性・不可欠性確保およびガバナンス強化に係る取り組みを経営戦略として考え、実行する上での推奨事項を取りまとめている。また、具体的な取り組み事例も紹介されている。

同年4月に公開された「技術流出対策ガイダンス第2版」は、企業が技術流出対策を講じる上での具体的な手法を紹介した資料となっており、第1版では、（1）生産拠点の海外進出に伴う技術流出、（2）人を通じた技術流出への対策が取り上げられたが、第2版では新たに（3）共同研究に伴う技術流出と、（4）すり合わせに伴う技術流出への対策が盛り込まれ、既存の内容も拡充されている。

また、経済安全保障では、サプライチェーン全体や企業間での情報交換や特定の技術・製品を有する企業間の連携・再編が一層重要となる中で、事業者間における情報交換、連携、再編といった行為が独占禁止法に抵触する恐れがあるため、2025年11月に公正取引委員会・経済産業省・国土交通省から発表された「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」は参照する必要がある。ただし、最終的な独占禁止法上の問題の有無については、個別具体的な事案ごとに評価されること、また、海外競争法や他の規律についても留意する必要がある。

第2節 多国間貿易体制の現状と課題

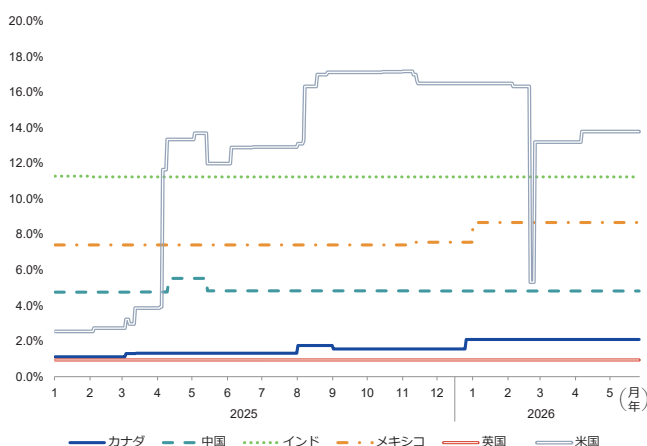
(1) WTOと自由貿易体制

■踏みとどまる自由貿易体制

米国による関税引き上げに、主要国は、米国とは二国間交渉という選択肢を取りつつ、それ以外の国々とは、最恵国待遇（MFN）または特惠に基づく通常運転の貿易を継続した。WTOは2025年の世界の財貿易量について、同年4月には米国の関税措置を加味して0.2%減と予測したが、同8月の予測では0.9%増、同10月の予測では2.4%増と上方修正した。さらに2026年3月に示した推計では4.6%増とし、関税措置の悪影響は当初の懸念よりも抑えられたと評した。2026年2月時点でMFNベースの関税率を適用した貿易が世界貿易の72%を占め、引き続き国際貿易の主流となっている。

2025年以降の単純平均実行関税率の推移をWTOのデータベースで入手可能な主要国について見ると、米国は2025年2月に中国産品への追加関税を課したのを皮切りに、4月から鉄鋼・アルミ、自動車をはじめ幅広い製品へ関税を賦課し、大幅に平均関税率が引き上げられた。しかし、それ以外の国では、中国やカナダで対米対抗措置が取られたほか、メキシコが砂糖および砂糖含有製品の関税を引き上げるなど部分的な変更はあったものの、全体的にはMFN関税率に大きな変更は生じておらず、概ね税率は安定している（図表Ⅲ－22）。

図表Ⅲ－22 主要国の単純平均実行関税率推移（2025年～）



〔出所〕WTO Tariff & Trade Data, Tariff actionsデータベースから作成

米国によるMFNからの一方的な逸脱に直面し、米国に対して各国は二国間での貿易合意を個別に締結するといった対処でショックを緩和させつつ、総体として自由

貿易体制は強靱さを示した。一方、WTOが通商秩序の調整役として果たした役割は極めて限定的であった。2026年3月のWTO第14回閣僚会議（以下、MC14）およびそのフォローアップとなった同5月のWTO一般理事会は、それを象徴する場となった。

■合意なく終焉したMC14と5月のWTO一般理事会

MC14は、2026年3月にカメルーン的首都ヤウンデで開催された。MC14の主な論点としては、前回会合から引き続き、WTO改革が最重要課題となり、会期中相当の時間が割かれた（図表Ⅲ－23）。次の閣僚会議までの2年間の作業計画を含む閣僚宣言案が起草されたものの採択には至らなかった。わずかに、1）漁業補助金、2）小規模エコノミーへの支援に関する作業計画、3）衛生植物検疫措置（SPS）および貿易の技術的障害（TBT）の2協定の適用における特別かつ異なる待遇、の3点につき閣僚宣言が採択されたにとどまる。これらは閣僚会議の成果というにはあまりに微細であり、会議は合意なく終焉したとの評価が妥当であろう。

WTO改革作業計画を含む合意を阻んだ論点が、音楽・映画など国境を越える電子的送信に対し関税を賦課しない慣行の継続である。この関税不賦課の慣行は1998年以降、一時期を除き、2年に1度程度開かれる閣僚会議の度に延長されてきた。今回は同慣行を2030年末まで延長する案で合意を図ったものの、一部の途上国が反対し調整がつかなかった。

MC14では全加盟国（166カ国・地域）での合意には至らなかったものの、有志国による共同宣言イニシアティブ（JSI）の一つである電子商取引協定については、一定の前進がみられた。日本、オーストラリア、シンガポ

図表Ⅲ－23 MC14での主な論点

対象	項目	MC14での動き・論点
全WTO加盟国	WTO改革	意思決定、貿易と開発、公平な競争条件、WTOの基本原則、加盟国の権利義務のバランス、紛争解決制度を議題に含む作業計画（一般理事会ごとの進捗報告など）が提示されるも、合意ならず。
	電子的送信への関税不賦課	1998年以降、原則として（注）閣僚会議の度に更新してきた慣行。MC14では2030年末までの、従来より長期の延長を目指したが、少数の途上国が反対。
	漁業補助金	違法・無報告・無規制漁業につながる補助金の禁止などを規定した漁業補助金協定は、2025年9月に発効。過剰漁獲能力・過剰漁獲につながる補助金と資源管理措置に関する交渉が積み残しとなっている。
有志国（JSI）	投資円滑化協定	129カ国が参加し、投資の透明性や予見可能性の向上、手続きの簡素化・迅速化などを内容とする協定条文（2023年7月に合意済み）のWTO協定への取り込みを目指す。1カ国の反対により達成ならず。
	電子商取引協定	共同議長国が2024年7月に公表した、電子的送信に対する関税賦課の恒久的な禁止を含む協定条文に、紛争解決のための仲裁手続きに関する暫定取り決めに追加し、66カ国・地域で採択。

〔注〕閣僚会議が決裂した1999～2001年、2003～2004年を除く。

〔出所〕WTO、経済産業省資料から作成

ルを共同議長国とする同協定の参加国・地域は、暫定的な措置を採択したとMC14に際して発表した。暫定的な規定として参加国間での仲裁による紛争解決に関する取り決めを追加して、複数国間協定として出発しつつ将来的なWTOルールへの取り込みを目指すことで合意した。今後参加国は国内で批准手続きを進め、45カ国・地域の寄託が得られた時点で協定が発効する。

一方、既に2023年に妥結していた投資円滑化協定の参加129カ国・地域がMC14で全WTO加盟国の同意によるWTOルールへの同協定の取り込みを目指したが、インド1カ国の反対により達成できなかった。

WTO体制に米現政権は批判的であったとは言え、WTO大使をジュネーブに派遣し、WTO改革について独自の提言を行うなど、これまで一定のコミットメントは継続してきた。しかし米ジェミソン・グリア通商代表は会議後の声明で「WTOは将来のグローバルな貿易政策の取り組みの中で限られた役割しか果たさないだろう」と発言。今回の閣僚会議の事実上の失敗は、米国のWTO軽視、特に多国間合意への見切りを一層強固にしたといえる（本章第1節（2）米国の通商政策参照）。

今回の閣僚会議では、WTO改革に関して「分科会」形式での議論が行われた。しかし本来、閣僚級が最終決定を行うべき場である閣僚会議において、意思決定を伴わない「対話」に時間を費やしたことは、WTOの意思決定機能の衰退を示す結果となった。またグリア代表は、自身のカウンターパートたるべき閣僚級の会議参加が非常に少なかったと指摘しており、加盟国の同会議への政治的コミットメントの低さも課題と言える。

MC14では、「時間切れ」を受けて、閣僚会議に準ずるWTOの意思決定機関である一般理事会での合意を目指すとしたが、同年5月に開かれた一般理事会でも、電子的送信への関税不賦課およびWTO改革を含むパッケージへの合意には至らなかった。これを受け日本や米国を含む19カ国・地域は同年5月、当事国間では電子的送信への関税不賦課は行わないとする独自の共同声明を発表した。

■限定的に機能するWTO紛争解決

WTO紛争解決は2019年来の上級委員会の機能停止により、本来の二審制の審理機能が損なわれている。一方、小委員会（パネル）手続きは維持されており、WTO紛争解決自体が機能停止しているわけではない。

WTO発足前のガット時代も一審制のパネルを採用した紛争解決手続きが整備され、1948～1995年にかけて、317件の協議要請つまり手続きの利用があった⁸¹。317件のうち158件でパネルが設置された。ガット時代のパ

ネルは、報告書が採択されないケースもあるが、136件発出されたパネル報告書のうち約3分の2にあたる96件は採択されている。協議を経て当事者間での合意による解決が得られた事案も54件ある。つまりガット時代、一審制の紛争解決手続き下で、拘束力は限定的であってもパネルは一定の規範を示し、多くの紛争では当事国はこれを尊重して紛争の解決に活かしてきた。

そもそも、二審制の裁判的な手続きが紛争解決のベストなシステムであるかは賛否が分かれる。紛争処理のあるべき姿について「裁判志向主義」と「和解志向主義」があり、後者はガット／WTOのような国際経済組織における紛争処理の目的は違反を速やかに止めさせることであり、なるべく当事国間の交渉に基づき和解によって解決されるべきだとする⁸²。紛争の早期解決が目的であれば、同じ裁判的手続きでも一審制も有力な選択肢になり得るし、協議による和解が望ましい場合がある。

WTO紛争解決は強制力を伴うことに意義があるという見方もある。確かにガット時代のパネル報告書採択は加盟国のコンセンサスを必要としたのに対し、WTOではコンセンサスによってしか採択を拒否できないネガティブ・コンセンサスが取られる。しかし、報告書は採択されても履行されない場合もあり、詰まるところ強制力とは対抗措置の発動が可能ということを指すと言える。この点、対抗措置の発動に必要なWTO紛争解決了解22.6条に基づく仲裁判断まで進んだWTO紛争は21件、うちWTO紛争解決機関（DSB）が承認した対抗措置は16件にとどまる⁸³。つまりWTOにおいて強制力が実際に発揮された事例は極めて少なく、解決に至った事案はほとんどの場合、各段階における当事国の何らかの能動的な是正措置によって得られたものと言える。

上級委員会が機能停止したとは言え、現在のWTO紛争解決手続きでもガット時代のようにパネル手続きの活用や協議を通じた経済紛争の打開が一定程度可能であり、現在の制度は過去と非連続の状態ではない。

さらに、多国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）も一応の役割を果たす。MPIAは上級委の代替ではなく、あくまで当事国間（61カ国・地域）の紛争解決の一助である。とは言え、中国－EU間の知財紛争（DS611）ではMPIA判断について賛否があったものの⁸⁴、中国は仲裁判断に基づき措置を是正した。MPIAが一定の機能

81 WTO “GATT Disputes database”

82 岩沢雄司「WTOの紛争処理」三省堂（1995年）206-215pp.

83 WTOウェブサイト“Dispute settlement activity – some figures”より、complete list of the dates of key stages in all disputes, by disputeを参照した。

84 経済産業省「2026年版不正貿易報告書」、512-513pp.

を果たしたとともに、主要国・地域の中で中国がMPIAの枠組みに入っている意義が大きいことが確認された。MC14ではWTO事務局長からもMPIAへの評価と支持が表明された。

WTO紛争解決以外の国家対国家紛争解決では、FTA紛争解決手続きもあるが、利用は、以前より例が増えたとはいえNAFTA/USMCAなど一部に限られている。日本が関係するFTAではこれまで国家間紛争解決の利用例はない⁸⁵。WTOに代わる国際貿易紛争解決の場は今のところ実質的には無いと言える。

2025年は、13件のWTO紛争可決手続きへの協議要請があり、2020年以降で最多だった。米国関税措置に対抗するWTO紛争案件が半数に上ったとはいえ、カナダ－中国間の農水産品への追加課税の事案（DS636）が両者の合意でMPIAに付託されるなど、当事者間での紛争解決を目指す事案もある。またインド－中国間の再エネ製品関連の事案（DS642、644）や、ロシア・ウクライナ紛争により進展の見込みがないもののEUのCBAM制度についてロシアが協議要請した事案（DS639）など新しい分野の紛争も注目される。

WTO紛争解決が、2019年以前のような二審制を回復することは少なくとも短期的には見込めない。米国は伝統的に国際裁判の管轄に服することに極めて消極的な国であり、WTO発足以降の20年ほどの紛争解決がむしろ例外的な期間だったのであり、元に戻った、と考えるべきなのではないか。

さらに当事者間の協議による解決も積極的に検討されるべきであろう。この点、WTO紛争解決案件を10年ごとに見ると、WTO発足からの10年間（1995～2004年）では、当該機関の協議要請のうちパネル設置まで進んだ事案は39%で、相当数が当事者間の協議段階で終結している（図表Ⅲ－24）。2015年以降では同割合は68%で大半がパネル手続きに入っており、協議段階での終結が減少。また1995年からの10年ではパネル報告書が採択された紛争（106件）のうち上級委員会への付託は59件と、約半数であったのに対し、2015年以降では58件中57件と、パネル段階での終結はほぼ皆無となっている。この点、WTO紛争解決制度の「司法化」が進んだ結果、当事者間での解決に向けた対話の努力が薄れてきた側面もある。WTO紛争解決手続きは時間を要する手段であり、本来は当事者間での合意による解決が時間的にもコスト上も最も合理的な手段である。ガット時代のように、パネル（またはMPIA仲裁）を通じて通商ルー

図表Ⅲ－24 WTO紛争解決案件の段階別件数

WTO紛争解決手続き上の段階	1995－2004		2005－2014		2015－2025		合計	
協議要請	324	100%	164	100%	153	100%	641	100%
パネル設置	127	39%	95	58%	104	68%	326	51%
合意に基づく解決、権限の失効、撤回	72	22%	47	29%	37	24%	156	24%
パネル報告書の採択	86	27%	67	41%	53	35%	206	32%
パネル報告書に対応する紛争件数	106	33%	88	54%	58	38%	252	39%
上級委員会への付託	59	18%	41	25%	57	37%	157	24%
上級委員会報告の採択	56	17%	40	24%	28	18%	124	19%
上級委員会報告に対応する紛争件数	78	24%	54	33%	34	22%	166	26%

〔注〕WTO事務局がまとめたDS番号641までの集計。複数の紛争案件の統合や手続きの中断など複合的な理由により、段階別件数の合計と紛争案件の実数（協議要請件数）は一致しない。

〔出所〕WTO事務局資料から作成

ルについて一定の規範が示されながら、当事国同士での紛争解決に向けた努力も求められる。

なおWTO紛争解決に関連して、JSIの電子商取引合意では、全加盟国のコンセンサスによって同合意をWTO協定の附属書4に取り込んでWTO紛争解決手続きを利用可能にすることが現状では難しいことを踏まえ、当事国間で実質的にWTO紛争解決と同様のプロセスを取ることを可能にする暫定的な措置に関する附属書を採択した。WTO協定への取り込みが達成できなくても、JSIで紛争解決を含むルール策定の道筋を示したことに一定の意義がある。

■ルールに基づく国際通商秩序の維持に向けて

米国が国際通商ルールに基づく秩序軽視の姿勢を示し、ルールに基づく国際通商秩序が揺らぐ中でも、国際貿易の大半は通常運転で実施されている。以下では、ルールに基づく秩序の代表的な論点であるMFN原則、および安全保障と貿易について若干の検討を試みたい。

既述のとおり、国際貿易の7割以上はMFN原則に基づく一般関税率（MFN税率）にて通関されている。MFN原則はWTOの文脈では無差別原則と同意であり多国間貿易体制のいわば要である。一方、米国は2025年12月の一般理事会において、「MFN原則は今の時代にそぐわない」上、「（経済）厚生の上につながる自由化を阻害する」と述べ、同原則を否定する見解を示した。さらにEUも2026年1月に「無条件な」MFN原則の見直しの必要性に言及した（本章第1節（2）EUの通商政策参照）。いずれも、とりわけ中国を念頭に公正な貿易慣行が実現されていないとの現状認識に立っていると考えられる。確かに、1947年の第1回多国間貿易交渉への参加国が23カ国・地域であったように、ガット設立当初と、166カ国・地域からなる現WTO体制とではMFNの持つ意味は異なるという点は否めない。

85 経済産業省「2026年版不正貿易報告書」、732-733pp.

一方、米国のWTO元事務局次長アラン・ウォルフ氏が「MFN原則を失うことはパンドラの箱を開けることに等しい」⁸⁶と警鐘を鳴らすように、加盟国が無差別の自由貿易体制を享受する土台となるMFN原則の見直しには極めて慎重であるべきだろう。MFN原則には既に様々な柔軟性のメカニズムが組み込まれている。1点目は、FTA/EPAに基づく特惠貿易の許容（GATT24条）。2点目は、GATT20条（一般的例外）などに基づく例外の許容。3点目は、MFNに基づく関税率は各国が「譲許表に定める条件又は制限に従うことを条件として」認められるものであり（GATT2条1項（b））、もともと「無条件」な権利ではないこと。4点目は、加盟国は「特別の事情があるときはいつでも」所定の手続きおよび条件に従う範囲で、当該国の譲許表（関税約束）に含まれる譲許の修正または撤回のための交渉を開始できること（GATT28条）。最後に5点目として、中国を含めWTOに新規加盟する国・地域の場合は加盟交渉を経て、全加盟国が承認した加盟条件を受け入れていることにも留意が必要だ⁸⁷。通常、新規加盟には原加盟国に比べて厳しい条件が課せられ、加盟交渉妥結をもって権利義務の均衡が図られることが想定されている。

上記4点目のGATT28条に基づく譲許表の修正については、EUが鉄鋼セーフガードの期限切れに伴う代替措置を設定する上での根拠としたことでも注目を集めた。EUの措置の同条整合性についての疑義はあるものの⁸⁸、少なくともEUとしてはWTOルールとの整合性を意識した措置として論理構成している点は、ルールの軽視とは一線を画する立場と言え、ルールに基づく秩序の尊重という観点では一定の評価の余地がある。

その他、実務の観点からは、FTA/EPAでの特惠関税の利用には原産地規則の充足という「ハードル」をクリアしなければならない点も指摘できる。MFNも、厳密にはWTO非加盟国（イラン、イラク、シリアなど）が対象外となるため無条件ではないものの、ヒアリングによれば、通関の現場ではMFNベースの通関申告は実質的に証明を求められないとのことである。つまり円滑な自由貿易の実現という観点では、FTAは終着点ではなく、MFNが貿易円滑化に果たしている役割は大きい。サプライチェーンがグローバルに張り巡らされた今日において、多様な資源や食料を輸入する日本を含め貿易に

依存する国・地域にとって、MFNは一層不可欠な大前提と言える。

次に、WTOルールと安全保障の関係については、GATT21条が安全保障に基づく例外を規定する。同条に基づく例外は主に戦時を想定した極めて限定的な場合にみに許容される。この点、GATT協定の起草時には、同条は現在のように経済安全保障の要素を含んだ、広義の安全保障概念に対応できていないと指摘される。ガットの規定そのものを見直すことが現実的には容易でない中で、安全保障の概念について何らかの共通理解を醸成することは、通商政策と経済安全保障政策の両立を図る近年の政策トレンドに鑑みて喫緊の課題である。他方、米国は同国の通商拡大法232条を根拠にした追加関税などにおいて、国家の安全保障上の理由を挙げており、GATT21条の射程について新たな対立を生んでいる⁸⁹。米国の元WTO上級委員会委員長のジェームズ・バッカス氏はこの点、「国家の安全保障上の決定はあくまで例外であって規範になってはならない。さもなくば多国間貿易体制の根幹が揺らぎ、国際貿易は、例外が常態となるブラックホールへ突き落とされることになる」⁹⁰と述べ、GATT21条に一定の歯止めが必要とする。

WTOにおける貿易ルール形成が硬直化して進展しない状況下で、ルールに基づく国際通商秩序をいかに持続可能なものにできるか。MC14が改めて示したように、WTOはもはや国際通商体制の中心にあるとは言いがたい。一方、通商秩序の混乱期にあっても自由貿易が踏みとどまっている土台には通商ルールがあり、WTOはインフラとして機能している。FTAのルールもWTOルールとの整合性を確保したものである。今後の通商秩序では、こうした法的権利義務を伴う成文法（ハードロー）だけでなく、本章3節（2）で扱う緩やかな国家間合意（ソフトロー）も含めたルールの総体を柔軟にとらえ、その枠の中で対処するプラグマティズムが求められる。

（2）貿易救済措置の発動状況

■対中国の貿易救済措置が相次ぐ

WTOの貿易救済ポータルから、2025年に新たに開始されたアンチダンピング（AD）調査と相殺関税（CVD）調査の推移を見ると、2025年の件数はADとCVD合計で前年比14.1%減の377件となった。過去最高となった

86 Alan Wm. Wolff “Prying open Pandora’s box by scrapping MFN”, Peterson Institute for International Economics (2026年2月17日)

87 加盟約束の完全な履行が達成されているかは別問題としてある。例えば中国の政府調達協定への加入。

88 経済産業省「2026年版不公正貿易報告書」、143-146pp.

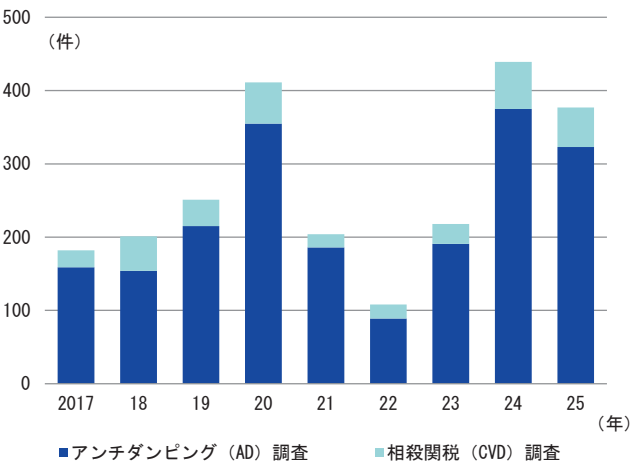
89 福永有夏「世界貿易機関（WTO）の現状と展望—ルールに基づく多角的貿易体制は終焉したか—」東信堂（2025年）、48-54pp.

90 James Bacchus “The Black Hole of National Security: Striking the Right Balance for the National Security Exception in International Trade”, Policy Analysis no. 936, Cato Institute (2022年11月9日)

前年に比べて減少したものの、2020年や2024年と並んで高水準な年となった（図表Ⅲ－25）。また、同年中に発動されたAD・CVD措置の件数を合計すると、89.7%増の275件と大幅に拡大しており、2025年は引き続き、世界的に貿易救済措置の利用が活発であったと言えよう。

AD措置について、2025年に新たに開始された調査の件数は前年比13.9%減の323件であった。調査開始件数について、調査実施国・地域別で見ると、最多だったのはインドで81件だった（図表Ⅲ－26）。続いて、米国が38件、ブラジルが32件、EUが30件という順であった。AD調査の対象国・地域では、中国が121件と最多となっており、2位のインドやベトナムを大きく引き離している。AD措置の発動件数は80.0%増の234件と大幅に増えた。国・地域別で発動件数が最多だったのは米国で、45件だった。次いでインドが42件と迫っている。発動対象の国・地域を見ると、中国が97件と圧倒的に多い。経済産業省によれば、AD 措置は最恵国待遇の例外措置の1つであり、その発動には細心の注意が払われるべきだが、濫用（らんよう）も目立つという⁹¹。セーフガー

図表Ⅲ－25 新たに開始されたAD・CVD調査件数



〔出所〕 WTO貿易救済ポータル

図表Ⅲ－26 2025年のアンチダンピング措置(上位国・地域)

AD：新たに調査を開始した件数（2025年）			
調査実施国・地域	件数	調査対象国・地域	件数
インド	81	中国	121
米国	38	インド	17
ブラジル	32	ベトナム	17
EU	30	韓国	15
カナダ	26	タイ	13
AD：発動件数（2025年）			
発動国・地域	件数	対象国・地域	件数
米国	45	中国	97
インド	42	タイ	14
EU	23	台湾	14
トルコ	20	日本	13
ブラジル	16	ベトナム	10
マレーシア	9	トルコ	10

〔出所〕 WTO貿易救済ポータル

ド（SG）措置のように補償を提供することや相手国の対抗措置を受忍することが求められないため、要件を満たしていないにもかかわらずAD調査を開始するケースが散見される。

CVD措置については、2025年に新たに調査開始された件数は15.6%減の54件となった。調査を開始した国・地域では米国が30件と突出しており、調査の対象国では中国が26件となっている（図表Ⅲ－27）。他方、同年中のCVD発動件数は2.7倍増の41件となっており、増大傾向がみられる。発動した国・地域側で見ると、米国が32件と8割近くを占めている。発動された対象国では、中国が15件、インドが5件、ベトナムが4件という順であった。

図表Ⅲ－27 2025年の相殺関税措置（上位国・地域）

CVD：新たに調査を開始した件数（2025年）			
調査実施国・地域	件数	調査対象国・地域	件数
米国	30	中国	26
カナダ	7	米国	3
オーストラリア	6	インド	3
インド	5	インドネシア	3
CVD：発動件数（2025年）			
発動国・地域	件数	対象国・地域	件数
米国	32	中国	15
インド	4	インド	5
EU	3	ベトナム	4

〔出所〕 WTO貿易救済ポータル

SG措置については、2025年中の調査件数は14件と、2024年（16件）から横ばいであった。調査実施国ではトルコ、エジプトが各3件で最多だった。同年中に確定したSG措置の件数は10件であり、2023年（5件）、2024年（8件）から増加傾向にある。発動したのはインドネシアが3件と最多となっており、EUはじめ7カ国・地域が各1件であった。

AD、CVD、SGといった貿易救済措置が増える背景には、新型コロナ禍以降、国内市場の縮小に伴いダンピング輸出が拡大し、主要市場で貿易救済措置が発動されたことに加え、2025年からの第2次トランプ政権により追加関税が発動された影響もある。世界最大の市場（輸入国）である米国市場をはじめとする主要市場へ輸出しづらい状況が生じた。行き場を失った商品が、他の新興国市場などへ流入する傾向にある。つまり、追加での関税措置が発動されている国・地域への輸出を避け、発動されていない国・地域へと仕向け地を変更する「貿易転換」が起こっている。

また、AD・CVD措置の対象となった国から輸出して

91 経済産業省「2026年版不正貿易報告書」、307pp.

いた場合、原産地を偽装し、第三国を通じて輸出して関税を回避する「迂回輸出」が生じているという懸念も、各国政府の間で高まっている。こうした第三国からの輸出増に対して、さらなる貿易救済措置が発動されるという構図が散見されている。

前述のとおり、貿易救済措置はあくまで例外措置であるため、濫用は慎まれるべきだ。他方で、ダンピング輸出をはじめ不公正な貿易政策・措置による被害が世界的に蔓延する現状においては、WTOルールに基づく範囲内において、競争条件を平準化する手段として、各業界として活用を検討すべきであろう。

■各国の貿易救済措置、鉄鋼など卑金属製品が中心

貿易救済措置を対象産品別で見ると、2025年に開始したAD調査では、卑金属・同製品（鉄鋼やアルミ製品など）が28.8%、化学工業製品が20.7%、プラスチック・ゴム製品が19.8%の順で多かった。同年に発動したAD措置も、卑金属・同製品が31.6%、化学工業製品が22.6%、プラスチック・ゴム製品が19.2%と同様の順に多く、3カテゴリーで7割以上を占める。CVD調査においても卑金属・同製品が24.1%、化学工業製品が20.4%と多いが、近年増加している機械類／電気機器・同部品が9.4%と3番目に多かった。発動されたCVD措置では、化学工業製品が増え（2024年：1件⇒2025年：13件）31.7%、卑金属・同製品が22.0%、機械類／電気機器・同部品が9.8%の順だった。SGは件数が少ないながら、調査開始件数では卑金属・同製品が5件と多かった。

国・地域別に貿易救済措置の詳細を見ると、米国が発動している対象国・地域には、中国のほかにASEANなどもあり、迂回輸出を見据えた分散化もみられる。例えば、米国は2025年6月24日より、マレーシア、タイ、ベトナム、カンボジアからの結晶シリコン太陽電池に対してAD、CVD関税を賦課している。これら4カ国製の太陽電池については、既に1974年通商法201条（セーフガード）に基づく追加関税が賦課されているが、中国製の太陽光発電製品に対するAD・CVDを回避するための経由地となっているとの懸念がある。米国は中国からの太陽光発電製品に対するADおよびCVDを2012年より賦課してきたが、迂回輸出への対応を強化している。なお、2026年2月には、インド、インドネシア、ラオスで生産された結晶シリコン系太陽電池、およびそれを組み立てたモジュールに対してCVDの賦課を仮決定している。

EUでは、中国の過剰生産能力にさらされる域内の鉄鋼産業の保護のため、セーフガード措置の行方に注目が集まっている。EUでは2018年7月より鉄鋼製品に対す

るセーフガード措置が導入されたが、WTOのルールに基づき、2026年6月末で同措置は失効となる。同年7月以降の措置の検討が行われていたが、欧州委員会は2025年10月に現行の措置に代わる新たな貿易措置に係る規則案を発表し、2026年4月にEU理事会と欧州議会で政治合意された。鉄鋼製品28品目に対して、関税割当枠（クォータ）を設定し、超過分に対して50%の関税を課す。対象品目は発効開始から半年以内に欧州委が必要に応じ改正案を提示する。現行措置と比較し、関税割当量を2024年比で47%減の年間1,830万トンまで削減し、超過分への税率を現行の25%から引き上げる。

欧州委は迂回輸出対策として製品に使用された鉄鋼の溶解・ casting国を証明する鋼材検査証明書（ミルシート）の提出を輸入事業者に義務付けることを提案している。政治合意においてはこの溶解・ casting国の証明を、割当量配分を考慮する要素の1つとして位置付けた。ただし、EUの新たな貿易措置を巡っては、川上の鉄鋼産業からは支持されている一方、ユーザーとなる川下の自動車業界からは追加負担を強いられるとして、両業界間では対立も生じている。

英国も、EUからの離脱時に鉄鋼セーフガード措置を継承していたが、米国やEUの輸入制限による貿易転換への対応のため、2026年7月1日から開始する新たな措置を検討してきた。英国政府は2026年3月に新たな措置の概要を発表しており、英国で生産される関連品目を対象にEU同様にクォータを設定し、超過分に対しては50%の関税を適用する。他方で、一部の主要貿易相手国との間では個別の取り決めを行うことを検討していると

している。

カナダは、中国に対するADやCVDの調査を開始するなど、前年に比べて調査開始件数が伸びた。品目別では鉄鋼・同製品を中心に、中国のほか、炭素鋼・合金鋼については台湾やインド、イタリアなど、スチールストラップについては韓国、トルコ、ベトナムに対してAD調査を開始している。AD措置に加えて、カナダ政府は2025年12月に国内鉄鋼産業の競争力強化、供給網の安定化を目的とした措置を発表しており、同年6月、8月に相次ぎ適用を開始した特定鉄鋼製品に対する関税割当制度も厳格化している。

新興国における貿易救済措置を見ると、インドネシアは2025年に入ってから、複数のSG措置を発動した。2月にはスラグウールとロックウール、セラミックタイル、5月には発泡ポリスチレン、10月には綿糸製品に対し、それぞれSG措置を発動した。AD措置についても、2月に既存の中国、シンガポール、ウクライナ産の熱延鋼板に対する措置の延長を決定しているほか、3月には中国、

タイ、台湾産のナイロンフィルムに対して措置を発動している。

マレーシアは、2026年現在発動中のAD措置は9件となっており、そのうち8件が鉄鋼向けである。2025年2月には「相殺関税とアンチダンピング法」に基づく関連規則を改定し、米国の高関税を回避した安価な製品が同国に流入しないよう監視を強める方針を示した。また、同月に台湾の鋼板メーカーCSCスチールを親会社とするCSCマレーシアの申請に基づき、調査を開始した。同調査の結果を受け、10月31日には中国、韓国、ベトナムで生産、または同3カ国から輸入された亜鉛めっき鋼板・コイルにつき、不当廉売を認定し、AD税の賦課を決定した。

ブラジルは2025年に16件のAD措置を発動しており、過去10年で最多となった。中国に対するADが7件と多くを占めている。品目としては、繊維用繊維・同製品が4件、卑金属・同製品が3件である。

■対中国製品への貿易救済、新興国でも増大

他方、ADやCVDを発動される輸出国・地域側の観点で見ると、貿易救済措置の被発動件数が大きく増加しているのが中国だ。中国で生産される安価な製品が流入することへの警戒感が、各国で高まっている。中国を対象としたAD・CVDの件数を見ると、調査開始件数は2024年の182件（AD：157件、CVD：25件）から2025年は147件（AD：121件、CVD：26件）と減少したが、発動件数は57件（AD：51件、CVD：6件）から112件（AD：97件、CVD：15件）へと倍増した。対象品目は、主に卑金属や化学品などだ。卑金属に関しては、以前から中国に対して過剰生産能力が指摘されており、輸入相手国からは、鉄やアルミ製品を中心にAD措置の発動が相次いでいる。

2025年に中国に対してAD調査を開始した国・地域の内訳を見ると、インドが最多で29件となっており、EU（13件）、メキシコ（12件）、米国（11件）と続く。ブラジル（10件）やトルコ（7件）などの新興国においても対中AD調査の開始が相次いでいる。同年中の対中AD措置の発動件数で見ても、インドが20件で最多となった。発動された対中AD措置の対象品目で見ると、やはり卑金属、化学品が多く、各30件となった。

一方、2025年の中国による貿易救済措置は少なく、AD措置は調査および発動件数とも数件にとどまっており、CVD措置は新規調査の開始、発動とも確認されなかった。中国によるケースとしては、2025年5月に米国、EU、台湾、日本に対して、工業用プラスチックのポリアセタールに対しAD措置を発動した。同年6月には

EU、英国、韓国、インドネシア産のステンレス鋼ビレットおよび熱間圧延鋼板・コイルに対するAD措置、2026年1月には米国、韓国産の太陽光グレードのポリシリコンに対するAD措置の継続をそれぞれ決定した。中国政府も、2025年8月に貿易救済措置に係る反規制回避調査規則の草案を公表しており、迂回輸出への対応案を示している。中国による反規制回避調査の事例としては、一部の米国産光ファイバーに対する調査が挙げられる。

■安全保障や供給確保を目的とした産業補助金が拡大

近年、国内産業の強化に向けた措置として、補助金を含む政策介入措置が世界的に拡大している。国内における産業育成を目的とする半面、産業保護的な補助金は国際的な保護主義を助長、エスカレートさせる恐れがあり、各国・地域による過度な介入は注視していく必要がある。WTO、OECD、G7などにおいても、市場歪曲（わいきょく）的な補助金への対応について議論されているのだが、WTOのルール上、悪影響のある補助金については紛争解決手続に訴えるか、相殺関税措置を発動するか、という限られた対応しか認めていない。このため、例えばEUでは、既存枠組みでは対処できない補助金による市場歪曲に対処するため、外国補助金規則（FSR）という新規則を発表し、審査を行っている⁹²（後述）。

貿易歪曲的な補助金措置を実施している国・地域には偏りがみられる。米国外交問題評議会（CFR）はGTAのデータを基に、世界の補助金を分析しており、米国、中国、EUで全体の5割を占めるという。また、2023年には貿易歪曲的な補助金措置の7割を先進国が占めたとしている。この点、欧州委員会は昨今の世界的な過剰生産能力について、人為的に安価な商品を輸出し、海外市場を氾濫させる危険性があると主張している。また、複数の政策シンクタンクが、補助金が出せない途上国ほど困難な状況に追い込まれることを指摘する。不公正貿易報告書によると、市場リターンを下回る出資や低利融資などの複雑な支援形態の増加が確認されており、欧州委員会は過剰生産能力につながる補助金をいかに削減し、他の加盟国への影響を緩和するかについて議論し、WTOルールのアップデートにつなげるべきだと述べている⁹³。

産業強化に向けた政策措置の目的にも変化がみられる。GTAは米国、中国、EUが導入した政策措置の背景を「国家安全保障・地政学的懸念」「気候変動緩和」「供給緩和」「戦略的競争力」の4つに類型化し、時系列で

92 経済産業省「2026年版不公正貿易報告書」、460pp.

93 経済産業省「2026年版不公正貿易報告書」、356pp.

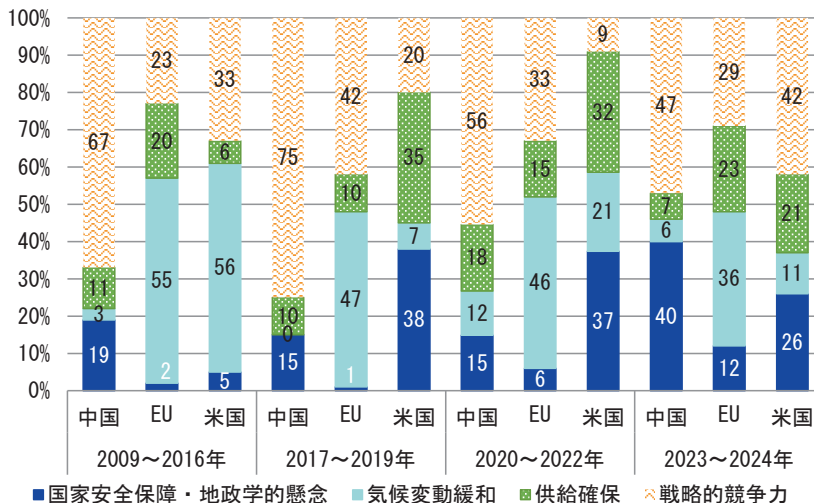
分析している（図表Ⅲ－28）。米国では2023年～2024年に導入された政策介入の目的では「戦略的競争力」が約4割と最大となった。他方、中国に関しては、2009～2016年、2017～2019年、2020～2022年で最大の割合を占めていた「戦略的競争力」の割合が2023年～2024年で低下し、「国家安全保障・地政学的懸念」の割合が顕著に拡大した。EUに関しては2009～2016年、2017～2019年、2020～2022年の3つの時期で約5割を占めていた「気候変動緩和」が2023～2024年に低下、「戦略的競争力」や「供給確保」を目的とした補助金など政策措置の割合が高まっている。

外国補助金への対応として、例えばEUでは外国補助金規則（FSR）の見直しを進めている（本章第1節（2）EUの通商政策参照）。FSRは、市場歪曲的な効果を及ぼす可能性のある域外国政府の補助金を審査する手段として、大規模な合併や公共調達手続きの際に、企業側に事前通知を義務付ける規制だ。しかし実態として事前通知があったとしても、詳細に調査される案件は限定的だった。2025年の事前通知の件数は約100件だが、詳細調査に進んだ案件はUAEのADNOCによるドイツの化学品大手コベストロ買収のみだった。欧州委員会は経済安全保障政策の一環としてFSRを活用する方針を打ち出しており、2026年1月にガイドラインも公表した。

FSRの下で、欧州委には事前通知の対象外でも職権を基に（ex officio）調査を開始することが認められている。2025年11月には、この権限に基づき2024年に調査が行われた企業に対して、初めて詳細調査が開始された。対象となったのは中国のセキュリティー関連企業である同方威視だ。2026年2月には同じく中国企業で、風力発電タービンを製造する金風科技（ゴールドウインド）についても、2024年の事前調査に基づき、詳細調

査を開始することを発表している。欧州委は詳細調査開始に当たり、両企業とも、中国による市場歪曲的な補助金、優遇税制措置、優遇融資のいずれかを受けている可能性があるかと判断している。また、2026年4月にはポルトガルの地下鉄入札において、FSRに基づき、車両サプライヤーを中国企業からポーランド企業に変更する条件を承認した。公共調達手続きにおいて、下請け企業が受けた外国補助金を欧州委が審査した初の事例となる。

図表Ⅲ－28 米国、中国、EUの政策介入の目的



〔出所〕 グローバルトレードアラート（GTA）

第3節 ルールと価値に基づく国際経済秩序の広がり

(1) 世界および日本のFTAの現状

■UAEやインドによるFTAが続々と発効

ジェトロの調べによると、2026年7月1日時点で、世界の発効済みFTA件数は424件であった。2025年には14協定が新たに発効し、2026年1～6月では7協定の発効を確認した（図表Ⅲ－29）。これらの協定のうち、半数超がUAEを締約国に含む包括的経済連携協定（CEPA）である。同国は2025年4月にコスタリカとモーリシャス、5月にヨルダン、6月にセルビア、8月にニュージーランド、10月にオーストラリアとマレーシア、11月にチリ、2026年2月にベトナム、4月にアゼルバイジャン、5月に韓国とのCEPAが新たに発効した。

2026年上半年期では、メルコスールのFTA発効が続いている。メルコスールはブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ボリビアの5カ国による地域経済統合である。加盟国人口は約2.8億人、域内GDP合計は約3兆ドルに上る巨大な市場だ。完全には実現していないながら、EUをモデルとした共同市場の形成を視野にいた関税同盟であり、第三国・地域との通商交渉は、加盟国（現時点ではボリビアを除く4カ国）が一体となっていく。2026年2月に発効したメルコスール・シンガポールFTAは、メルコスールにとって初めて締結したアジアとのFTAである⁹⁴。南米諸国がASEANとの貿易拡大を進めるにあたり、シンガポールがゲートウェイを担うと期待される。また、EUとメルコスールの間では、2026年1月にパートナーシップ協定（EMPA）と暫定貿易協定（iTA）が署名され、2026年5月から暫定的な運用が開始された。EUとメルコスールは1999年からFTA交渉を開始しており、締結に至るまでに25年超の歳月を要した。フォン・デア・ライエン欧州委員長は、同協定によって世界最大の自由貿易圏が誕生すると強調し、「これは単なる貿易協定以上のものであり、経済、持続可能性、地政学的な選択において、われわれは開放性、協力、そして相互利益を重視する姿勢を世界に示した」と述べた⁹⁵。

中国については、2025年1月にモルディブとのFTA

図表Ⅲ－29 2025年以降に発効したFTA等の貿易協定

年	月	協定名	経緯
2025	1月	中国・モルディブ自由貿易協定（FTA）	○2015年12月交渉開始 ○2025年1月発効
		台湾・マーシャル諸島経済協力協定	○2019年10月署名 ○2025年1月発効
	4月	UAE・コスタリカ包括的経済連携協定（CEPA）	○2023年7月交渉開始 ○2025年4月発効
		UAE・モーリシャス CEPA	○2023年8月交渉開始 ○2025年4月発効
	5月	ユーラシア経済連合（EAEU）・イランFTA	○2019年10月発効 ○2021年11月恒久化交渉開始 ○2025年5月恒久的な協定発効
		UAE・ヨルダン CEPA	○2024年10月署名 ○2025年5月発効
		シンガポール・太平洋同盟 FTA	○2017年6月交渉開始 ○2022年1月署名 ○2025年5月発効
	6月	UAE・セルビア CEPA	○2023年9月交渉開始 ○2025年6月発効
	8月	UAE・ニュージーランド CEPA	○2024年5月交渉開始 ○2025年8月発効
		トルコ・カタール CEPA	○2018年11月署名 ○2025年8月発効
	10月	EFTA・インド貿易経済連携協定	○2008年1月交渉開始 ○2023年7月交渉再開 ○2025年10月発効
		UAE・オーストラリア CEPA	○2023年12月交渉開始 ○2025年10月発効
		UAE・マレーシア CEPA	○2023年5月交渉開始を決定 ○2025年10月発効
	11月	UAE・チリ CEPA	○2022年2月交渉開始 ○2025年11月発効
2026	2月	メルコスール・シンガポールFTA	○2023年12月署名 ○2026年1月発効
		UAE・ベトナム CEPA	○2023年6月交渉開始 ○2026年2月発効
	4月	中国・コンゴ共和国とのEPAアーリーハーベスト措置	○2025年11月署名 ○2026年4月発効
		UAE・アゼルバイジャン CEPA	○2023年12月交渉開始 ○2026年4月発効
	5月	UAE・韓国 CEPA	○2023年9月交渉開始 ○2026年5月発効
		EUメルコスール・パートナーシップ協定（EMPA）・暫定貿易協定（iTA）	○1999年6月交渉開始 ○2026年5月暫定適用開始
	6月	インド・オマーン CEPA	○2025年12月署名 ○2026年5月発効

〔出所〕ジェトロ「FTAデータベース」「ビジネス短信」、政府発表などから作成

が発効したほか、2026年1月にベラルーシとのサービス貿易および投資協定、同年4月にコンゴ共和国とのEPAのアーリーハーベスト措置が、それぞれ発効した。同年5月から中国は、アフリカ53カ国全てに対して輸入品ゼロ関税を適用⁹⁶しており、アフリカ諸国に対する中国への大規模な市場アクセスを提供した。また、

94 2026年2月にシンガポールとパラグアイとの間で発効し、3月にシンガポールとウルグアイの間で発効した。ブラジル、アルゼンチンは国内手続き中のため未発効。

95 欧州委員会“Statement by President von der Leyen on the signature of the EU-Mercosur partnership agreement”（2026年1月17日）

96 2026年5月1日から2028年4月30日までの期間、対象となるアフリカ20カ国からの輸入品に対しゼロ関税措置を適用する。20カ国は、アルジェリア、エジプト、ボツワナ、赤道ギニア、カーボベルデ、コンゴ共和国、ガーナ、ガボン、ジンバブエ、カメルーン、コートジボワール、ケニア、リビア、モーリシャス、モロッコ、ナミビア、南アフリカ共和国、ナイジェリア、セーシェル、チュニジア。それ以外の33カ国については2017年の後発開発途上国に対する特惠関税措置を適用する。

ASEAN中国FTA改正議定書（ACFTA3.0アップグレード議定書）も2025年10月に署名しており、中国はグローバルサウスとの経済緊密化を推進している。

■ FTAの交渉開始・再開、署名が活発に

現時点では未発効であるものの、2025年以降に交渉が開始された協定、署名・実質妥結に至った協定も多数見られた。急速にFTA交渉を進めているのがUAEである。発効済みの協定を除くと、2024年にコロンビア、2025年にケニア、ウクライナ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、EAEU、アンゴラ、2026年にフィリピン、ナイジェリアとの間でCEPAやFTAを署名済みだ。日本とのCEPAも2026年3月に妥結に至った。また、EU、ペルーとの間での交渉を開始した。同国は2021年以降、アジア大洋州、欧州、アフリカ、中南米などとのFTAネットワークを広げており、中東のFTAハブになりつつある（図表Ⅲ－30）。

EUは、2025年1月にマレーシアとのFTA交渉を再開させ、同年5月にUAEとの交渉を開始した。FTA以外では、同年3月に韓国とのデジタル貿易協定（DTA）を実質妥結し、同年5月にシンガポールとのDTAに署名した。スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインが加盟するEFTAは、2025年10月にインドとの貿易経済連携協定（TEPA）が発効しており、同年1月にタイとのFTA、同年6月にマレーシアとのEPA、同年9月にはシンガポールとのDTAに署名するなど、ASEANとの関係深化を進めている。

カナダもFTA交渉を推進している。2025年5月にエクアドルとのFTAが実質妥結、同年8月にメルコスールとの交渉を再開するなど、中南米地域とのFTA締結を急いでいる。また、同年9月にインドネシアとのCEPAに署名、同年11月にフィリピン、タイとのFTAの交渉開始、2026年3月にインドとのCEPA交渉を再開するなど、アジアとの交渉も加速している。交渉中のASEANカナダFTAは、2025年中の妥結を目指していたが、2026年中の目標に延長された。

インドも、積極的なFTA交渉を続けている。2025年10月にEFTAとのTEPA、2026年6月にオマーンとのCEPAが発効した。2025年7月に英国、2026年4月にニュージーランドとのFTAに署名した。また、モルディブ、イスラエル、EAEU、カナダとの間で交渉を開始／再開をした。ロシア、カザフスタン、ベラルーシ、アルメニア、キルギスが加盟するEAEUは、インドとの交渉開始以外では、2025年5月にイランとの間で恒久的なFTAを発効させ、6月にUAEとモンゴル、12月にインドネシアとのFTAに署名した。

図表Ⅲ－30 2025年以降に署名や交渉開始等の動きが見られたFTA（2026年6月末時点で未発効）

年	月	協定名	動向
2025	1月	EFTA・タイ自由貿易協定（FTA）	署名
		UAE・ケニア包括的経済連携協定（CEPA）	署名
		EU・マレーシア FTA	交渉再開
	2月	UAE・ウクライナ CEPA	署名
	3月	UAE・中央アフリカ共和国 CEPA	署名
	4月	UAE・コンゴ共和国 CEPA	署名
		チリ・トリニダード・トバゴ特惠貿易協定	署名
	5月	タイ・ブータン FTA	署名
		湾岸協力理事会（GCC）・マレーシア FTA	交渉開始
		エクアドル・カナダ FTA	実質妥結
		チリ・フィリピン CEPA	交渉開始
		EU・UAE FTA	交渉開始
	6月	タイ・バングラデシュ FTA	交渉開始
		EFTA・マレーシア経済連携協定（EPA）	署名
		UAE・EAEU CEPA	署名
		EAEU・モンゴル FTA（暫定貿易協定）	署名
	7月	英国・インド FTA	署名
		インド・モルディブ FTA	交渉開始
	8月	インドネシア・ペルー CEPA	署名
		UAE・アンゴラ CEPA	署名
		メルコスール・カナダ FTA	交渉再開
	9月	韓国・エクアドル戦略的経済補完協定	署名
		カナダ・インドネシア CEPA	署名
	10月	英国・グリーンランド FTA	交渉再開
		韓国・マレーシア FTA	交渉妥結
		メルコスール・インドネシア FTA	交渉開始
	11月	イスラエル・インド FTA	交渉再開
		カナダ・タイ FTA	交渉開始
		カナダ・フィリピン FTA	交渉開始
		EAEU・インド FTA	交渉開始
		UAE・ペルー CEPA	交渉開始
		EAEU・インドネシア FTA	署名
2026	1月	UAE・フィリピン FTA	署名
		UAE・ナイジェリア CEPA	署名
		EU・インド FTA	交渉妥結
	2月	日本・バングラデシュ EPA	署名
		インド・GCC FTA	交渉再開
		メルコスール・韓国 FTA	交渉再開
	3月	日本・UAE CEPA	交渉妥結
		EU・オーストラリアFTA	交渉妥結
		カナダ・インド CEPA	交渉再開
	4月	インド・ニュージーランド FTA	署名
	5月	EU・メキシコ FTA 現代化交渉	署名
		英国・GCC FTA	署名

〔注〕未発効の協定に限る。

〔出所〕ジェトロ「FTAデータベース」「ビジネス短信」、政府発表などから作成

■ 地域を超えたメガFTA同士での連携が進む

保護主義に対抗するかのよう、メガFTA⁹⁷の拡大や地域ブロック間で連携する動きが進展を見せた。CPTPPでは、2026年5月にコスタリカの加入交渉が、実質的に妥結した。同国は2022年8月に加入申請を行い、2024年11月から加入手続きが開始されていた。原加盟国の11カ国に加えて、英国が2024年12月に加盟しており、コスタリカが正式に加われば加盟国は13カ国

97 USMCA改正やASEAN物品貿易（ATIGA）、ASEAN中国FTA（ACFTA）改正などの動向については、本章「第1節（2）主要国・地域の通商政策」を参照。

に増大する。現状、CPTPP加盟12カ国の総人口は5.9億人（世界シェア7.2%）、GDP総額は15.9兆ドル（14.4%）、貿易総額は8.5兆ドル（17.6%）を占める。

現在までにCPTPPに加入申請をした国・地域としては、2021年に中国、台湾、エクアドル、2022年にウルグアイ、2023年にウクライナ、2024年にインドネシア、2025年にフィリピン、UAE、カンボジア、直近では2026年6月にアルゼンチンが加入申請を行った。ウルグアイについては2025年11月に加入作業部会が設置され、正式に加入手続きが開始された。2026年6月のCPTPP閣僚会合では、インドネシア、フィリピン、UAEについて、加盟交渉に向けた予備的議論の実施が決定した⁹⁸。

ASEAN、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの15カ国で構成されるRCEP協定については、香港、スリランカ、チリ、バングラデシュが加盟申請している⁹⁹。2025年11月に第5回RCEP首脳会合が開催され、新規加入申請国・地域の加入プロセスの推進や2027年の包括的見直しに向けた準備の開始などが合意された。RCEP協定への新規加入については、2024年10月に手続きが採択¹⁰⁰されている。申請を受けたRCEP合同委員会が審議し、勧告を受けたRCEP閣僚が承諾する。その後、アドホックな加盟作業部会（AWG）を立ち上げて正式な加入プロセスを開始する流れになる。ニュージーランドのウェリントンで実施された第12回合同委員会でも、新規加入プロセスの議論が実施された¹⁰¹。

EUは前述のとおり、メルコスールやインドといった地域をまたいだ大型のFTAを妥結させたことに加えて、2025年4月からCPTPPとの連携に意欲を示している。フォン・デア・ライエン委員長は報道各社の取材に対して「CPTPP加盟国との構造的協力により次世代の多国間主義を築く」など、CPTPPとの協調について繰り返し言及している¹⁰²。同年11月にはオーストラリアのメルボルンで第1回の「CPTPP・EU貿易投資対話」を閣僚レベルで実施し、貿易多角化、デジタル貿易、貿易・投資の円滑化、サプライチェーンの強じん化、世界貿易の環境といった分野で協力を模索すると発表した。2026年3月には、カメルーンのヤウンデでのWTO第14

回閣僚会議（MC14）の機会に、CPTPP締約国とEUの閣僚級会合が実施された。声明によると、ルールに基づく貿易および多角的貿易体制への支援や、多国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）への参加の推進といった議論がなされた¹⁰³。ただし、有識者の間では、ルールのすり合わせなど交渉の難航が見込まれるためEUがCPTPPに参加するのは困難だとする見方もある¹⁰⁴。当面は分野別での緩やかな協力が模索される見通しだ。

CPTPP締約国は2025年11月、同じくメルボルンでASEANとも第1回となる貿易投資対話を実施している¹⁰⁵。CPTPPにはASEAN4カ国が参加しており、3カ国が加盟申請をしている。同対話においても、実践的な協力に向けて協力可能性のある分野を探すことで合意があった。また、WTOを中核とするルールに基づいた多角的貿易体制の強化についても共通のコミットメントを表明した。

■日本のEPA交渉、バングラデシュやUAEと進展

日本はこれまで51カ国・地域と22のEPA／FTA等を発効・署名済みだ¹⁰⁶。2025年の貿易総額約224兆円のうち、これらの国・地域との貿易総額が占める割合（FTAカバー率）は78%に達している。また、湾岸協力会議（GCC）やトルコ等の交渉中のEPAのカバー率は7%となっている。

2026年2月には、日バングラデシュEPAが署名された。バングラデシュは中国、インド、ASEANに囲まれ、地理的にも要衝に位置しており、約1.8億人を抱える魅力的な成長市場である。日本とのEPAは、バングラデシュにとって初めてのEPAであり、日本にとっても後発開発途上国（LDC）との二国間EPAは初の事案でもある。産業界からはグローバルサウスとの連携強化に向けた期待の声もある。2022年末に共同研究の立ち上げで一致し、2023年4月～9月に共同研究、2024年3月から交渉が開始され、2025年12月には大筋合意という早期妥結となった。同EPAでは、バングラデシュ側の譲許では自動車部品や鉄鋼などの高関税品の関税撤廃が約束されている。日本側は、繊維製品への関税を即時撤廃し、LDCのステータスから2026年11月に卒業する予定¹⁰⁷の同国繊維製品の優位性が維持される見込みだ。また、物品の関税撤廃等の市場アクセスの改善のみならず、

98 内閣官房「CPTPPオンライン閣僚会合」（2026年6月26日）

99 ロイター “Hong Kong, Sri Lanka, Chile and Bangladesh seeking to join RCEP trade bloc”（2025年9月25日付）

100 ASEAN事務局 “Procedures for Accession to the Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP) Agreement”

101 ベトナム商工省プレスリリース（2026年3月18日付）

102 日本経済新聞「フォンデアライエン欧州委員長、CPTPPとの協調意欲」（2025年7月23日付）

103 内閣官房「CPTPP・EU共同閣僚声明」（2026年3月27日）

104 D. Henig “Perspectives: Why the EU shouldn’t follow the UK into CPTPP”（2023年4月12日）

105 内閣官房「CPTPP・ASEAN貿易投資対話閣僚共同声明」（2025年11月20日）

106 経済産業省「最近のEPA等をめぐる状況」（2026年3月）

電子商取引、補助金、競争、労働を含む幅広い分野でルールが整備されている。税関手続きや貿易円滑化などでは、同国に進出する日系企業にとってもビジネス環境の改善による恩恵が期待される。

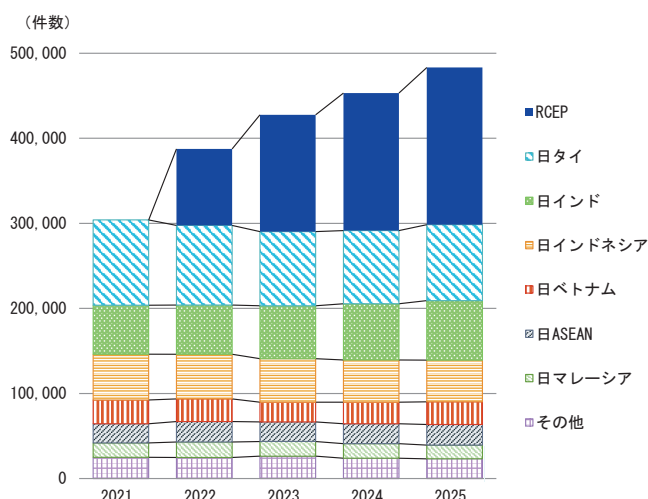
2024年9月から交渉が開始された日UAE・CEPAは、7回の交渉会合を経て、2026年3月に交渉妥結に至った。UAEは安定的な統治と豊富な天然資源を生かし、地域随一の経済・物流・交通の拠点として発展している。前述のとおり、2021年頃から二国間のCEPA締結を推進しており、30以上の国・地域とCEPAを署名するなど、貿易ハブとしての存在感を高めている。日本にとっては原油輸入相手国として約4割を占めるなど、エネルギー安全保障上の最重要パートナーである。同CEPAでは、輸入額に占める無税割合を協定発効後10年以内に、日本は約98.7%から約99.9%、UAEは約11.5%から約96.4%へと引き上げる（2022年～2023年の貿易実績の平均に基づく）。2022年～2023年におけるUAEの対日輸入品目としては輸送機器が59%、一般機械・電気機械が24%、鉄鋼が5%となっている。乗用車、バス、トラックの一部が7年以内に関税撤廃されるほか、鉄鋼・同製品や自動車部品なども10年以内に関税撤廃が見込まれる。一方、日本の対UAE輸入の96%が石油・同製品だ。CEPAによって石油化学製品の関税が撤廃されるほか、エビや香辛料、パーム油といった農林水産品も関税が撤廃される。

なお、2026年6月にフランスで開催されたG7サミットにおいて、ブラジルのルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルバ大統領は高市首相と首脳会談を行い、日メルコスールEPAの交渉開始に合意した。

■ 特定原産地証明書の発給件数、RCEP協定が約4割

経済産業省によると、2025年の特定原産地証明書の発給件数は前年比6.6%増の48万3,242件に増加し、過去最高を更新した。中でも最も発給件数が多い原産地証明書（CO）は、RCEP協定に基づく「フォームRCEP」であり、14.3%増の18万4,773件となった（図表Ⅲ-31）。同協定が2022年に発効して以降、フォームRCEPの発給件数は毎年2桁の伸び率で増加しており、2025年では全体の38%を占めるに至った。発効から4年足らずでRCEP協定の利用規模がここまで大きくなった理由としては、日本の輸出相手国・地域として第2位の中国、第4位の韓国が締約国に含まれており、両国向

図表Ⅲ-31 特定原産地証明書の発給件数（2021～2025年）



〔注〕日本商工会議所による発給件数に限る。

〔出所〕経済産業省「第一種特定原産地証明書の発給状況」から作成

け輸出においては唯一利用可能なFTAであることが挙げられよう。

2番目に発給件数が多いのは、日タイEPA（JTEPA）のCOである「フォームJTEPA」で、3.7%増の8万9,274件であった。JTEPAは2007年に発効してから約20年を経ようとしている、日本のEPAの中でも歴史あるEPAだ。両国間では、二国間EPA以外にも日ASEAN経済連携（AJCEP）協定やRCEP協定といった新たな選択肢が出現する中で、JTEPAの発給件数はこの数年で見ると横ばいとなっている。ただし、利便性は向上しており、2025年11月、日本からタイへの輸出において、COのデータ交換（e-CO）の運用が開始された。日本商工会議所のシステムと、タイ側のナショナル・シングルウィンドウ（NSW）システムが連結され、データの即時交換が可能となった。PDFで送付するよりも早く、改ざんリスクも低い。

3番目に多かったのは日インドCEPAで、5.8%増の6万9,983件に上った。日本からインドへの輸出は2025年で2兆8,600億円に上り、2021年に比べて倍増している。「メイク・イン・インド」政策の影響により、インド側で関税が高水準の品目が多く、EPAを活用したコスト削減のメリットが大きいと、利用を検討する企業は多いのだが、問題点と改善要望の声が少なくない。1つには原産地規則の厳しさが挙げられており、付加価値基準と関税番号変更基準の両方を満たす必要があることがハードルになっている。2つ目は、インド財務省が原産地判定のルールとして2020年9月に設けた「CAROTAR2020」だ。特定原産地証明書を利用した輸入者に対して原産性に関する情報を保持することが義務付けられ、税関より要求があった場合に詳細を提出する必要がある。通関が止まるケースも生じ、輸入の都度、

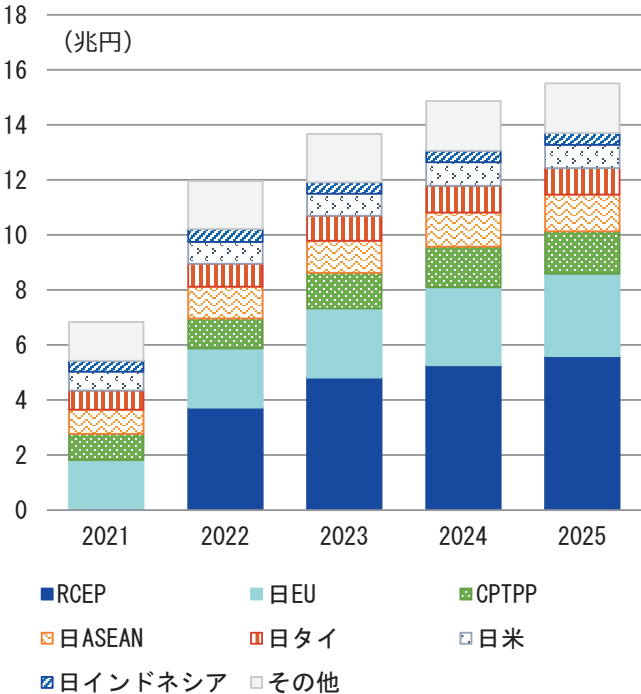
107 バングラデシュ政府は2026年2月、国連開発政策委員会（CDP）に対し、LDC卒業準備期間を3年間延長し、その期限を2029年11月まで先送りするよう要請した。2026年6月、CDPは同国の要請を承認するよう勧告した。

複雑かつ多数の書類の提出が必要になったことから、EPA適用を断念している企業もある¹⁰⁸。

■ RCEP協定や日EU・EPAを使った輸入が拡大

財務省貿易統計によると、2025年に日本のEPAを適用して輸入した実績額は、前年比4.3%増の15兆5,100億円となった（図表Ⅲ－32）。輸入においても、最も利用額が大きかったのはRCEP協定で、6.3%増の5兆6,000億円と全体の36.1%を占めた。RCEP協定の締約国の中でも利用額が最大であったのは中国で、RCEP全体のうち83.1%のシェアを占める。続いて韓国が7.7%、ベトナムが6.4%の順となっている。

図表Ⅲ－32 日本のEPAを適用した輸入（協定別、金額）



〔出所〕税関「経済連携協定別時系列表」から作成

2番目に利用額が大きかったのは日EU・EPAであり、5.8%増の2兆9,910億円であった。日EUでの原産地証明は、自己申告制度のみとなっているため、日本からの輸出額については把握しづらいが、輸入統計での利用状況は右肩上がりで見えている。3番目はCPTPP協定で、4.2%増の1兆5,450億円となった。同協定についても、原則は自己申告制度に基づく輸入となっている¹⁰⁹。

利用できる協定が増える中で、輸入相手国は同じであっても、使う協定に変化が見られている。例えば、マ

レーシアやベトナムとの貿易では、近年になってCPTPP、RCEP協定、AJCEP協定、二国間協定〔日マレーシアEPA（JMEPA）、日ベトナムEPA（JVEPA）〕と選択肢が4つに増えた。日本への輸入時に使われている協定を見ると、2021年時点では、マレーシアからはJMEPA、ベトナムからはAJCEP協定を利用するのが一般的だったが、2025年時点ではCPTPPやRCEP協定を使った輸入割合が増えている（図表Ⅲ－33）。

図表Ⅲ－33 日本のマレーシア、ベトナムからのEPAを適用した輸入（協定別、構成比）

	（％）				
マレーシア	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
CPTPP	0.0	0.1	17.3	20.4	20.5
RCEP	—	1.4	2.8	3.9	4.8
AJCEP	32.7	36.3	25.9	26.0	27.7
JMEPA	67.3	62.2	54.0	49.8	47.0
ベトナム	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
CPTPP	7.3	7.4	8.9	9.5	10.0
RCEP	—	8.8	15.0	18.2	21.2
AJCEP	73.6	66.2	60.7	57.7	55.1
JVEPA	19.1	17.6	15.4	14.5	13.8

〔出所〕税関「経済連携協定別時系列表」から作成

原材料・部品のコストが増大する中で、日本への輸入時にEPAを積極的に使っていけば、原価の低減へとつながり、競争力を高めることも可能だ。また、輸出においても日EUやCPTPPのような、原産地証明手続きが自己申告制度の協定の利用が増える傾向にある。外務省によると、日本からEUへの輸出（2024年）のうち、金額ベースで73%はEPA特惠関税を利用した輸出となっている¹¹⁰。EU側の統計によれば、同年のEPA特惠関税を利用した日本からの輸入額は前年比3.2%増の238億5,475万ユーロと伸びた。自己申告制度は第三者証明に比べて機動的に原産地証明書を発給できるなど、事業者としては利便性が高くなるメリットがある。一方、原産性の証明については第三者が確認するプロセスが無いということでもあり、検認に向けた証憑の準備など、しっかりと対策をしておきたいところだ。

■ 変化する投資協定の性質、進む見直しと失効

二国間投資協定（BITs）、およびFTAなど投資関連条項を有する複数国間条約（TIPs）からなる発効済み（失効したものを除く）の国際投資協定（IIAs、以下、投資協定）は2026年5月末時点で2,661件である¹¹¹。投資協

108 日本機械輸出組合「2025年版各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望（インド）」（2026年5月19日閲覧）
109 ベトナム、マレーシア、ブルネイからの輸入では、第三者証明も利用できる。

110 外務省「日EU間の貿易統計の交換」（2025年6月26日）
111 本節における投資協定データはUNCTADのIIA_Navigator（2026年5月末時点データ）およびISDS_Navigator（同年6月末時点データ）に基づく。

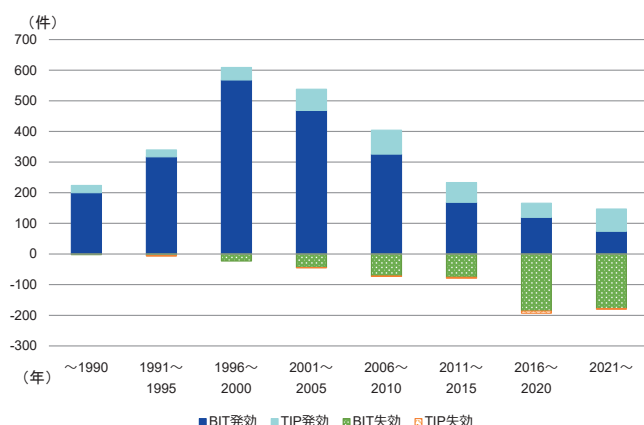
定は1990年代に締結のピークを迎え、1991～2000年の10年間で949件が発効した。その後、2008年の世界金融危機に端を発して、投資協定は見直しの時期に入った（2016年版『ジェトロ世界貿易投資報告』57～59ページ参照）。効力を失った投資協定の総数601件のうち、373件が2016年以降の10年間で失効した。この期間に失効した協定の過半が先進国間の投資協定であった。先進国間の投資協定は全協定の2割に満たないことから、協定の失効には先進国の意向が強かったことが読み取れる。

近年、新規発効を失効がやや上回るペースで推移している（図表Ⅲ－34）。2021年以降では、新規に発効した投資協定147件に対し、この期間に失効した投資協定が180件に上った。なお2025年に限ると新規発効が34件で失効9件を上回っている。2025年の新規発効のうち15件はアラブ首長国連邦が当事国のFTAまたはBITであり、同国の積極的な対外通商戦略が目立っている。失効した9件ではロシアの3件が最多で、うちウクライナ、リトアニアとのBITは破棄、中国とロシア間では新協定に更新された。

投資協定の内容面では、投資における協力や円滑化さらに投資の保護が主流である。UNCTADのレポート¹¹²によれば、2020～2024年の5年間に締結された協定のうち協定文が参照可能な78件では、「協力」規定を含む協定が82%、「円滑化」が74%、「投資保護」が67%。一方、投資前の参入条件において相手締約国に特惠を約束する「自由化」規定を含む協定は40%にとどまった。そのうち35%はFTAなどのTIPsであり、自由化約束を含むBITは同期間でわずか5%に過ぎなかった。

近年の投資協定にみられる傾向の一つに、国家が規制

図表Ⅲ－34 年代別投資協定発効／失効件数推移



〔注〕BITは二国間投資協定、TIPはFTAなど投資関連条項を有する複数国間条約。

〔出所〕UNCTAD IIA Navigatorから作成

112 UNCTAD “The reform of international investment agreements –state of play”, IIA Issues Note No.3, 2025

を行う権利の重視が挙げられる。伝統的には投資先国政府による不当な収用などから外国投資の安全と権利を保全する目的で締結されてきた投資協定だが、近年は国家が正当な目的で公共政策を実施する権利に焦点が当たる。前出と同じく2020～2024年の78件では80%に「公共政策に基づく例外」規定が設けられている。同割合は2010～2014年が47%、2015～2019年が66%と、上昇傾向にある。正当な目的には環境、健康、労働基準の保全、企業の社会的責任といったサステナビリティ規定のほか、公の秩序、国家の安全保障上の利益などが含まれる。2010年代以降、締結された投資協定に、公共政策に基づく例外規定が含まれるケースが増えたのと同じくして、投資協定の投資家対国家紛争解決（ISDS）の利用が増加した。2010年以前は年当たりの紛争件数が全て50件未満であったところ、2011年以降は全て50件以上となっている。UNCTADが指摘する投資協定の「見直し」の時期も概ねこの時期からであり、ISDSの利用増加が、投資協定における公共政策の側面重視の契機の一つとなったといえる。

■鉱物資源に関する投資家対国家紛争が増加

ISDS紛争事案は2010年代以降に急増した。UNCTADのデータベースに登録されたISDS事案1,463件では、2000年以前に開始された事案は58件、2001～2010年は353件、2011～2020年が730件、2021～2025年が322件で、72%が2011年以降に集中する。被提訴国は途上国が62%、先進国が38%。この割合には大きな変動はない。日本への提訴は1件。提訴企業の出身国は先進国が81%を占め、中でも欧州が全体の過半を占め56%（819件）、米国が16%（240件）で（図表Ⅲ－35）、欧米企業による提訴が72%を占める。日本企業は6件。係争中の311件および不明の40件を除く1,112件の内訳では、国家優位の裁定が38%（426件）、投資家勝訴が28%（316件）、和解が17%（192件）、裁定を待たずに中断、終了が13%（149件）などとなっている。

図表Ⅲ－35 ISDS提訴の多い被提訴国・企業出身国

	被提訴国	被提訴件数	提訴企業出身国	提訴件数
1	ベネズエラ	67	米国	240
2	アルゼンチン	65	オランダ	138
3	メキシコ	61	英国	129
4	スペイン	58	ドイツ	90
5	エジプト	48	スペイン	82
6	チェコ	43	カナダ	80
7	ポーランド	41	フランス	69
8	ウクライナ	38	スイス	56
9	ペルー	36	イタリア	53
10	カナダ		トルコ	51

〔出所〕UNCTAD ISDS Navigatorから作成

産業別では、ISDS紛争はエネルギー案件が多い一方で、直近では鉱物資源に関するISDSが増加。2020年までの合計ではエネルギー案件¹¹³の割合が全案件の18.0%、鉱物資源案件は9.6%だったのに対し、2021年以降では同15.5%、17.7%と鉱物資源が上回る。UNCTADは2010年代以降、とりわけ重要鉱物に関するISDS紛争の増加を指摘している¹¹⁴。

■エネルギー憲章条約の行方

投資協定の中で、1998年に発効したエネルギー憲章条約（ECT）は、図表Ⅲ－36のとおり最もISDS提訴の多い協定である。ECTは1990年代の旧ソ連解体を契機に、CIS諸国や東欧諸国へのエネルギー投資を促進し、同地域での多国籍企業の投資を保護するなどの目的で締結された複数国間条約（TIP）である。

ECTは旧ソ連諸国よりも圧倒的にスペイン（52件）、イタリア（15件）をはじめとするいわゆる西側諸国における、再エネ由来電力の固定価格買い取り制度や税制優遇措置などのインセンティブの変更に対して、多国籍企業によるISDS提訴に用いられた。かかる状況を受けECTへの批判が高まり、ECTは条約改正により課題の克服を試みたものの、2025年6月にEUが正式にECTから脱退した（一部のEU加盟国はECTに残留）。改正条約は2025年9月から暫定適用が開始したが2026年3月末現在、改正条約を批准・寄託したのは、スロバキア1カ国のみだ。日本も暫定適用を受け入れないと宣言している。

ECTは投資家による投資利益の保護を重視した旧来型投資条約の典型であり、現代型への転換に事実上失敗し、役割を終えつつある。一方、ECTを脱退しても締約国には脱退から20年間、ISDS提訴の対象となり（サンセット条項）、投資家にとってはISDSの根拠としてのECTの利用価値は当面残存することになる。

■投資協定の認知度と活用

ジェトロの2025年度本社アンケートによれば、2025年時点で日本企業の投資協定に対する認知度は、海外に拠点を持つ回答企業の47.3%で、2020年度に実施した同設問の45.1%から微増したものの、大きな変化はなかった。企業が投資保護に関して課題に直面した際の対

図表Ⅲ－36 ISDS提訴の多い投資協定

	投資協定名	発効年	区分	件数
1	エネルギー憲章条約	1998	TIP	175
2	NAFTA／USMCA	1994/2020	TIP	114
3	アルゼンチン・米国	1994	BIT	22
4	イスラム諸国会議機構投資協定	1988	TIP	
5	CAFTA－DR	2006	TIP	21
6	オランダ・ベネズエラ	1993	BIT	20
7	スペイン・ベネズエラ	1997	BIT	19
8	ロシア・ウクライナ	2000	BIT	18
9	エクアドル・米国	1997	BIT	17
10	アルゼンチン・スペイン	1992	BIT	12

〔注〕 1. NAFTAでは92件、改正後のUSMCAでは22件
 2. イスラム諸国会議機構は現、イスラム協力機構
 3. CAFTA-DRは中米5カ国およびドミニカ共和国と米国のFTA
 4. オランダ・ベネズエラ投資協定は2008年に失効
 5. ロシア・ウクライナ投資協定は2025年に失効
 6. エクアドル・米国投資協定は2018年に失効

〔出所〕 UNCTAD ISDS Navigatorから作成

処として、「現地専門家（コンサルタントなど）への相談」が49.2%で最多だ。

投資協定のISDS制度は企業にとっては最後の砦だが、コストが大きく利用は極めて限定的となる。投資協定違反に該当する疑義のある機会損失を弁済する解決策の一つとして、日本貿易保険（NEXI）の海外投資保険がある。同保険では、投資協定違反を認定する仲裁判断が存在せずともNEXIが独自に審査し、相手国政府による投資協定上の投資保護義務違反を認定できれば保険金支払いが可能となる。

（2）その他二国間・複数国間協定の動き

■多層化する分野別ルール形成

世界の通商ルール形成は、関税削減や市場アクセス改善を主とする従来型の通商協定を基本としつつ、近年では特定の政策分野に焦点を当てた枠組みも存在感を高めつつある。地政学的緊張の長期化や経済安全保障上の要請、デジタル化や脱炭素化の推進などを背景に、各国・地域は包括的協定の妥結を待つことなく、重要性の高い分野に関し柔軟な協力関係を構築する傾向にある。2026年1月に世界経済フォーラム（WEF）が発表した「世界協力バロメーター2026」は、世界的に多国間主義が停滞する中でも国際協力自体は維持され、その形態が多様化していると指摘する。特に通商分野では、関税交渉中心の枠組みから、サービス、データ、規制協力などの非関税分野に即した小規模・柔軟・目的別（bespoke, interest-based）協力が拡大していると分析した¹¹⁵。

国際経済法秩序は、長らくWTOを中核とする多国間

113 エネルギー案件は、UNCTADの区分で“Electricity, gas, steam and air conditioning supply”、鉱物資源は“Mining and quarrying”から“Extraction of crude petroleum and natural gas”を除いた案件で集計。

114 UNCTAD “Recent trends in investor-State arbitration cases”, IIA Issues Note No.2, 2025

115 WEF “The Global Cooperation Barometer 2026 – Third Edition”（2026年1月8日）

貿易体制を基軸として構築されてきたが、2000年代以降、その適応範囲と規範形成力の限界も顕在化した。こうした中、FTAの深化と並行して、特定分野や政策目的に焦点を当てた協力枠組みが発展してきた。例えば、後述するデジタル分野におけるセクター特化型ルールは、包括性よりも機動性と柔軟性を重視し、新領域における先行的規律形成を可能にしている（図表Ⅲ－37）。また、OECD/G20の税源浸食および利益移転（BEPS）包括的枠組みに代表される制度インフラ型ルールは、国際条約によらないソフトローを通じて各国の国内制度を収れんさせ、市場ルール形成を試みてきた。さらに、インド太平洋経済枠組み（IPEF）や後述する重要鉱物関連枠組みのように、経済安全保障を基調とする分野別協力も広がり、国際経済法秩序は機能別に分岐した複合的構造へと多層化している。

分野別協定は、多国間貿易体制を代替するものではなく、同体制が十分に対応できていない領域を補完する役割を果たす。中でも注目されるのが、米国による関税措置やこれに対する報復が数多く導入された2025年、自由で開かれた貿易投資の原則を再確認すべく立ち上げられた「投資と貿易の未来（Future of Investment and Trade, FIT）パートナーシップ」である。FITパートナーシップは、シンガポールやニュージーランドなど貿易依存度の高い中小国を中心に、自由で公正、かつ包括的な貿易投資への支持を掲げ同年9月に発足した、非拘束・原則ベースの枠組みである。WTOを補完しつつ、サプライチェーン強靱化、投資円滑化、非関税障壁削減や貿易技術の活用を重点分野に据える。2026年4月の共同声明までに参加国数は16に拡大し、同月の共同声明では、ホルムズ海峡の封鎖に起因する世界的なサプライチェーン

ン、特に必需品や重要な下流派生製品が混乱するリスクへの懸念を示した。参加国は、サプライチェーンに関連するリスクや混乱を特定し、これらを軽減するための連携を強化することを確認するとともに、情報共有を強化することで一致した。FITパートナーシップは、WTO改革と問題意識を共有しつつ、より柔軟なかたちで価値や規範を通商協力を反映させる試みであり、多国間主義を実務的に補完する位置付けにあると整理される。

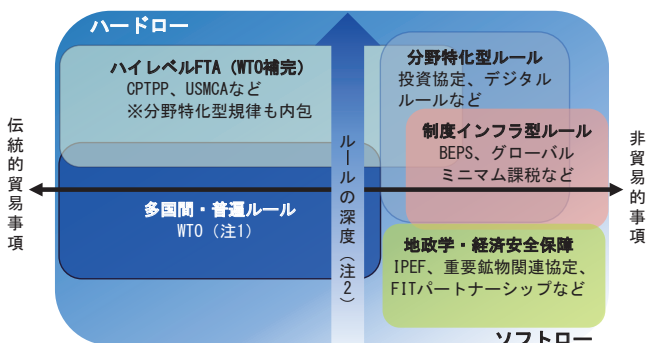
■資源・重要鉱物における協力枠組みが急拡大

いわゆる目的別協力の観点から、とりわけ実務面での進展が顕著な分野の1つが、資源・重要鉱物を巡る国際的なルール形成である。半導体、EV、データセンター、再エネなどの急速な普及を背景に、重要鉱物の需要は、中長期的に拡大が見込まれる。かつて資源確保は、民間企業による調達や市場価格メカニズムに委ねられる側面が大きかった。しかし、電動化やデジタル化の進展により重要鉱物が先端産業や国防の基盤と位置付けられるにつれ、供給網は国家安全保障と不可分の政策対象となった。特に、採掘や精錬工程が特定国に集中する現状は供給途絶リスクをはらんでおり、各国・地域はサプライチェーン強靱化を喫緊の課題と位置付けている（第Ⅱ章第2節、本章第1節参照）。

2020年代以降、主要国・地域は、同志国との間で重要鉱物に関する協力覚書やパートナーシップを相次いで締結している（図表Ⅲ－38）。これらの国際協力は、価値原則や規律を定める多国間の原則、官民投資や貿易政策を通じて案件形成を支援する協力枠組み、さらに二国間覚書等による個別協力へと段階的に具体化しつつある。UNCTADによれば、こうした枠組みは2026年6月時点で73件あり、うち8割に当たる58件が2022年以降に成立した¹¹⁶。

鉱物安全保障パートナーシップ（MSP）に象徴される多国間枠組みでは、供給の多様化を図りつつ、ESG（環境・社会・ガバナンス）基準やトレーサビリティといった規律を明示することで、市場の透明性や持続可能性を高めるかたちでルール形成を進める動きがみられる。MSPは、クリーンエネルギー移行に不可欠な重要鉱物のサプライチェーン強靱化を目的に、米国主導で2022年に立ち上げられた。鉱物精錬過程の寡占状況に対応するため、高いESG基準の浸透を図るとともに、同基準に基づく戦略的な鉱山開発・精錬・加工を促進する枠組みとして機能してきた。2026年2月には、「資源

図表Ⅲ－37 国際経済秩序における各枠組みの位置付け



〔注〕 1. 紛争解決の規範密度は高いものの、適用範囲は原則として伝統的貿易事項（関税や輸出入規制など、主にモノの貿易に関する基本的なルール）に限定されるものと整理した。2. 「ルールの深度」は、規律の範囲や内容、法的拘束力の有無、規定の具体性および紛争解決手続の適用等を総合的に捉えた概念とした。

〔出所〕 経済産業省「不公正貿易報告書」各年版および各種資料から作成

116 UNCTAD “Global trade update (June 2026): The shifting dynamics of critical minerals trade” (2026年6月11日)

図表Ⅲ－38 主要国・地域による重要鉱物協力枠組み

類型	枠組み	形成時期	参加主体	主目的
原則 (多国間)	鉱物安全保障 パートナーシップ (MSP)	2022年6月 発足	G7(含EU)、オーストラリア、ノルウェー、インド、韓国等15主体	供給源分散、 対中依存低減
	バックス・シリカ	2025年12月 発 足(2026年3 月基金設立)	米国、EU、英国、 日本、韓国、インド、 UAE等18主体	経済安全保障 強化、先端産業 サプライチェーンの 統合的確保
協力枠組み (多国間)	MSPフォーラム	2024年4月 設立	MSP参加国・地域	プロジェクト実 装、能力構築
	資源の戦略地政 学的関与に関する フォーラム (FORGE)	2026年2月 設立	米国、日本、EU、 オーストラリア、 カナダ等55カ国・ 地域	官民連携による 案件形成、 投資促進
協力枠組み (二国間)	日米重要鉱物サ プライチェーン 強化協定	2023年3月 署名・発効	日本、米国	同盟国間サブ プライチェーン 強化
個別協力	二国間重要鉱物 協力枠組み(米 国)	2024年以降 加速	米国×タイ、マ レーシア、ペルー、 UAE等	供給源分散、 対中依存低減
	戦略的原材料 パートナーシップ (EU)	2021年以降 順次	EU×アルゼンチ ン、チリ、カザフ スタン、ナミビア 等	供給源分散、 域内産業基盤 確保
	二国間MoU (日本)	2010年代以降、 2023年頃から 加速	日本×インドネ シア、アフリカ 諸国	長期安定調達

〔注〕各枠組みの形成時期は公表資料に基づく。EUの戦略的原材料パートナーシップは、第三国との覚書の累積として整理。

〔出所〕米商務省、欧州委員会、経済産業省などから作成

の戦略地政学的関与に関するフォーラム（FORGE）」がMSPフォーラムを発展させるかたちで創設され、加盟国・地域はMSP時の15から、見込みも含め55へ大幅に拡大した（本章第1節（2）参照）。これにより、従来の協調と対話中心の枠組みから、官民投資や貿易政策を通じて実際のプロジェクトを進める実装型の多国間枠組みへと再編された。こうした動きを上位から支える政策指針として、2025年6月にはG7が「重要鉱物行動計画」を策定。同計画は重要鉱物を、将来のデジタル経済とエネルギー安全保障経済の土台と位置付け、供給リスクへの対応、基準に基づく市場の構築、資本の動員とパートナーシップへの投資、イノベーションを柱に、国際協力の方向性を示している。

このほか、米国やEUなどは、それぞれ二国間の重要鉱物協力枠組みや地域別パートナーシップを積極的に拡充し、投資促進や精錬・加工能力の強化に加え、備蓄や価格安定化を含む協力を推進している。こうした枠組みは、資源権益確保にとどまらず、採掘段階における環境配慮や労働基準、トレーサビリティの確保を協力事項として明示した点に特徴がある。資源国側にとっても、持続可能な開発や高付加価値化を通じた産業育成につながる可能性がある。こうした中、資源国自身が主体的にバリューチェーンの高度化を志向する動きもある。例えば、アフリカ連合（AU）が2025年2月に採択した「アフリカ・グリーン鉱物戦略」は、資源の持続可能な開発に加

え、バリューチェーンの構築を通じた付加価値創出と産業育成を掲げている。

共通の価値や規範を重視する国・地域を中心に枠組み形成が進む一方、最大の供給源である中国は、アフリカを中心にインフラ投資や資源開発で関与を深めるなど供給能力の拡充に重きを置いていることから、重要鉱物協力を巡るアプローチに違いがあるとの指摘がある¹¹⁷。中国は、既述の重要鉱物行動計画をはじめ少数国主導のルール形成を強く意識し、例えば2025年12月のG20サミットで提唱した「グリーン鉱物資源の国際経済貿易協力イニシアチブ」では、開放的、互恵的かつ公正で合理的なパートナーシップの構築を打ち出した。とりわけグリーン貿易の自由化・円滑化の文脈では、鉱物資源のサプライチェーン安定維持とともに、産業促進策を策定する際のWTOルール順守も盛り込んだ。重要鉱物の分野で確立してきた自国の優位性を背景に、国際社会における役割をあらためて強調した動きといえる。

■成熟期に入るデジタル社会のルール形成

デジタル技術の急速な進展と社会全体のデジタル化の加速を背景に、越境データ流通、個人情報保護、サイバーセキュリティなどのデータガバナンスに関する国際的なルール整備が求められてきた。新型コロナを契機に、WTO発足時には想定しえなかったさらなるデジタル化が進んだことから、関連ルールの調和を図るためFTAのようなハードローに加え、G20、OECD、APECといった枠組みによる原則や行動規範などによる規律も重要な役割を担いつつ進展してきた経緯がある。

デジタル関連の法制度整備状況を地域および分野別にまとめたのが図表Ⅲ－39である。世界的には、電子取引法制の整備が先行しており、アフリカを除く地域では9割以上の国・地域が関連法を整備済みである。世界の90.3%という値は、2020年時点¹¹⁸からおよそ9ポイントの上昇である。次いで、サイバー犯罪やデータ保護・プライバシーについても世界的にルールが整備されている。一方、比較的新しい論点であるデジタル取引への間接課税（電子商取引などに対して、付加価値税などの間接税を消費地ベースでいかに適切に課税するか）では、関連法規の策定率が50.3%にとどまる。

サイバー犯罪対策やデータ移転、個人情報保護といった技術安全系・社会基盤系の分野では、先進国のみなら

117 Olena Borodynxa “Critical minerals geopolitics in 2026: risks, supply chains and global power shifts”, Overseas Development Institute (2026年1月27日)

118 2020年版『ジェトロ世界貿易投資報告』第IV章第3節（2020年7月30日）

ず多くの地域で法整備が進んでおり、デジタル化に伴うリスク管理が各国共通の課題として認識されている。その半面、デジタル取引に対する間接課税や消費者保護の分野では、整備状況に大きな地域差がある。課税権や市場調整といった国内の利害調整を伴うため、技術的課題よりも制約を強く受ける側面があると考えられる。

図表Ⅲ－39 デジタル関連法規の地域別整備状況
(2026年2月時点)

(単位：％)

分野	世界	先進国	アジア 大洋州	中南米	アフリカ
電子取引法制	90.3	98.1	91.1	97.0	77.8
消費者保護	61.5	80.8	60.7	60.6	44.4
データ保護・プライバシー	79.5	98.1	60.7	87.9	75.9
サイバー犯罪	89.7	98.1	83.9	93.9	85.2
デジタル取引への間 接課税	50.3	82.7	44.6	42.4	29.6

〔注〕 1. 地域定義は原則としてUNCTADに従う。アジア大洋州のみ、先進国および中南米・アフリカの新興・途上国を除き算出。

2. 法規「制定中」は含まない。3. 色が濃いほど、当該分野で法整備がなされた国・地域の割合が高いことを示す。

〔出所〕 UNCTAD “Global Cyberlaw Tracker” から作成

地域や分野によって規律の成り立ちにばらつきがある中、国際的なルール形成においては、従来のFTAに付随する電子商取引章を超え、データ流通やデジタル信頼を中核に据えた新たな協定が増えてきた。デジタル協定を分析したデータベースTrade Agreement Provisions on Electronic-Commerce and Data (TAPED)¹¹⁹によると、2000年から2025年9月までに条文が公表されたFTA488件（発効ステータスを問わず）のうち、過半数に当たる262件がデジタル関連規定を有し、160件がデジタル貿易章を設けている。さらにデジタルに特化した協定は、シンガポールが主導するかたちで、2020年頃から本格的に締結が進んだ。2026年5月に妥結したASEANデジタル経済枠組み協定（DEFA）や、EFTAとシンガポール間で署名されたデジタル経済協定がその代表で、2026年6月末時点の状況は図表Ⅲ－40のとおりである。EUも、既存FTAを補完するかたちでシンガポールとのデジタル貿易協定が発効、韓国とも協定に署名し、デジタル分野におけるルール整備はアジアから欧州にも広がる。これらの協定は、電子認証、越境データ移転、AI活用に関する協力など幅広い分野を対象としつつも、法制度整備の水準が異なる国々の参加を前提に、段階的な整合と実務協力を進める点に特徴がある。

地域横断の枠組みとして、デジタル経済パートナー

シップ協定（DEPA）は、世界初のデジタル分野特化型の複数国間協定として、WTO電子商取引協定を補完している。CPTPPの原加盟3カ国（チリ、ニュージーランド、シンガポール）で交渉が先行し、韓国が2024年5月に加わったほか、コスタリカやペルーが加入見込みである。

DEPAは、自由なデータ流通などに関してCPTPPの電子商取引章と整合する要素を含みつつ、協力や相互運用性を重視した柔軟な枠組みとして設計されている。他方で、AI条項（8章2条）では、AI倫理およびガバナンスの枠組みを開発することの重要性や、こうした枠組みが国際的に整合することの利益を認識すること、また国際的なガイドラインを考慮して同枠組みの採用を促進することなど、より先進的な規定も盛り込んだ。DEPAは加入を志向する国に開かれた枠組みであり、加入プロセスを通じて高水準のデジタルルールを拡大していく点が特徴である。この意味でDEPAは、既存FTAとも補完的な役割を果たしうる。

このほかASEANでは、加盟国間でのDEFAの交渉が進む。同協定は、ASEAN域内のデジタル決済や相互運用可能な統一事業者識別番号の開発といった、断片的な取り組みを統合し、共通原則を確立した上で、地域全体でデジタル経済統合を実現する拘束力のある約束を確立する構想の下で交渉が進められてきた。2026年5月のASEAN高級経済実務者会合（SEOM）で妥結した。DEFAの規定は、越境データ流通、電子決済、個人データ保護、サイバーセキュリティ、AIガバナンス、人材移動など広範に及ぶ。ASEAN事務局は、越境データ移転に関する法的拘束力のある規定の導入、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）電子移転記録モデル法など国際基準との整合、AIなど新興技術に関する先進的な規定の導入を想定している。また、人の移動に関する協力、AIなど新興技術に関する協力、競争政策、オンラインの安全性とサイバーセキュリティ、ソースコードなど新興分野に関する幅広い規定も盛り込まれる見込みである。2027～2028年の発効を目指す。

EUも、FTAを補完するものとしてデジタル貿易協定の締結に積極的だ。EUが電子商取引に関する章を盛り込んだ最初のFTAは、2008年に署名されたEU・カリブ海諸国経済パートナーシップ協定だが、以降デジタル関連規定を重要な要素として取り上げてきた。2025年5月には、第三国との初のデジタル特化型協定として、EU・シンガポールデジタル貿易協定（EUSDTA）に署名、2026年2月に発効した。EUSDTAの主な目的として、図Ⅲ－40で示した4項目があり、自由なデータ流通を認めつつも、個人データ保護や規制する権利は確保

119 University of Lucerne “TAPED, A Dataset on Digital Trade Provisions” (2026年5月18日閲覧)

している。この点で、DEPAほど包括的な協力枠組みではない一方、CPTPP電子商取引章と比べ、国内の法制度を優先できる余地をより明確に確保した、EU型デジタル貿易ルールの原型と位置づけられる。GDPRを中核とするEUのデジタル政策との整合性が高く、かつ第三国にとっても将来のEU市場アクセスを見据えた受容可能性があるため、後続の交渉におけるひな型として機能し始めている。実際EUは、EUSDTAをモデルに、今後他の主要パートナー国との間で同様のデジタル貿易協定を拡大する方針を示しており、カナダとの交渉を2026年3月に開始したほか、CPTPPとのデジタル貿易協力の可能性にも言及している。

デジタル分野の国際ルール形成は、CPTPPに代表される自由化志向に加え、ASEANのように段階的統合、あるいはEUのように規制と主権の確保を重視する方向性が併存する。一方、直近で新規の交渉が大きく増えない背景には、高水準のデジタルルールが既存の特化型協定やFTAのデジタル章で相当程度カバーされつつあることが考えられる。これらのルールは、越境データ流通、ソースコード開示禁止、電子認証といった中核要素を含み、新たに別建て協定を作る必要性を相対的に低下させる。加えて、デジタル分野は個人情報保護やAI規制など国内制度との接合も不可欠であり、既存モデルの横展開が馴染みやすい可能性がある。

そのAIを巡る法制度整備については、生成AIの開発や利用が急速に拡大するとともに安全性を担保するためのルール作りが模索される。例えば、既述のDEPAなどにAI条項が盛り込まれたほか、G7を中心とした国際的な原則形成の試みもある。ただし、AIを巡る規制は国内政策や社会的価値判断との結びつきも強く、デジタル貿易全般で見た特化型の枠組みに直ちに組み込まれるかについては、なお流動的である。今後、デジタル分野における国際ルール形成が、AIを含む新技術領域へどのように射程を拡張していくかが注目される。

重要鉱物やデジタル分野の動きに共通するのは、市場アクセス改善を主眼とする従来協定に一部代わり、サプライチェーン管理やリスク対応といった企業行動のあり方そのものを対象とする点である。こうした枠組みは、国内規制やテーマ別協力を通じて、企業のコスト構造や競争条件に実質的な影響を及ぼす可能性がある。一例が、IPEFの下で合意されたサプライチェーン協定である。同協定は、市場アクセスを相互に約束する

図表Ⅲ－40 デジタル特化型協定の発効状況（2026年6月時点）

ステータス	協定名	時期	特徴
発効	シンガポール・オーストラリアデジタル経済協定 (SADEA)	2020年12月	既存FTAのデジタル貿易に関する規定を置き換え。例えば、データローカリゼーション要求の禁止に金融サービスも含める規定や、海底通信ケーブルの保護規定を追加。
	デジタル経済パートナーシップ協定 (DEPA) (注1)	2021年1月	16のテーマ別の条項群から構成される。暗号法を使用する情報通信技術製品、個人または法人のデジタルID、フィンテック、AIなど、CPTPPにはない先進的な規定。一方、ソースコードの開示要求禁止の規定はなく、データの自由な越境移転、データローカリゼーション要求の禁止は、締約国のコミットメントを確認するのみ。両規定およびデジタル・プロダクトの無差別待遇などは紛争解決の対象外。
	英国・シンガポールデジタル経済協定 (UKSDEA)	2022年6月	DEPAの広範な内容に加え、法務技術（リーガルテック）の協力が盛り込む。地域内ルール連結のハブ形成として寄与。
	韓国・シンガポールデジタルパートナーシップ協定	2023年1月	韓国初の単独デジタル協定。デジタルシステム間の相互運用や標準整合を目的として明示。
	英国・ウクライナデジタル貿易協定	2024年9月	デジタル市場、データフロー、消費者および企業の保護、デジタル貿易システム、金融サービス、技術パートナーシップをカバー。協定により、ウクライナの復興に必要な金融サービスへのアクセスを、国境を越えるデータフローの円滑化によって保証。
	EU・シンガポールデジタル貿易協定 (EUSDTA)	2026年2月	EU初の単独デジタル協定。(1) 自由で開かれた安全なデータ流通の実現と促進、(2) エンド・ツー・エンドのデジタル貿易の円滑化、(3) 信頼性のある安全なデジタルシステムの確立、(4) 企業・国民のデジタル経済の機会への参加とアクセス拡大、を盛り込む。(1)では、データローカリゼーション禁止を含む。
署名	EFTA・シンガポールデジタル経済協定 (ESDEA) (注2)	2025年9月	参加国間でのデジタル貿易の加速、オープンで安全な国境を越えるデータ流通、相互運用性の促進を目的とし、高水準のルールとコミットメントを規定。電子送信に対する関税賦課の禁止や、ペーパーレス取引、電子請求書の推進、データローカリゼーション要求の禁止、ソースコードの開示要求禁止を規定。AIや金融技術、能力構築を含むサイバーセキュリティ対応の強化などで協力規定も。
	EU・韓国デジタル貿易協定	2026年6月	EU・韓国FTAを補完。国境を越えるデータフロー、プライバシーと個人データ保護、電子送信に対する関税、電子契約、ソースコード保護、オンライン消費者信頼、迷惑ダイレクトマーケティング、オープンガバメントデータ、デジタル貿易に関する規制協力など多岐にわたる項目を規定。
交渉妥結	ASEANデジタル経済枠組み協定 (DEFA)	2026年5月	ポストコロナにおける貿易・商業の急速なデジタル化への戦略的対応。(1) 人材の流動性に関する協力、(2) AIなど新興技術に関する協力、(3) 競争政策、(4) オンラインの安全性とサイバーセキュリティ、(5) ソースコードなどの新興分野に関する規定で合意。

〔注〕 1. チリ、ニュージーランド、シンガポールが原加盟国。2. ノルウェーとシンガポール間は2026年3月発効。

〔出所〕 飯野文「『デジタル貿易』は『貿易協定』に何をもたらしたか？－非貿易的関心事項を中心に－」『フィナンシャル・レビュー155号』財務省（2024年2月）、Mira Burri and Anupam Chander “What Are Digital Trade and Digital Trade Law?”, AJIL Unbound 117, May 2023、ジェトロ「世界のFTAデータベース」、国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）、各国・地域政府発表から作成

ものではないが、重要物資の供給途絶リスクを念頭に、平時の情報共有や危機時の政府間協調を制度化することに重点を置く。2024年2月の発効以降、半導体、化学品、重要鉱物、ヘルスケア分野を対象に行動計画チームが設置された。

一方、人権や労働分野では、国際ルール形成を経ず各国・地域の国内法が域外適用されるかたちでより直接的な影響力を持ちつつある。例えば、米国が2022年6月に施行したウイグル強制労働防止法（UFLPA）は、強制労働関与の推定を前提に輸入を差し止める仕組みである。EUが2029年以降適用する企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）も、市場参加の条件としてサプライチェーン全体にわたるリスク管理を企業に求める。環境・脱炭素分野でも同様の傾向が見られる。例えばEUが2026年1月に本格施行した炭素国境調整メカニズム（CBAM）では、輸入者にCBAM証書の購入義務が生じる。英国やオーストラリアでも類似の動きがあり、製品の炭素排出量を通じ、企業の競争条件に影響を与える措置と捉えられる。

（3）サステナビリティを取り巻く潮流と日本企業の対応

■EUのサステナビリティ規制は現実路線に軌道修正

サステナビリティ規制を先導してきたEUでは、産業競争力強化を最優先課題とする第2次フォン・デア・ライエン体制下で、各種規制の「簡素化」が進められてきた（本章第1節（2）EUの通商政策参照）。サステナビリティ分野ではまず、CBAM、CSDDDのほか、企業持続可能性報告指令（CSRD）、タクソノミー規則が見直しの対象になった。第1次体制下の「欧州グリーン・ディール」の基本理念を維持しつつも、企業に過度な対応負担がかからないよう規制が再設計されてきた。CSDDDとCSRDの簡素化法案は2026年2月に正式採択され、EU官報に掲載された¹²⁰。法案は改正指令として3月に発効し、今後各加盟国による国内法整備が求められる。また、タクソノミー規則とCBAMについても、簡素化規則が成立している。

さらに、森林破壊防止デューデリジェンス規則（EUDR）にも、簡素化の流れが波及し、2025年12月に同簡素化法案が成立した¹²¹。2026年5月にも企業の対応負担軽減に向けた措置が発表されている¹²²。バッテリー規則¹²³における責任ある原材料調達などサプライチェーンに対するデューデリジェンス（DD）義務に

ついても、2年間の延期が決定した。

こうしたEUの動きは必ずしも「サステナビリティの後退」を表すものではない。欧州委員会は一貫して、規制簡素化はコンプライアンスや書類作成のための事務的・金銭的な対応コストや規制同士の重複を削減し、EU企業の競争力を強化する目的だと主張している。企業に対し、企業活動を通じた人権侵害や環境破壊を防止する責任を求めるEUの基本姿勢は変わらない。一部条件の緩和や適用延期を受けつつも、規制は確実に適用開始に向けて進行している。タクソノミー規則は簡素化後の内容で2026年（2025年会計年度分の報告）から適用される¹²⁴。CBAMは移行期間を終え、2026年1月1日から本格適用が開始している。EUDRは2度の延期を経たが、大企業は2026年末から適用が開始される。なお、規制簡素化の詳細は、ジェトロの地域・分析レポート「EU人権・環境政策の転換点」シリーズ¹²⁵を参照されたい。

■米国では連邦レベルで多くの関連政策が揺り戻し

米国では、第2次トランプ政権下でサステナビリティ関連政策が見直されている。まず環境分野について見ると、連邦政府の政策はバイデン前政権の脱炭素重視の方針から大きく転換されている。象徴的なのは、2026年1月のパリ協定からの再離脱であり、さらに国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）からの離脱方針も示されたことで、国際的な気候ガバナンスから距離を置く姿勢が明確化している。国内政策も大幅な見直し局面に入っている。補助金面では、バイデン前政権下で採択・承認された案件について、経済性、実行可能性、財政リスクを理由に、主要官庁による執行停止や打ち切りが相次いだ。また、2025年7月4日に成立した「大きく美しい1つの法（OBBBA）」の下で、インフレ削減法（IRA）に基づくクリーンエネルギー関連税制も大幅に整理された。住宅、EV車両、充電設備、新築住宅向けの税額控除は2025年秋から2026年半ばにかけて段階的に終了した。同時に、石油・天然ガス・石炭といった化石燃料の

120 EU官報「Directive (EU) 2026/470」（2026年2月26日）

121 EU官報「Regulation (EU) 2025/2650」（2025年12月23日）

122 措置については、ビジネス短信「欧州委、森林破壊防止デューデリジェンス規則の簡素化措置を発表」（2025年4月17日付）、「欧州委、2026年末の森林破壊防止デューデリジェンス規則の適用に向け、新措置を発表」（2026年5月7日付）参照。

123 原材料のリチウムやコバルトなどの調達における人権および環境関連のDD要件を定める。詳細は、ジェトロ調査レポート「EUバッテリー規則とドイツを中心としたバッテリー生産・リサイクルの動き（2023年11月）」参照。

124 ただし、企業は1年間の猶予を選択可能。

125 ジェトロ地域・分析レポート「EU人権・環境政策の転換点（1）延期相次ぐ規制簡素化のポイント」（2026年6月12日付）、「EU人権・環境政策の転換点（2）日系企業はどう対応すべきか」（同日付）

開発促進が打ち出され、エネルギー政策の軸は脱炭素から「エネルギー主導」へと転換している。

人権・社会分野についても、連邦政府の政策には揺り戻しが見られる。まず、多様性、公平性、包摂性（DEI）に関する政策は大幅に縮小された。2025年1月には、連邦政府のDEIプログラムを終了する大統領令に署名し、民間企業のDEI方針撤廃に働きかけるよう連邦政府の省庁に対して指示した。さらに、移民・難民政策の厳格化に関し、国際人権NGOなどからは、国際的な難民保護の枠組みからの逸脱が指摘されている。労働者保護強化や障がい者支援、社会保障関連の指針も見直され、社会的権利の保護水準が低下することも懸念される¹²⁶。

もっとも、サステナビリティ関連政策の明確な後退は連邦レベルにとどまり、州レベルではスタンスが二極化している。中でも、ニューヨーク州やカリフォルニア州をはじめとした民主党地盤の強い州では、サステナビリティ政策を維持・拡大している。これらの州では、独自の気候対策や財源措置、「環境正義」¹²⁷制度の整備を進めるとともに、DEI支持を継続している。

■貿易管理と人権の関係は新たな次元へ

人権分野では、強制労働に依拠して生産された製品の輸入を規制する動きがある。EUでは強制労働製品の域内流通禁止規則が2024年12月に施行されたが、前述したサステナビリティ規制簡素化の流れの中でも、簡素化や適用延期は提案されていない。この規則は、EU域内で販売・流通または域外へ輸出される製品について、サプライチェーンのいずれかの段階で強制労働が用いられた製品の域内流通と域外輸出を禁止するものだ。強制労働が確認された場合、当局は事業者に対し、当該製品の流通・輸出の禁止に加え、回収や廃棄を命ずることができる。2027年12月14日に予定される適用開始を見据え、2026年6月には、規制対応準備にかかる情報を網羅したポータルサイトを欧州委員会が公開した¹²⁸。企業に求められる実務対応を記したガイドラインのほか、中小企業向けのチェックリストなども掲載されている。

米国でも、1930年関税法307条およびUFLPAに基づ

き強制労働製品の輸入を禁止している。前述のとおりサステナビリティ政策全般で見直しを進めるトランプ政権だが、輸入差し止めなどの措置は継続している¹²⁹。2026年に入り、企業の対応を促進するための取り組みも見られる。4月には、企業がグローバルサプライチェーンにおける労働搾取に起因するリスクを特定するための新たな「自己評価ツール」を米国労働省が発表した。6月には、強制労働の関与が疑われる物品の米国への輸入を防止するための概要を説明した、輸入業者向け実務ガイドランスを税関・国境警備局が公表した。こうした取り組みの背景には、米国企業のための公正な競争環境を回復するというトランプ政権の方針がある。この方針の下、強制労働製品の輸入を巡っては、それを根拠とした新たな追加関税措置の提案にもつながっている。

EUおよび米国が取締を強化する動きを見せる中、インドネシアも2026年4月、強制労働製品の輸入を禁止する規則を施行した。カナダでも強制労働製品の輸入禁止制度を強化する法案が6月に提出された¹³⁰。このように、強制労働製品をめぐる規制は各国に広がりを見せており、人権リスクへの対応はグローバルな市場アクセスを確保する上で前提条件となりつつある。

■多様なステークホルダーからの対応要請は継続

サステナビリティに関する政策環境は再編が進んでいるが、企業に対するサステナビリティ対応要求は継続・拡大している。まず、投資家の多くは、引き続きESGを重視している。米国の投資運用会社キャピタル・グループが2025年5月から7月にかけて、25カ国・地域の投資家1,130人に調査した結果によると、ESGの観点を投資判断に採用している投資家の割合は約87%に上った¹³¹。ピークの90%からは微減となったが、依然として高水準だ。サステナブルファイナンスについても継続傾向だ。S&P Globalによると、2025年の世界のサステナブル債発行額は、前年比19%減の8,660億ドルとなった。年間発行額は減少傾向だが、発行残高は2026年に過去最高を更新する見込みである¹³²。

また、特に米国では2025年以降、消費者や株主からの企業に対する評価・圧力が活発化している。中でも、前述したトランプ政権による反DEIの動きを受け、多くの企業がDEIプログラムを後退させたことへの反応が目

126 Human Rights Watch “100 Human Rights Harms in 100 Days”

127 環境汚染・負担が社会的脆弱（ぜいじゃく）者（有色人種、先住民族、低所得者など）に集中するのは不公平であり公平に負担すべきという考え方。1994年の大統領令で制度化されたが、トランプ政権はこれを否定している。

128 Forced Labour Single Portal (https://single-market-economy.ec.europa.eu/single-market/goods/forced-labour-regulation_en)
今後、強制労働のリスクが確認されている製品および地域に関するデータベースも整備される見込み。

129 UFLPAの執行状況など関連情報は、ジェトロの特集「ウイグル強制労働防止法」を参照されたい。

130 カナダ政府発表（2026年6月12日付）

131 Capital Group “ESG Global Study – Fifth edition (2025)”

132 S&P Global “Sustainability Insights: Sustainable Bonds Global Outlook 2026: Consolidation, Not Expansion”（2026年2月12日）

立つ。アマゾンやマクドナルド、ネスレといった大手企業がDEI方針に関連し、ボイコットを受けた¹³³。また、株主との関係では、企業はDEI推進派・反対派双方からの働きかけを受けている状況だ。2026年の株主総会シーズン¹³⁴において、DEI推進の株主提案は10件にとどまる一方、反DEIの提案は43件に及んだ（5月末時点）。他方で、その時点で採決が行われた22件の反DEI決議案のうち、支持率は平均でわずか約1%にとどまった。このように、米国ではサステナビリティやDEIを巡る政治的・社会的対立が強まっているものの、企業に対する関心や期待そのものが低下しているわけではない。むしろ、企業は推進派・反対派双方から評価や説明責任を求められる状況に置かれており、サステナビリティは企業経営を巡る重要な争点として位置付けられる。

日本企業もこうした多様なステークホルダーからの要請にさらされている。一例として、花王は香港の投資ファンドであるオアシス・マネジメントから、取引先が人権侵害や森林破壊に関与している懸念があるとして、調査を求める株主提案を受けた。同提案は2026年4月の臨時株主総会で最終的に否決されたものの、賛成率は3割に達しており¹³⁵、サプライチェーン上の人権・環境リスクへの対応や情報開示に対する株主の関心の高さが窺える。

■日本企業のサステナビリティ対応、人権の取り組みが課題に

こうした流れを踏まえ、日本企業によるサステナビリティの取り組み状況を、ジェトロが2025年度に実施した本社アンケートから概観する。同調査では、持続可能な経営に関する現在の取り組みとして17項目について企業の対応状況を聞いた。結果を見ると、省エネルギー対策、包装材の削減・リサイクル、労働安全衛生の向上など、比較的着手しやすく、事業運営に直結する項目で実施割合が高かった一方、二酸化炭素（CO₂）排出量やエネルギー使用量の測定・開示、人権方針の策定、人権DDの実施など、社内体制の整備やサプライチェーン全体での情報把握を要する取り組みでは、大企業と中小企業の差が大きい結果になった。CO₂排出量やエネルギー使用量の測定・開示では大企業が67.7%に対し、中小企業は23.4%、人権方針の策定では大企業58.5%に対し中小企業17.8%、人権DDの実施では大企業42.3%に対し

中小企業10.9%にとどまった。

こうした差の背景には、サステナビリティ対応が、単なる経営理念の表明ではなく、人員体制の整備、情報収集の高度化、取引先との対話を伴う実務課題であることがある。特に人権分野では、自社内の労務管理にとどまらず、調達先や委託先を含むサプライチェーン全体でリスクを把握する必要がある。このため、対応には社内体制の整備や継続的な情報収集が求められる。企業のコメントからも、地域ごとに多様化する規制・認証への対応、取引先からの要請、人材・コストなどのリソース不足が負担となっていることが伺える。また、自社だけでなく、取引先や調達先を含むサプライチェーン全体でサステナビリティを評価する必要性を認識する企業も多く、リスク管理や情報開示のために取引先への調査を検討する動きも見られる（図表Ⅲ－41）。

図表Ⅲ－41 サステナビリティ対応における主な課題

分類	主な課題	企業コメントからみえる論点
規制対応	各国・地域の制度対応	EUのCSDDD、ドイツのサプライチェーンDD法、米国のUFLPAなど、国・地域ごとに異なる規制への対応が必要
認証・外部要請	認証取得、取引先からの要請	認証取得に必要な知識・人材の不足、外部からの要請項目の多様化・高度化への対応が負担
人材・コスト	社内体制、専門人材の確保	対応に必要な人材確保、体制整備、タイムリーな情報収集が課題
サプライチェーン	取引先・調達先を含む情報把握	サプライチェーン全体の人権・環境リスク、現地法規制、CO ₂ 排出量などの把握が必要
調査・確認	サプライヤー調査、CSR調査	リスク管理や情報開示のため、サプライヤー調査を検討する企業がある一方、マンパワー不足で着手できない企業も

〔注〕自由記述回答を基に整理。

〔出所〕「2025年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」から作成

■人権課題に取り組む中堅・中小企業

前述のとおり、中小企業による人権尊重の取り組み（人権方針の策定、人権DD）は大企業に比べて低位にとどまる。しかし、今後の取り組み意向には一定の広がりが見られる。同アンケートで、今後2～3年で強化または新たにに取り組む予定の項目では、中小企業でも人権DDの実施が24.4%、DEIの推進が25.0%、苦情処理制度の設置が23.7%となった。また、持続可能な調達の推進は36.9%、認証などの取得は29.6%と高く、取引先や市場からの要請を背景に、サプライチェーン上の人権課題への取り組みや環境対応への関心が高まっていることがうかがえる。

こうした中、中小企業でも一歩ずつ取り組みを前進させている企業はある。ジェトロは2025年7月から2026年2月にかけて、中堅・中小企業が人権尊重への理解を深め、取り組みの足掛かりを得ることを目的に、専門家との伴走型ワークショップを実施し、全国から5社の中

133 azcentral “These 7 companies have faced boycotts in 2025. Here’s why”（2025年9月22日付）

134 通常4月から6月にかけて、上場企業が年次総会を開催し、株主が企業の運営に影響を与える事項について投票を行う時期を指す。

135 日本経済新聞「花王の臨時株主総会、オアシスへの賛成3割 供給網調査の提案」（2026年5月1日付）

堅・中小企業が参加した。参加企業は、天然鉱物マイカを扱う製造業、貨物の検査・分析・認証に携わる企業、プラスチック製品製造企業、金属製缶パーツ製造企業、食品製造・販売企業など、業種や企業規模が幅広く、応募時点での取り組み状況も異なっていた（図表Ⅲ－42）。

図表Ⅲ－42 伴走型ワークショップ参加企業5社の概要

企業	所在地	従業員数	事業内容	ワークショップの主な内容
ヤマグチマイカ	愛知県	約80人	天然鉱物マイカを原料とするマイカパウダーの製造・販売	ステークホルダーエンゲージメント、国際機関との対話
海外貨物検査	東京都	約900人	貨物の検査・分析・認証	人権方針の策定
岐阜プラスチック工業	岐阜県	約870人	プラスチック製産業資材、工業部品、医療用部品、日用雑貨品などの製造・販売	ステークホルダーエンゲージメント、人権方針の策定
ヒロハマ	東京都	約130人	金属製缶パーツの製造	人権方針の策定
山口油屋福太郎	福岡県	約330人	食品の製造・販売、卸売、飲食事業	リスクマッピング

〔注〕従業員数はグループ会社を含む。

〔出所〕地域・分析レポート「中堅・中小企業の『ビジネスと人権』への取り組みの実践（日本）」から作成

ワークショップでは、各社の事業内容を踏まえ、バリューチェーン上にどのようなライツホルダー、すなわち人権への負の影響を受け得る人々が存在し得るかを確認した。その上で、人権課題に対する取り組み状況や社内体制を点検し、人権方針の策定、ステークホルダーエンゲージメント、リスクマッピングなど、各社の状況に応じて実践した。確認事項は、社内体制、相談窓口や通報制度、外国人労働者の有無、長時間労働、労働安全衛生、人権方針や行動規範の有無、調達先の確認項目、2次・3次サプライヤーの把握状況、販売先からの質問票・監査対応、配送や製造委託先の労働環境など多岐にわたる。

参加企業からは、多国籍企業や欧州顧客からの人権への取り組み要請が増えているとの声も聞かれた。具体的には、人権方針、サステナビリティ方針、各種認証、苦情処理メカニズム、人権DDの実施状況、自己評価質問票¹³⁶への回答を要求されるケースが増えているという。一方で、「自社にどう落とし込めばよいかわからない」「自社の規模でどこまで動けるかわからない」「多様化した要請への対応に課題がある」といった理由でワークショップに参加した企業もあり、中堅・中小企業が必要性を認識しながらも、実務への落とし込みに悩む実態がうかがえる。

中堅・中小企業にとって重要なこととして、自社の事業や取引関係に即して人権リスクを把握し、優先度の高い課題から段階的に対応することが実務上の第一歩となる。取引先からの質問票や監査への受け身の対応にとどまらず、ステークホルダーエンゲージメントの推進、人権方針の策定、リスクマッピング、取引先との対話、相談窓口や苦情処理制度の確認といった能動的な取り組みを通じて、サプライチェーン全体の透明性と信頼性を高めることが求められる。

■東南アジアのサプライチェーンにおける人権課題

日本企業にとって、東南アジアは主要な調達地域である。前述の本社アンケートによると、主要原材料・部品・仕入品について、回答企業の65.1%が海外調達を行っている。このうち、調達先としてASEANを挙げた企業は海外調達を行う企業のうち3割以上に上り、中国に次ぐ主要な調達先の1つとなっている。こうした調達構造を踏まえると、東南アジアでの持続可能な調達を進めるに当たっては、現地で実際に確認される人権課題を、国・産業・ライツホルダーごとに把握する必要がある。

ジェトロが2026年1月に公表した「東南アジアにおける責任ある企業行動と人権尊重のための調査」では、東南アジアに進出する日系企業が、サプライチェーン上流・下流を含め、多様な人権課題に直面し得ると指摘する。特に他国からの移住労働者が直面する人権リスクについては、昨今の東南アジアにおける重要な課題の1つとされる。移住労働者は、自社や1次サプライヤーの直接雇用に限らず、2次以降のサプライヤー、物流・清掃・警備などの下請け先を通じて、自社のサプライチェーンに関与している場合がある。移住労働者は、就労に際して人材紹介会社や仲介業者に採用・仲介手数料を支払う場合があり、こうした費用負担が移住労働者の債務につながる恐れがある。また、身分証明書を取り上げ、言語能力の不足やそれに起因する雇用契約や労働条件への理解不足、苦情処理制度へのアクセス不足などにより、権利侵害を受けやすい立場に置かれ得る。したがって、企業には、移住労働者がサプライチェーンのどこに存在し、どのような採用経路を経て就労しているのかを把握することが求められる。

■実効的な人権DDにはNGOなど外部との連携がカギ

一方、中堅・中小企業では人的・資金的リソースが限られ、人権やサステナビリティを専門に扱う部署や役職がない場合も多い。企業には、形式的なチェックリスト対応にとどまらず、各国の事業環境、産業特性、関係するライツホルダーを踏まえた実効的な人権DDが求めら

136 取引先が自社の労働、安全衛生、環境、人権、倫理等に関する取り組み状況を自ら回答する質問票を指す。一般にSAQ（Self-Assessment Questionnaire、自己評価質問票）とも呼ばれる。

れるが、前述したリソース不足からこうした対応を企業のみで担うことには限界がある。こうした中、ワークショップでは権利擁護のために活動するNGO・NPOなどの外部団体も、現地の人権リスクを把握し対処する上で連携可能なパートナーとなり得るとの指摘があった。国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(UNGPs)は、人権リスクの特定・評価に当たり、企業が社内外の人権専門性を活用し、影響を受け得る集団や関係ステークホルダーとの協議を行うべきとしている¹³⁷。また、直接の協議が難しい場合には、人権擁護者や市民社会を含む信頼できる独立した専門人材・機関に相談することも合理的な代替手段として挙げている。OECDのデュー・ディリジェンス・ガイダンスも、影響を受ける、または受け得るステークホルダーには地域社会、労働者、労働組合等が含まれるとした上で、NGO、地域の市民社会組織、国家人権機関、人権擁護者などを、意味のあるエンゲージメントにおける関連ステークホルダーとして位置付けている¹³⁸。このため、労働者や地域住民といったライツホルダーに近い立場で活動する団体の知見は、企業内部だけでは把握しにくい課題の特定や、現地事情を踏まえた対応策の検討に有用といえよう。

■AI時代にますます問われるサステナビリティ

近年、急速なデジタル化やAI活用、エネルギー転換の進展に伴い、深刻化するサステナビリティ課題も見られる。代表的な例として、エネルギー転換に伴う資源需要の増加が挙げられる。EVや再エネの普及は、気候変動対策として重要である一方で、その製造や設備に必要な重要鉱物(リチウム、コバルトなど)の採掘現場では児童労働、労働安全衛生上の問題、人権侵害、地域社会への悪影響などが国際的な課題として指摘されている。複数の国際機関や国際NGOが、重要鉱物サプライチェーンにおける責任ある調達と人権DD強化の必要性を指摘している¹³⁹。

さらに近年は、AIの急速な普及が新たな環境・人権リスクをもたらしている。国連大学水・環境・保健研究所(UNU-INWEH)は、AIをデータセンター、半導体、電力網、水資源、重要鉱物サプライチェーンなどから構成される物理的インフラとして捉え、その拡大に伴い電力・水・土地の利用が急増すると指摘している¹⁴⁰。加え

て、AIの便益が広く共有される一方で、水資源への負荷や土地利用の変化、電子廃棄物処理などの環境・社会的負担は特定の地域コミュニティに集中する傾向があり、環境正義の観点からも課題があるとしている。

このように、脱炭素化やデジタル化を推進する中で、その実現を支える資源採掘やインフラ整備といった過程では、新たな環境・人権リスクが発生する可能性がある。また、水資源に代表されるように、環境への負荷が地域住民の生活に直結するなど、環境破壊と人権への負の影響が連動するケースも見られる。さらに、AIの活用自体についても、差別、プライバシー侵害、監視の強化など人権への影響が国際的な課題として認識されている。

こうした中、企業の基本的な責任の観点から、人権は引き続き優先的に考慮されるべき要素とされる。UNGPsは、企業に対して人権への負の影響を特定・防止・軽減するための人権DDを実施するとともに、自ら引き起こした、または助長した負の影響については、その是正に取り組むことを求めている。この責任は、経済的利益や事業上の便益によって免除または正当化されるものではなく、気候変動対策やAI活用といった公益性の高い取り組みであっても例外ではない。また、人権侵害は生命や健康、生計、居住環境に深刻かつ不可逆的な影響を及ぼす場合があることから、影響を受ける人々の観点からその重大性を評価し、優先順位を付けるリスクベース・アプローチが重要となる。したがって、企業は環境対応や技術革新を推進する場合であっても、その過程で新たな人権リスクを発生させることがないよう、DDを実施することが求められる。

137 UN OHCHR “Guiding Principles on Business and Human Rights, 2011” (2011年6月11日)

138 OECD “OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct, 2018” (2018年2月1日)

139 例えばOECDは、鉱物分野に特化したDDガイダンスなどを発表している。

140 UNU-INWEH “Environmental Cost of Artificial Intelligence: Carbon, Water, and Land Footprints” (2026年6月3日)